平成29年第2回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成29年6月1日 開会

平成29年6月15日 閉会

吉田町議会

平成29年第2回吉田町議会定例会会議録目次

	第	1		号		(6	月	1	日)			
	長担	矣拶	Ş	•••	• • •							1	_
○開	会	の宣	'告	• • • •	•••							1	_
〇会	議釒	录署	名	議	員	の ?	指	名·				1	_
〇会	期(の決	定	•••	• • •							2	2
○諸	報台	告に	·つ	, ,	て							2	2
○議	案	第 4	4	号	\sim	議	案	第	6	1 号	号の一括上程、説明	1 ()
○第	1 -	亭 報	告	0	報	告.						1 9)
○議	員	派遣	けに	つ	V	て・						2 1	_
○散	:会(の宣	'告	• • • •	•••							2 1	_
	第	2		号		(6.	月	6	日)			
○開	議(の宣	'告	• • • •	•••							2 2	2
											採決		
○散	(会)	の宣	. 告	• • • •	•••							2 4	Ļ
	第	3		무		(6	日	1	2 E	7)		
	議(の宣	'告										
○議	議事	か宣 日 程	告しの	… 報	 告							2 5	5
○議	議事	か宣 日 程	告しの	··· 報	 告 							2 5 2 5	5
○議	議事	か宣 日 程	告しの	··· 報	 告 							2 5 2 5	5
○議	議事	の宣母を置い	【告 』の 』…	···· 報 ···	: 告: 士 巖							2 5 2 5 2 5 3 7	5
○議○一増	議事般	の宣母を質問	【告 』の 』…	··· 報 ···	: 告: 士 巖 子							2 5 2 5 2 5 3 7	5 5 7
〇議 〇一 増 大	議事般	の母質田石	告の	··· 報 ···	: 告: 士 巖 子							2 5 2 5 2 5 3 7	5 5 7
○ ○ 増大遠山議	議事般上之事	の日質田石篆内第宣程問	(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	報 号	:告:士巌子均の	 上	·····································					22 5 5 22 5 5 7 5 6 6 1 6 1 7 7 5 6 6 1	5 5 7)
○ ○ 増大遠山議	議事般上之事	の日質田石篆内第宣程問	(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	報 号	:告:士巌子均の	 上	·····································					22 5 5 22 5 5 7 5 6 6 1 6 1 7 7 5 6 6 1	5 5 7)
○ ○ 増大遠山議	議事般上之事	の日質田石篆内第宣程問	(1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	報 号	:告:士巌子均の	 上	·····································					22 5 5 22 5 5 7 5 6 6 1 6 1 7 7 5 6 6 1	5 5 7)
〇〇 一	議事般 案会 第	の 月 質 田 石 篆 内 第 の	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	報 号 号	:: 告 :: 士 巖 子 均 の ::	 上疗	程、		·····································			2 5 5 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	5 5 7 1 3
〇〇 一	議事般案会第議	の日質田石篆内第のの日質田石	告の … 剛 孝 2 告 告	報 号 号	: 告 : 士 巌 子 均 の :	 上 ^疗						2 5 5 2 5 5 2 5 5 6 6 1 6 6 7 5 6 6 7 6 6 7 6 6 7 6 6 7 6 6 7 6 6 7 6 6 7 6 6 6 7 6 6 6 7 6	5 5 7)) 1 3 5
一 増 大 遠 山 議 散 開 議	議事般案会第議事	の日質田石篆内第の の目宣程問 6 5 4 5 4 5 4	告の … 剛 孝 2 告 告の	報 号 号 報	: 告 : 士 巌 子 均 の : : 告	 上疗				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2 5 2 5 2 5 2 5 5 6 1 5 7 5 6 7 6 6 7 6 6 7 6 6	5 5 7)) 1 3 5
一	議事般案会第議事案	のヨ質田石篆内第ののヨ第宣程問 6 5 4 5 程4	告の … 剛 孝 2 告 告の 4	報 号 号 報 号	: 告 : 士 巌 子 均 の : : 告 の				·····································		子 探決	2 5 5 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	5 5 7)) 1 3 5 5 5 5
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	議事般案会第議事案案	のヨ質田石寨内第の のヨ第第宣程問 4 5 4 4 5 4 5 4 5 4 6 5 4 5 4 5 4 7	告の:剛孝 2 告 告の45	報 号 号 報 号 号	: 告 : 士 巌 子 均 の : : 告 の の							2 5 5 2 5 5 6 7 6 7 6	5 5 7 9 8 8 8

○議案第48	号の質疑、	討論、	採決8	0
○議案第49	号の質疑、	討論、	採決8	0
○議案第50	号の質疑、	討論、	採決8	1
○議案第51				
○議案第52	号の質疑、	討論、	採決8	2
○議案第53	号の質疑、	討論、	採決8	2
○議案第54	号の質疑、	討論、	採決8	3
○議案第55	号の質疑、	討論、	採決8	3
○議案第56	号の質疑、	討論、	採決8	4
○議案第57	'号の質疑、	討論、	採決8	4
○議案第58	号の質疑、	討論、	採決8	5
○議案第59	号の質疑、	討論、	採決8	5
			採決8	
○議案第61	号の質疑、	討論、	採決8	7
○議案第62	号の質疑、	討論、	採決8	7
〇発議案第2	号の上程、	説明、	質疑、討論、採決8	8
〇発議案第3	号の上程、	説明、	質疑、討論、採決8	9
○議員派遣に	こついて		9	1
○議会閉会中	ロの継続調査	につい	·τ9	1
○町長挨拶…			9	1
○議長挨拶…			9	5
○閉会の宣告	÷ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		9	5

開会 午前 9時00分

○議長(藤田和寿君) 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成29年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

〇議長(藤田和寿君) 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

〇町長(田村典彦君) 議会定例会を迎えて、議員の皆様の元気な顔に接してうれしく思って おります。

私はいつも思うんでございますけれども、私も皆さんも選挙で選ばれて、4年、半分が過ぎて、折り返し地点を過ぎて、これから後半戦を迎えるわけでございますけれども、私は議員の皆様の議員活動についてはほとんどわかりませんけれども、議会活動というものは豊かな議員活動の上に私はあると考えております。是非とも、豊かな議員活動に裏づけられた豊かな議会活動をこの定例会において繰り広げていただくことを切に望みます。どうぞよろしくお願いいします。

○議長(藤田和寿君) ありがとうございました。

◎開会の宣告

○議長(藤田和寿君) ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから平成29年第2 回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(藤田和寿君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、3番、遠藤孝子君、4番、蒔田 昌代君を指名いたします。 _____

◎会期の決定

○議長(藤田和寿君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月1日から6月15日までの15日間といたしたいと思います。 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日6月1日から6月15日までの15日間に決定しました。 なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりで ありますので、御了承願います。

◎諸報告について

〇議長(藤田和寿君) 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、委員の辞任及び選任並びに委員長の選任について報告します。

閉会中に、議会ICT推進特別委員会委員長、私、藤田和寿から議会ICT推進特別委員会委員の辞任願を地方自治法第106条第1項及び吉田町委員会条例第10条第2項の規定により副議長に提出し、許可されました。

また、この辞任による補欠委員として、委員会条例第5条第4項ただし書きの規定により、 同委員会委員に、10番、大塚邦子君を選任し通知しました。

なお、同委員会の新しい委員長として、委員会条例第6条第2項の規定により、8番、杉本幸正君が選任されました。

次に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告書が提出されております。 写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてでありますが、議員派遣結果報告書をお手元に配付させてい ただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係に関することについてでありますが、5月31日水曜日、東京都中野サンプラザホールにおいて、平成29年度町村議会議長・副議長研修会が開催されました。本研修会は、「これからの町村議会を考える」をテーマに開催されました。研修は、初めに、

「大地震における自治体と議会の使命」と題した、公益財団法人地方自治総合研究所主任研究員の今井 照氏による基調講演がありました。続きまして、町村議会特別表彰として二部構成により、北海道浦幌町議会議長、田村寛邦氏と京都府精華町議会から、それぞれの議会改革への取り組みなどについて発表されました。

また、「議長・副議長のあり方」と題した、新潟県立大学国際地域学部准教授、田口一博氏による講演がありました。大変有意義な講演等であり、これからの議会活動、議会の活性

化に向けて、大いに参考になり、今後に生かしてまいりたいと思います。

次に、本定例会への説明員として委任または委嘱され、出席する者の職・氏名を一覧表と してお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほど、お願いいたします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

〇町長(田村典彦君) 平成29年第2回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の 概要等について御報告申し上げます。

新しい年度を迎え、さまざまな場面において、町民の皆様や企業の皆様などを前に御挨拶させていただく機会がございましたが、私はその都度、「2017年はこの町が大きく変わる姿を、はっきりと形を整えて町民の皆様にお示しすることができると思います」とお話しさせていただきました。その言葉どおり、2017年すなわち平成29年度は、特に東日本大震災を契機として進めてまいりましたあらゆる事業におきまして、町の姿が大きく変わってまいります。

当町は、平成23年3月の東日本大震災以降、失われた安全・安心を取り戻すため、ピンチをチャンスに変えるべく、スピード感をもって「津波防災まちづくり」に取り組んでまいりました。その結果、「津波防災まちづくり」の柱の一つであります「町民の皆さまの命を守る対策」は、昨年10月の北オアシスパークの完成をもっておおむね完了し、現在は、「町民の皆さまの財産、企業の皆さまの生産活動を守る対策」といたしまして、1000年に一度の大津波を海岸で食いとめる防潮堤としての機能を持ち合わせた「シーガーデン」の構築に向け、全力で取り組んでおります。

本年度は、津波防災まちづくりやシーガーデンシティ構想における取り組みとして整備を進めております吉田漁港多目的広場の盛土工事や国土交通省による防潮堤整備、また内陸のフロンティアを開く取り組みにおける企業の進出など、その姿がまさに目に見える形で町民の皆様の前に現れてまいりますので、実際にその姿をごらんいただければ、この町が本当に大きく変わっていくのだと実感していただけることと思います。

一方で、本年2月に決定いたしました当町の新しい教育改革プランであります「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan(ティーシーピー・トリビンス・プラン)」に位置づけられた取り組みが本格的に始まります。

去る4月28日の新聞各紙夕刊に、公立小・中学校の教員を対象とした2016年度の勤務実態調査結果の速報値が掲載されましたが、この調査結果によりますと、教員の平日の勤務時間は、2006年度の前回調査に比べて1日当たり30分から40分長い11時間以上となり、小学教諭の33.5%、中学教諭の57.7%が、国が示す過労死ラインに達する週20時間以上の残業を行っていることが明らかになりました。これはまさに、教員の多忙化が浮き彫りとなった衝撃的な結果であり、非常に深刻な状況でございます。

当町の新教育改革プランは、こういった教員の多忙化の解消にも大いに寄与できるものであります。そして、このプランを推進することにより、子供たちは質の高い教育を受けることができ、確かな学力を身につけ、さらに保護者は教育環境が充実する波及効果により、安

心して社会に出て働くことができるという、子供、教職員、保護者それぞれがともに利益を得られる「三者共益」の達成を目指した、他に例のない画期的なプランでございますので、本年度はこのプランに位置づけられた教育政策を着実に進め、三者共益の達成に向け、全力で取り組んでまいります。

平成29年度は、新たな事業も着々と動き出し、町の姿が大きく変わってまいりますので、 議員各位におかれましても、是非とも御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新年度に入りまして2カ月が経過したところでございますが、本年度の事業の 進捗状況につきまして、御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、吉田漁港多目的広場の整備につきまして、御報告申し上げます。

吉田漁港多目的広場につきましては、昨年度から本格的に工事に着手し、現在、全体施行延長548メートルのうち345メートルの区間において、海抜10メートルの高さまでの盛土が完成しております。去る4月29日には、町民の皆様を対象に一般公開を実施し、多くの町民の皆様にその高さを体感していただきましたが、実際に敷地の広さと眼下に広がる駿河湾の景色をごらんいただいた多くの皆様方から、完成に向けての期待の高さを実感する言葉をかけていただきました。

本年度につきましては、引き続き残りの部分の盛土工事を実施し、年度末までには、国土 交通省の防潮堤との取り合い部分を残し、盛土構造物を完成させる計画で進めてまいります。 また、あわせまして、完成した盛土構造物ののり面を保護するための護岸工事にも着手して まいります。

なお、現在、盛土工事の発注に向けた手続を進めており、6月9日執行予定の入札により 契約予定者が決定いたしましたら、今議会定例会に請負契約の締結議案を上程させていただ きたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、当町が取り組んでおります、内陸のフロンティアを開く取り組みについてでございます。

初めに、北オアシスパークを核として事業を進めております「物資供給拠点確保事業区域」の状況でございますが、このほど、北オアシスパークの東側区域に区域全体として3店舗目となる株式会社杏林堂薬局の商業施設の立地が決まりました。この立地計画の達成に向けまして、農地転用や開発行為に係る手続も済ませ、地域住民の皆様を対象とした建設工事に係る説明会も開催されたところであり、来年3月のオープンを目指して今月中にも工事に取りかかる予定と伺っております。

次に、川尻高島地区で進めております「企業活動維持支援事業」でございますが、こちら も順調に事業が進んでおります。

平成27年度に、地元地権者の代表者3人を含む「吉田町内陸のフロンティアを拓く総合特区(企業活動維持支援事業区域)推進協議会」を設置して以来、協議会の中で事業の推進方針等を御協議いただきながら、事業進捗を図ってまいりました。この結果、立地予定企業も具体化させることができ、基盤整備の方向性も定めることができましたことから、町では本年度、地権者の皆様の御協力を得ながら、道路整備等に係る用地買収を進め、工事にも着手をしてまいります。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0事業」についてでございます。

当町では、昭和56年5月以前の旧耐震基準の木造住宅の耐震化を促進するためのプロジェクト「TOUKAI-0」事業につきまして、本年1月から制度を拡充し、積極的に推進しているところでございます。

本年度の状況でございますが、無料耐震診断に2件、耐震補強計画策定に1件、耐震補強 工事に1件のお申し込みをいただいており、これ以外にも耐震化に関するお問い合わせが十 数件ございますことから、例年以上に成果が上がるのではないかと期待をしております。

また、熊本地震からちょうど1年に当たる4月14日には、自彊小学校の3年生と4年生を対象に、住宅の耐震に興味を持っていただくことを目的といたしまして、地震体験車による 模擬体験や模型による家屋倒壊の実演などの防災に関する啓発活動を実施いたしました。

今後も、戸別訪問やダイレクトメールの発送等により積極的なPR活動を行い、対象者の さらなる掘り起こしを進め、木造住宅の耐震化を加速させてまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、健康づくり事業につきまして、御報告申し上げます。

当町では、さまざまな年代の方を対象に、健康運動事業や生活習慣病予防事業などの健康づくりに関する事業を積極的に展開しておりますが、このうち運動習慣の定着による生活習慣病予防を目的として実施してまいりました「健康体操教室」につきましては、本年度から名称を「若返り貯筋塾」に改め、これまでの健康体操に加えて、健康に関する講話や体組成計による身体測定を取り入れることといたしました。

体組成測定により、参加者の身体状況の変化をデータで客観的に把握することが可能となりますことから、このデータを活用し、参加者の皆様がより効果的に健康づくりに取り組むことができるよう、お一人お一人に対応したきめ細かな支援を行っていまいります。

また、保健師や管理栄養士等が各地区へ出向いて実施する健康相談、各種教室等におきましても、体組成計による測定を行い、測定結果に基づいた個別相談を実施してまいります。

次に、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を強化するため、3つのメニューにより事業を展開しております「よしだにこにこ子育て保健サービス」についてでございます。

まず、昨年4月に、専門的な相談支援を行う拠点として、保健センター内に設置いたしました「子育て世代包括支援センター」についてでございますが、皆様により身近で親しみやすい施設として御利用いただけるよう、愛称を「よしにこ」と名付け、広く周知を図っております。「よしにこ」では、これまでと同様に、母子保健コーディネーターである助産師や保健師による、お一人お一人に対応したきめ細かな総合相談支援を実施してまいります。

次に、スマートフォンやパソコンで、お子さんの成長記録や予防接種記録を管理することができる電子親子手帳アプリ「よしにこダイアリー」についてでございます。このアプリは、本年4月に導入を済ませましたが、これを積極的に活用していただくことにより、母親のみでなく、父親、祖父母等、家族で成長記録を共有できるようになって、子育てに関する不安や悩みが解消され、家族みんなで安心して子育てができるようになるものと期待をしております。

今後、このアプリをより一層活用しやすくするため、町からもアプリを通じて子育てに関する情報等を随時発信してまいります。

次に、産前産後の通院に係る交通費の一部助成と、新生児期に行う新生児聴覚スクリーニ

ング検査や産後1カ月検診等に係る経費助成として、本年度新規に創設いたしました「妊娠 出産等応援パッケージ助成事業」、通称「よしにこパッケージ助成」についてでございます が、母子手帳交付時などに制度を御案内させていただきまして、これまでに22件の申請がご ざいました。

今後も、妊産婦の皆様が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「よしだにこにこ子育て保健サービス」を展開していくとともに、関係機関とのさらなる連携を図り、母子保健サービスを強化してまいります。

続きまして、児童の安全確保対策についてでございます。

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化を図ることなどが盛り込まれた「児童福祉法等の一部を改正する法律」が平成29年4月1日から完全施行となりました。

これを受け、当町では、4月からこども未来課で所管しております児童虐待、家庭相談窓口の執務場所を教育委員会事務局学校教育課内に移し、関係機関等とのさらなる連携を強化しているところでございますが、これによりカウンセリングを必要とする児童へのスクールソーシャルワーカーによる支援や、学校での児童の様子を共有することが可能となり、迅速な問題解決へとつながっております。

続きまして、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる「新しい総合事業」についてでございます。

地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合う体制づくりを推進し、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援を可能にすることを目的とした新しい総合事業が4月からスタートいたしました。

当町が実施する新しい総合事業の一つであります「現行の訪問介護相当・通所介護相当」に分類されるサービスにつきましては、町内の事業所がみなし指定となり、訪問介護相当サービスでは2つの事業所、通所介護相当サービスでは5つの事業所がサービスを提供しております。現在、介護サービスを提供している事業所が、引き続き新しい総合事業に携わりますことから、利用者の皆様は、円滑にこれまでと同様のサービスを受けることができております。本年度に入りまして当町が新規に指定した事業所は、通所介護相当サービスにつきましては、吉田町、牧之原市、島田市にある各事業所の3事業所、訪問介護相当サービスにつきましては、島田市内にある1事業所でございまして、サービス提供体制を充実させた中で事業を展開しております。

また、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士等が指導にあたる運動器や口腔機能の向上及び栄養改善を目的とした専門職による短期集中サービス、いわゆる「通所型サービスC」につきましても事業を開始いたしました。4月は、運動教室へ13人の方が参加され、お一人お一人に対応したメニューを提供しながら事業を展開しております。

次に、6月1日から事業を開始いたします「吉田町ワンコインサービス事業」でございますが、この事業メニューは、大きく2つに分かれており、1時間100円の「ワンコインサービス100」と1時間500円の「ワンコインサービス500」でございます。

初めに「ワンコインサービス100」でございますが、これは介護保険制度に基づく新しい総合事業の「訪問型サービスA」によるもので、65歳以上の高齢者のみの世帯で世帯全員が基本チェックリスト事業対象者、または要支援認定者の方を対象とするものでございます。

一方の「ワンコインサービス500」でございますが、これは従来より高齢者の皆様から御要望をいただいておりました電球の取りかえや草取り、家具の移動、留守番など、介護保険のホームヘルプサービスでは制度上行うことができないサービスを、吉田町独自の福祉サービスとして提供するものでございます。

この吉田町ワンコインサービス事業は、一般社団法人吉田町シルバー人材センターに委託 して実施してまいりますが、シルバー人材センターの事業拡張や会員の増加はもとより、会 員自身の健康維持や介護予防の一助にもつながるものと期待をしております。

今後は、緩和した基準による「通所型サービスA」と、住民を主体とした「通所型サービスB」の創設に向け、よりよいサービス体制が構築されるよう準備を進めるとともに、高齢者自身が社会の中で役割や生きがいを持つことで積極的に社会活動に参加し、自立した生活を送ることができるよう支援してまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関する事業のうち、創業支援センターの開設につきまして、御報告申し上げます。

この創業支援センターは、創業を目指す方や創業して間もない方に、事務室や打ち合わせスペースなど仕事に必要な環境を提供するための施設で、国の地方創生加速化交付金を活用し、旧すみれ保育園の園舎の一部を改修して、本年3月末に完成したものでございます。施設の概要としましては、貸し出し用の事務室が3区画あり、1区画が約16平方メートルでございます。事務室には、事務机やロッカー、エアコンが完備されているほか、共同で使用できる打ち合わせスペース、給湯室、トイレが設置されております。

現在、利用者を募集しておりますが、今のところ利用実績はございませんので、今後開催される創業応援セミナーなどの機会を捉え、積極的に情報を提供していくほか、町、商工会及び金融機関等で構成する吉田町創業支援ネットワークや、一般社団法人吉田町まちづくり公社と連携を図りながら、町内で創業を目指す皆様を多面的に支援してまいります。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、新婚生活応援補助金制度につきまして、御報告申し上げます。

この制度は、結婚に伴い町内に住宅を購入、建築、賃借する場合に係る住居費と引っ越し 費用の一部を補助し、新婚生活を経済的に支援するもので、国の結婚新生活支援事業費補助 金を活用して本年度から開始したものでございます。

補助対象者は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯で、かつ、平成28年度分の所得が340万円未満の世帯でございます。補助金の額は、夫婦の双方が婚姻前から町内に居住していた場合は30万円、夫婦のどちらか一方が婚姻に伴い町外から転入した場合は40万円、夫婦の双方が婚姻に伴い町外から転入した場合は50万円となっております。

現在は、ホームページや「広報よしだ」を活用して周知を図っているほか、婚姻届を提出された方にも制度を御案内させていただいております。多くの皆様に御利用いただけるよう、今後も補助制度のさらなる周知を図り、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することによりまして、町民の皆様の結婚の機運を醸成するとともに、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、町外在住者の移住と町内在住者の定住を促進してまいります。

次に、道路網や河川の整備につきまして御報告申し上げます。

まず、大幡川幹線の道路改良事業についてでございますが、現在未整備となっております

主要地方道吉田大東線から東名高速道路までの区間につきましては、既に測量業務に着手を しており、7月末までには業務が完了する予定でございます。

また、準用河川であります大幡川の河川改修事業についてでございますが、現在平成28年度からの繰り越し事業といたしまして、大幡川のほか、上流部の大窪川及び第2大窪川の測量設計業務を進めており、9月上旬までには業務が完了する予定でございます。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、「吉田 町教育元気物語 TCP Triwins Plan (ティーシーピー・トリビンス・プラン)」の進捗状況につきまして、御報告申し上げます。

冒頭でも触れさせていただきましたが、本プランは、新学習指導要領に対応するとともに、 近年、深刻な問題となっております教職員の多忙化を解消し、質の高い教育を受けることで 子供たちが確かな学力を身につけ、さらに保護者は、教育環境が充実することにより安心し て社会に出て働くことができる、教職員、子供、保護者がともに利益を享受することができ るものであり、また、人口減少社会における一億総活躍社会の実現及び働き方改革等、国の 動向にも沿った町独自の先駆的な教育施策でございます。

それでは、本プランの実現に向けた具体的な施策について、現在までの進捗状況を御報告いたします。

まず、学習環境の整備についてでございます。夏季及び冬季において、児童生徒がより快適に授業に専念できる環境を整えることを目的として、町内小・中学校の全ての普通教室及び特別教室にエアコンを設置する工事につきましては、3月の議会臨時会におきまして、小学校分の契約締結をお認めいただいておりますが、中学校分につきましても、5月に契約を締結いたしました。現在は、これらの契約に基づき、全小・中学校において既に工事に着手しておりますので、7月の供用開始に向け、着実に工事を進めてまいります。

次に、外国語・国際理解教育の推進についてでございます。町では現在、外国語指導助手、いわゆるALTを中学校に1名、小学校に1名それぞれ配置しております。7月には、ALTをさらに2名小学校に配置することで合計4名となり、町内4つの小・中学校にそれぞれ1名ずつ配置することが可能となります。また、このALTを効率的に活用するため、英語教育プログラムコーディネーター1名を配置いたしました。さらにこれらの人事配置に加え、英語教育研修会等を開催することで、児童生徒の英語力の向上のみならず、教師の英語力及び英語指導力の向上を図り、平成32年度の次期学習指導要領全面実施に先駆けて、外国語教育を充実させていくこととしております。

次に、幼児教育及び小・中一貫教育の推進についてでございます。

町と教育委員会では、昨年9月に「吉田町幼児教育カリキュラム作成委員会」を立ち上げ、幼児教育の充実や吉田町教育大綱における切れ目のない効果的な「つながりのある教育」の推進に向け、カリキュラムの作成に取り組んでまいりましたが、本年3月に完成いたしましたことから、本年度は、この幼児教育カリキュラムで定めた内容を実際の活動に取り入れることとしております。

当町の幼児教育カリキュラムは、歳児別ではなく、それぞれの発達段階における「目指す姿」を設定し、一人一人の学びの成長を的確に把握していくことが特徴でございますが、カリキュラムの実践に当たりまして、幼児教育従事者の資質能力を高めるため、昨日、5月31日に保育士や幼稚園教諭など幼児期の教育に携わる指導者の方々を対象に「吉田町幼児教育

講演会」を開催し、意識の高揚を図ったところでございます。講演会では、千葉大学教育学部教授の松嵜洋子先生から、国の幼稚園教育要領改訂や保育所保育指針改正のほか、吉田町幼児教育カリキュラムの実践ポイントにつきまして、御指導をいただきました。

本年度は、本カリキュラムに基づいた教育の実践と検証を行い、最終的には「教師・保育 士用指導書」を作成するとともに、あわせて「小学校スタートカリキュラム」を検討するこ とで、幼・保・小が連携した質の高い幼児教育の創出を目指すこととしております。

また、小中一貫教育につきましては、本年度からそのあり方の検討を開始し、当町に最も ふさわしい小中一貫教育制度を作り上げたいと考えております。そして、小中一貫教育を実 施することにより、先に申し上げた幼児教育を含めた幼・保・小における切れ目のない効果 的な「つながりのある教育」を実現し、もって将来を担う子供たちに確かな学力の定着を図 ることとしております。

最後に、学力・学習状況調査の結果に基づいた授業の実践についてでございます。

当町では、吉田町ラーニングプランに基づき、4月に行われました全国学力・学習状況調査に合わせ、今回も町独自の学力・学習状況調査を実施いたしました。今後、これらの調査結果の分析を踏まえた授業改善を行うことで、引き続き、児童生徒の確かな学力の定着や学習意欲の向上を図ってまいります。

また、昨年度から実施している公設学習塾につきましても、同調査の結果分析を踏まえ、 児童生徒一人一人に対応した適切な教材を用いて、5月から実施しております。

本年度は、吉田町ラーニングプラン事業の最終年度となりますことから、本事業そのものの総まとめを行い、本プランを通して培った確かな学力を保証する環境づくりにつきましては、新プランである「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan(ティーシーピー・トリビンス・プラン)」を支える柱の一つとして、継続していく方針でございます。次に、吉田町総合体育館の耐震補強改修工事についてでございます。

吉田町総合体育館は、建設から34年が経過し、平成17年度に実施した耐震診断におきまして、「近年発生すると想定されている東海地震や南海トラフ大地震では、倒壊の可能性は低いが、かなりの被害を受けることが想定される」と診断されておりますことから、昨年度、耐震補強計画を策定いたしました。本年度は、この計画に基づき、一日でも早く耐震補強工事に着手できるように事務を急いで進めておりますが、その一環として、今議会定例会には、この工事に係る請負契約締結議案を上程させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業といたしまして、地域 経済と連携した「省CO₂化手法促進モデル事業」につきまして、御報告申し上げます。

現在当町では、環境省所管の補助制度を活用し、地域経済の活力を最大限に生かすバルクリース方式により、複数の公共施設に低炭素設備の導入を進めており、昨年度につきましては、図書館の照明設備のLED化を実施いたしました。

本年度は、さくら保育園、わかば保育園の空調設備の改修及び照明設備のLED化、図書館の空調設備の改修、さらには、住吉小学校、中央小学校、自彊小学校及び吉田中学校の照明設備のLED化を実施することとしており、現在は、事業採択に向けて準備を進めているところでございます。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、

ふるさと納税につきまして、御報告申し上げます。

当町では、ふるさと納税に対し、平成28年6月21日から返礼品を提供させていただくことにいたしましたが、これが幸いしたのか、昨年度は全国各地の方から多くの御寄附をいただきました。この寄附総額は、速報値ではありますが、6億7,432万5,000円となっており、寄附件数は5万1,293件でございました。御寄附いただきました方の居住地を都道府県別にみますと、東京都、神奈川県、大阪府の3都道府県からの御寄附が多く、この3都道府県で2万3,863件と全体の46.5%を占めております。また、1件当たりの寄附額につきましては、1万円が3万1,958件、2万円が1万3,472件と、全体の寄附件数の88.6%を占めている状況でございました。

このように多くの皆様方から寄せられました貴重な御寄附のうち、使い道を指定された御寄附につきましては、平成29年度の予算に反映させていただき、住民サービスの質の向上に役立たせていただいております。

こうした中ではございますが、国は、ふるさと納税の返礼品の送付に関しまして、自治体間の競争の過熱や、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されている全国の状況を踏まえ、ふるさと納税に係る返礼品の見直しを要請してきております。当町では、この要請を真摯に受け止め、現在5割以下としております返礼割合を9月1日から3割以下にするように、協力事業者の皆様と協議を進めながら調整を図ってまいります。

今後も引き続き、多くの皆様から吉田町を応援していただけるよう、魅力的な町づくりに 取り組んでまいります。

以上、本年度の事業の進捗状況につきまして、御報告させていただきましたが、本年度は、 東日本大震災を契機として進めてまいりました津波防災まちづくりや内陸のフロンティアを 開く取り組みに加え、学校教育の分野におきましても、この町の大きく変わる姿がはっきり と形を整えて町民の皆様の前に現れてまいります。

また、予定している事業を着実に進めることにより、町民の皆様が安心して暮らすことができ、多くの人が訪れていただけるような「人が集い 未来へはばたく 魅力あふれるまち吉田町」の実現につながるものと確信をしております。

議員各位におかれましても、こうした町の取り組みに対し御理解をいただき、今後も御支援御協力を賜りますようお願い申し上げ、本定例会の行政報告といたします。

○議長(藤田和寿君) ありがとうございました。

◎議案第44号~議案第61号の一括上程、説明

○議長(藤田和寿君) 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第4、第44号議案から日程第21、第61号議案までの18議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

〇町長(田村典彦君) 平成29年第2回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について2件、契約の締結について1件、委員任命に係る同意案件1件、人事案件14件の合計18件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第44号議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、外国青年を招致して外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業、いわゆるJETプログラムを活用し、外国語指導助手を今年度任用することから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づく、非常勤職員となる外国語指導助手の報酬の額を新たに定める改正を行おうとする内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第45号議案は、吉田町職員の育児休業等に関する条例及び吉田町職員の勤務時間、休暇等 に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正により、養子縁組里親が新たに法定化されたこと及び里親に関する定義規定が再編されたことに伴い、本条例の関係箇所について所要の改正を行おうとする内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第46号議案は、平成29年度吉田町総合体育館耐震補強改修工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、吉田町総合体育館の耐震補強改修工事につきまして、一般競争入札により契約金額4億9,356万円で、島田市向島町4532番地、大河原建設株式会社、代表取締役社長、朝倉純夫と請負契約を締結することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第47号議案は、吉田町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについてでございます。

本議案は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の改正により、農業委員の選出方法が、公選制から議会の同意を必要とする市町村長の任命制に変更されたことから、同法第9条第1項の規定により、農業委員の募集の結果、認定農業者等の数が当町の農業委員の定数14人の過半数に達しなかったことに伴いまして、同法第8条第5号ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)第2条第2号の規定により、認定農業者等のほか、認定農業者等であった者、認定農業者の親族などの認定農業者等に準ずる者を加えた数が、委員の4分の1以上を占めるようにすることの議会の御同意をお願いするものでございます。

次の第48号議案から第61号議案までの議案につきましては、上程理由が同一の人事案件で ございますので、一括で説明させていただきたいと存じますので御了承ください。

第48号議案から第61号議案までは、吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が公選制から議会の同意を必要とする市町村長の任命制に変更されたことから、同法第8条第1項の規定により、農業委員の定数14人の任命につきまして、それぞれ議会の御同意をお願いするものでございます。

御同意をお願いする方は、第48号議案は、吉田町神戸3101番地の8の大石節夫さん、第49

号議案は、吉田町川尻3043番地の31の田島 豊さん、第50号議案は、吉田町大幡1747番地の 曽根久夫さん、第51号議案は、吉田町住吉2113番地の村田宇一さん、第52号議案は、吉田町 神戸2405番地の大石春美さん、第53号議案は、吉田町住吉54番地の柳原 豊さん、第54号議 案は、吉田町川尻3614番地の1の大石高行さん、第55号議案は、吉田町住吉2554番地の増田 ちづ子さん、第56号議案は、吉田町住吉3105番地の三輪 弘さん、第57号議案は、吉田町川 尻560番地の髙橋勝雄さん、第58号議案は、吉田町片岡2390番地の1の田村宏巳さん、第59 号議案は、吉田町神戸4197番地の萬年敏明さん、第60号議案は、吉田町神戸952番地の石間美 弥子さん、第61号議案は、吉田町片岡3394番地の1の吉永 貢さん、以上14人の任命につき まして、それぞれ議会の御同意をお願いするものでございます。

以上が、上程をいたします18議案の概要でございます。

なお、今回の議会定例会に上程を予定しております、契約の締結についての1件、平成29 年度吉田町総合体育館耐震補強改修工事請負契約の締結につきましては、工期日程が非常に タイトなスケジュールとなっており、早期の執行及び早い段階から準備を行う必要がござい ますことから、今議会開会後早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほ どよろしくお願いいたします。

また、今回の議会定例会中になろうかと思いますが、現在吉田漁港の東防波堤の住吉地先に準備をしております、多目的広場の盛土工事につきまして、事業のさらなる進捗を図るため、平成29年度農山漁村地域整備交付金吉田漁港多目的広場盛土工事請負契約を実施する予定でございます。このため、当該契約の準備が整い次第、今議会に契約の締結に関する議案を追加上程させていただきたいと存じますので、御承知くださいますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(藤田和寿君) 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

初めに、総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長(久保田明美君) 総務課でございます。

総務課からは、第45号議案、第48号議案から第61号議案までの計15議案につきまして、御 説明申し上げます。

初めに、45号議案 吉田町職員の育児休業等に関する条例及び吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書の3ページから5ページ及び参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと存じます。本議案は、児童福祉法の改正により、里親のうち養子縁組によって養子になることを希望しているもので、養子縁組里親名簿に登録された者について、養子縁組里親として法定化するとともに、里親に関する定義規定が再編されたことに伴い、関係する吉田町職員の育児休業等に関する条例及び吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の関係箇所について、所要の改正を行おうとするものでございます。

また、職員の育児休業等に関する人事院規則が改正され、再度の育児休業ができる特別な

事情、育児休業期間の再度の延長ができる特別の事情及び育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情に、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことが加えられたことから、吉田町職員の育児休業等に関する条例の関係箇所について、あわせて所要の改正をする内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

初めに、吉田町職員の育児休業等に関する条例の改正内容でございますが、第2条の2の 改正規定につきましては、児童福祉法第6条の4第2項に規定されていた養育里親が、同法 第6条の4第1号に再編されたこと及び養子縁組里親が新たに同法第6条の4第2号に定義 されたことから、当該箇所を改正後の児童福祉法に合わせるため改正しようとするものでご ざいます。

第3条の改正規定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の条例で定める特別な事情、再度の育児休業ができる特別の事情に、育児休業に係る子について、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所就業前の子供に関する教育、保育所等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園、または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における、保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを新たに加え、町条例において準用する人事院規則と同様の内容に改正しようとするものでございます。

第4条の改正規定につきましても、第3条の改正規定と同様に、地方公務員の育児休業等に関する法律第3条第2項の条例で定める特別な事情、育児休業の再度の延長ができる特別の事情に、人事院規則の改正に合わせて、育児休業に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加えようとするものでございます。

第10条の改正規定につきましても、第3条及び第4条の改正と同様に、地方公務員の育児 休業等に関する法律第10条第1項ただし書きの条例で定める特別な事情、育児短時間勤務の 終了日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特 別の事情に、人事院規則の改正に合わせて、育児短時間勤務に係る子について、保育所等に おける保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加え ようとするものでございます。

次に、吉田町職員の勤務時間休暇等に関する条例の改正の内容についてでございますが、 第3条第4項第1号の改正規定につきましては、児童福祉法第6条の4第1項に規定されて いた里親が再編され、同法第6条の4第2号に、養子縁組によって両親となることを希望し ている者のうち、養子縁組里親名簿に登録された者が養子縁組里親として新たに規定された ことから、関係箇所を改正後の児童福祉法に合わせるために改正しようとするものでござい ます。

第8条の2第1項の改正規定につきましては、第3条第4項第1号の改正と同様に、児童福祉法第6条の4第1項に規定されていた里親が再編され、同法第6条の4第2号に、養子縁組によって両親となることを希望している者のうち、養子縁組里親名簿に登録された者が養子縁組里親として新たに規定されたことから、関係箇所を改正後の児童福祉法に合わせるために改正しようとするものでございます。

第8条の2第4項の改正規定につきましても、同条第1項の改正と同様に、児童福祉法第6条の4第1項に規定されていた里親が再編され、同法第6条の4第2号に、養子縁組によって両親となることを希望している者のうち、養子縁組里親名簿に登録された者が養子縁組里親として新たに規定されたことから、当該箇所の改正後の児童福祉法に合わせるとともに、同法の不用な箇所について削除する改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、第48号議案から第61号議案までの議案につきましては、上程理由が同一の人事案件 でございますので、一括で御説明をさせていただきたいと存じますので、御了承ください。

議案書9ページ以降をごらんいただきたいと存じます。

第48号議案から第61号議案までは、吉田町農業委員会の委員の任命につき、同意を求めることについてでございます。

本議案は、農業委員会等に関する法律が一部改正され、平成28年4月1日から施行されたことに伴いまして、農業委員の選出方法が公選制から、議会の同意を必要とする市町村長の任命制に変更されたことから、同法第8条第1項の規定により、農業委員の定数14人の任命につきまして、それぞれ議会の御同意をお願いするものでございます。

なお、本議案は第47号議案 吉田町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに 準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについてに関連する議案 でございます。

第47号議案につきましては、後ほど産業課長から説明させていただきますが、この47号議案をお認めいただいたことを前提とした上での、ただいまから説明させていただきます14議案となりますので、御承知おきいただければと存じます。

初めに、第48号議案です。

第48号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町神戸3101番地の8、大石節夫さん、 生年月日は昭和15年3月10日、現在77歳でございます。大石さんは現在、吉田町社会福祉協 議会の会長を務められております。これまで、北区の副自治会長として4年間、同自治会長 として4年間、自治会連合会長として1年間務められ、地域の代表としての功績は多大な方 でございます。なお、大石さんにつきましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項に 基づく農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない方となりまして、北区自治 会からの推薦をいただいている方でございます。

次に、第49号議案です。議案書の10ページをごらんください。

第49号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町川尻3043番地の31、田島 豊さん、 生年月日は昭和16年3月2日、現在76歳でございます。田島さんは平成23年7月に農業委員 に就任し、現在まで2期6年同委員として従事されております。川尻の部農会から推薦をい ただいている方でございます。

次に、第50号議案です。議案書11ページをごらんください。

第50号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町大幡1747番地、曽根久夫さん、生年月日は昭和16年12月15日、現在75歳でございます。曽根さんは、農業委員会等に関する法律に規定されている委員の任命条件に必要とされております認定農業者であります。大幡の部農会から推薦をいただいている方でございます。

次に、第51号議案です。議案書12ページをごらんください。

第51号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町住吉2113番地、村田宇一さん、生年月日は昭和19年7月6日、現在72歳でございます。村田さんは平成23年7月に農業委員に就任し、現在まで2期6年同委員として従事されております。住吉の部農会から推薦をいただいている方でございます。

次に、第52号議案です。議案書13ページをごらんください。

第52号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町神戸2405番地、大石春美さん、生年月日は昭和23年3月31日、現在69歳でございます。大石さんは農業委員会等に関する法律に規定されている委員の任命条件に必要とされております認定農業者であります。また、平成20年7月から平成23年7月まで1期3年間農業委員を務められ、平成24年4月から平成26年3月までの2年間は、吉田町農業経営振興会長を務められました経験をお持ちの方でございます。神戸の部農会から御推薦をいただいている方でございます。

次に、第53号議案です。議案書14ページをごらんください。

第53号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町住吉54番地、柳原 豊さんです。生年月日は昭和23年5月5日、現在69歳でございます。柳原さんは現在、大井川土地改良区の総代を務められております。住吉の部農会から推薦をいただいている方でございます。

次に、第54号議案です。議案書15ページをごらんください。

第54号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町川尻3614番地の1、大石高行さん、 生年月日は昭和26年1月1日、現在66歳でございます。大石さんは、平成23年7月に農業委 員に就任し、現在まで2期6年同委員として従事されており、また静岡県中部農業共済組合 の総代も務められております。川尻の部農会から推薦をいただいている方でございます。

次に、第55号議案です。議案書16ページをごらんください。

第55号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町住吉2554番地、増田ちづ子さん、生年月日は昭和26年4月18日、現在66歳でございます。増田さんは、ハイナン農業協同組合の正組合員でありまして、同組合からの推薦をいただいている方でございます。

次に、第56号議案です。議案書17ページをごらんください。

第56号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町住吉3105番地、三輪 弘さん、生年月日は昭和27年7月7日、現在64歳でございます。三輪さんは、平成20年7月に農業委員に就任し、現在まで3期9年同委員として従事されています。住吉の部農会から推薦をいただいている方でございます。

次に、第57号議案です。議案書18ページをごらんください。

第57号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町片岡560番地、髙橋勝雄さん、生年月日は昭和28年1月25日、現在64歳でございます。髙橋さんは、農業委員会等に関する法律に規定されている委員の任命の条件に必要とされております認定農業者であります。また、平成23年7月に農業委員に就任し現在まで2期6年同委員として従事されております。片岡の部農会から推薦をいただいている方でございます。

次に、第58号議案です。議案書19ページをごらんください。

第58号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町片岡2390番地の1、田村宏巳さん、 生年月日は昭和28年4月24日、現在64歳でございます。田村さんは、元認定農業者であり、 農業委員会等に関する法律施行規則に規定する認定農業者に準ずる者に該当します。片岡の 部農会から推薦をいただいている方でございます。 次に、第59号議案です。議案書20ページをごらんください。

第59号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町神戸4197番地、萬年敏明さん、生年月日は昭和32年12月7日、現在59歳でございます。萬年さんは、農業委員会等に関する法律に規定されている委員の任命条件に必要とされております認定農業者であります。神戸の部農会から推薦をいただいている方でございます。

次に、第60号議案です。議案書21ページをごらんください。

第60号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町神戸952番地、石間美弥子さん、生年月日は昭和35年8月15日、現在56歳でございます。石間さんは、認定農業者の経営に参画する家族従事者であり、農業委員会等に関する法律施行規則に規定する認定農業者に準ずる者に該当します。ハイナン農業協同組合の正組合員でありまして、同組合からの推薦をいただいている方でございます。

人事案件の最後となります、第61号議案です。議案書22ページをごらんください。

第61号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町片岡3394番地の1、吉永 貢さん、 生年月日は昭和45年1月7日、現在47歳でございます。吉永さんは、農業委員会等に関する 法律に規定されている委員の任命条件に必要とされております認定農業者であります。片丘 の部農会から推薦をいただいている方でございます。

以上、14人の人格と見識は各団体から推薦をいただいておることからも、農業委員会の委員として適任であると考えます。

ただいま御説明申し上げました第48号議案から第61号議案までの14人の任命につきまして、 それぞれ議会の御同意をお願いするものでございます。

以上、総務課から15議案につきましての御説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(藤田和寿君) 続きまして、産業課長、中山孝宏君。

〔産業課長 中山孝宏君登壇〕

〇産業課長(中山孝宏君) 産業課でございます。

第47号議案の1議案について御説明申し上げます。

第47号議案は、吉田町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについてでございます。

議案書の8ページと参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと存じます。

先ほど総務課長から、吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての 説明がございましたが、本議案は、農業委員会の委員の任命の御同意をいただく議案の前に 上程させていただく議案でございます。

本議案は、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により、農業委員を募集した結果、認定農業者等の数が当町の農業委員の定数14人の過半数に達しなかったことに伴いまして、同法第8条第5項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、認定農業者等のほか、認定農業者等であった者、認定農業者の農業に従事、経営参画する親族などの認定農業者等に準ずる者を加えた数が、委員の4分の1以上を占めるようにすることの議会の御同意をお願いするものでございます。

参考資料の1ページ、吉田町農業委員会委員候補者名簿をごらんください。

表中の番号に丸印を付している方々が認定農業者でございまして、5人おります。

そして、番号に四角を付している方々が、認定農業者であった方と、認定農業者の農業に 従事、経営参画する親族として2人おりまして、認定農業者等に準ずる者に該当いたします。

従いまして、委員候補者14人中7人が認定農業者とこれらに準ずる者として4分の1以上 を占めております。

次に、参考資料の2ページをごらんください。

1行目の農業委員の認定農業者過半要件の例外とございます。原則は、認定農業者等が委員の過半数を占めることになっておりますが、区域内の認定農業者の数が委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合には、例外規定が適用されます。

当町の認定農業者数は38人であります。委員の定数が14人でありますので、定数の8倍を下回っておりますので、例外規定の適用を受けます。今回、7人が認定農業者とこれらに準ずる者でありますので、Aの過半数要件である8人を満たさないため、Bの緩和要件の適用によりまして、委員の少なくとも4分の1以上を認定農業者とこれらに準ずる者として、議会の御同意をお願いするものでございます。

以上が、産業課からの1議案につきまして説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(藤田和寿君) 続きまして、理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

[理事兼学校教育課長 栗林芳樹君登壇]

〇理事兼学校教育課長(栗林芳樹君) 学校教育課でございます。

私の方からは、学校教育課に関連いたします、第44号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細について御説明を申し上げます。

資料は、議案書の1ページ及び2ページ、並びに参考資料1となります。

本議案は、吉田町の小・中学校における外国語教育の充実のために、語学指導等を行う外国青年招致事業、通称JETプログラムと呼ばれるものでございますけれども、こちらを活用して招聘する外国語指導助手、いわゆるALTと呼ばれる方々となります。この方々の報酬及び費用弁償に係る内容を定めるため、条例の改正をお認めいただこうとするものでございます。

JETプログラムを活用して招聘する外国語指導助手は、地方公務員法第3条第3項3号の臨時または非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者とされておりまして、採用する場合には地方公務員法上の特別の非常勤職員に該当をいたします。そして、地方公務員法上の非常勤職員の報酬及び費用弁償の額は、地方自治法第203条の2第4項の規定により、条例でこれを定めなければならないとされております。したがって、これら地方公務員法及び地方自治法の規定に基づき、吉田町条例第87号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、特別職の非常勤職員となる外国語指導助手の報酬及び費用弁償を条例上規定しようとするものでございます。

2ページをごらんください。

改正の内容でございますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1の区分のところに、外国語指導助手(外国語青年招致事業に係る者)を追加するとともに、報酬のところに月額33万円以内で任命権者が定める額といったことを追記いた

します。

また、附則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

参考資料1といたしまして、条例の新旧対照表を添付させていただきますので、あわせて 御確認ください。

以上が、学校教育課からの議案についての御説明でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(藤田和寿君) 続きまして、生涯学習課長、浅井勝巳君。

生涯学習課長、浅井勝巳君。

[生涯学習課長 浅井勝巳君登壇]

〇生涯学習課長(浅井勝巳君) 生涯学習課でございます。

生涯学習課からは、第46号議案 平成29年度吉田町総合体育館耐震補強改修工事請負契約 の締結について御説明申し上げます。

議案書の6ページから7ページをごらんください。

本議案につきましては、地方自治法第234条の規定に基づき、制限付一般競争入札に付した 平成29年度吉田町総合体育館耐震補強改修工事請負契約の締結につきまして、契約の金額を 4億9,356万円、契約の相手方を静岡県島田市向島町4532番地、大河原建設株式会社、代表取 締役社長、朝倉純夫とする請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございま す。

それでは、参考資料ナンバー3をごらんください。1ページにつきましては、入札結果表 でございます。

平成29年5月25日木曜日午前10時から、吉田町役場2階町民ホールにおきまして、入札参加資格委員会において資格確認がなされた業者6社のうち2社が辞退し、4社による制限付一般競争入札が執行されております。この入札の結果、大河原建設株式会社が4億5,700万円で落札し、5月29日に、落札額に消費税及び地方消費税相当額である8%を加えた金額であります4億9,356万円で仮契約を締結しております。

なお、この工事につきましての工期は、平成29年6月7日から平成30年3月23日までと設 定しております。

次に、参考資料 2ページの工事等概要書をごらんください。

工事名、平成29年度吉田町総合体育館耐震補強改修工事、工事箇所は、吉田町総合体育館 でございます。

施設の概要につきましては、所在地は吉田町住吉180番地の1でございます。

構造階数につきましては、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造2階建て、延べ床面積5610.78 平方メートル、竣工日は昭和57年9月30日でございます。

次に、工事の概要につきまして御説明申し上げます。

参考資料の3ページから8ページの図面も合わせてごらんください。

今回の工事は建築工事で、耐震補強及び改修工事が主な工事となります。参考資料3ページ、4ページの図面をごらんください。

まず、耐震補強の主な工事内容といたしましては、1階に鉄筋コンクリート補強壁を16カ 所設置いたします。また2階につきましては、鉄筋コンクリート補強壁を2カ所と鉄骨ブレ ースを6カ所、柔道場と剣道場の天井に水平ブレースを10カ所設置いたします。

天井の耐震工事につきましては、安全性を確保するために、既存のつり天井を撤去し、軽くて柔らかいマグ天井に改修いたします。

また、アリーナ床の老朽化対策として、これまでのフローリングから長尺弾性シートに張りかえをいたします。

そのほか、内外装工事は、内部につきましては、主に1階ロビーの床の張りかえ、外部につきましては、柔道場剣道場の屋根の漏水対策、ステージ上の屋根の漏水対策、外壁のブロック補修でございます。

解体工事は、改修に伴う床、壁、天井などの解体でございます。

仮設工事は、建物のほか、仮囲いや足場でございます。

ガラス工事につきましては、参考資料 5 ページ、6 ページの立面図をごらんください。図面のピンクで塗られているサッシとガラスについて、補強壁の設置に伴い、影響範囲を改修いたします。

塗装工事は、立面図の黄色で塗ってある部分の外壁の塗装と、アリーナの壁の塗装となります。

電気設備工事は、照明設備をLED照明に更新するための工事や老朽化した配線の取りかえ等でございます。

給排水衛生工事は、1階、2階の男子トイレを和式から洋式に変える工事、空調換気設備 工事は、トレーニング室のエアコンの設置工事となります。

なお、本工事の財源につきましては、下部構造の耐震補強工事につきましては、国費の学校施設環境改善交付金、天井の落下防止工事には県費の緊急地震・津波対策等交付金、アリーナ床の張りかえ工事につきましては、独立行政法人スポーツの振興くじ助成金を活用して行うものでございます。

以上が、第46号議案の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(藤田和寿君) 以上で、説明が終わりました。

◎第1号報告の報告

○議長(藤田和寿君) 日程第22、第1号報告 平成28年度吉田町繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告についての報告を行います。企画課長、谷澤智秀君。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長(谷澤智秀君) 企画課でございます。

企画課から第1号報告 平成28年度吉田町繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告についてといたしまして、平成28年度の一般会計繰越明許につきまして御報告申し上げます。

議案つづりの23ページ、24ページをごらんいただきたいと存じます。

この報告は、平成28年度吉田町一般会計補正予算におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、平成29年度に繰り越して使用できる経費をお認めいただきましたものにつき

まして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費、繰越計算書を調整して御報告させていただくものでございます。

計算書の内容でございますが、議案つづりの24ページをごらんいただきたいと存じます。 平成28年度一般会計予算において繰越明許費を設定させていただいた事業は、繰越計算書 内の表にあります6事業でございます。

それでは、それぞれの内容につきまして御説明申し上げます。

まず、2款3項の戸籍住民基本台帳事務費でございますが、これは個人番号カード交付事業の事務委託経費を地方公共団体情報システム機構J-LISに交付するもので、227万3,000円を平成29年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、全て未収入特定財源の国庫支出金、個人番号カード交付事業費補助金でございます。

次に、3款1項の臨時福祉給付金給付事業費国補正分でございますが、これは生活保護世帯を除く平成28年度分の住民税非課税の方に対しまして1万5,000円を支給するもので、2,821万7,661円を平成29年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、既収入特定財源の国庫支出金、臨時福祉給付金給付事業費及び事務費1,254万2,661円、未収入特定財源の国庫支出金、臨時福祉給付金給付事業費及び事務費1,567万5,000円でございます。

次に、8款2項の企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費でございますが、これは内陸フロンティアを開く取り組みの中で位置づけられております、企業活動維持支援事業区域の道路及び橋梁等を整備するための設計委託料3,100万円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として町債2,000万円、一般財源1,100万円でございます。

次に、8款3項の大幡川改修事業費でございますが、これは大幡川及び大窪川改修に係る設計委託料としまして、4,500万円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源としまして、国庫支出金の社会資本整備総合交付金1,500万円、町債1,660万円、そして一般財源1,340万円でございます。

次に、8款4項の土地区画整理事業費でございますが、これは浜田土地区画整理組合で実施する工事に係る補助金としまして830万1,145円を繰り越して執行するものでございます。 その財源につきましては、全て一般財源でございます。

最後に、10款1項の教育振興事業費でございますが、これは町内小・中学校の普通教室及び特別教室に空調設備を整備する事業としまして、2億7,540万円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の学校施設環境改善交付金6,513万8,000円、町債2億480万円、そして一般財源546万2,000円でございます。

以上が、平成28年度一般会計において繰越明許費を設定させていただいた事業の概要でございますが、これら事業の翌年度繰越額合計額は3億9,019万1,806円となるものでございます。また、その財源内訳は、既収入特定財源の国庫支出金1,254万2,661円、未収入特定財源の国庫支出金9,808万6,000円、町債2億4,140万円、そして一般財源が3,816万3,145円でございます。

以上が、第1号報告 平成28年度吉田町繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告についての内容でございます。

これをもちまして、報告を終わらせていただきます。

○議長(藤田和寿君) 報告が終わりました。

◎議員派遣について

○議長(藤田和寿君) 日程第23、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定により、議員派遣については、お手元に配付した 議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。 お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(藤田和寿君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。御協力いただきありがとう ございます。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時32分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(藤田和寿君) 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会6日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(藤田和寿君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎第46号議案の質疑、討論、採決

〇議長(藤田和寿君) 日程第1、第46号議案 平成29年度吉田町総合体育館耐震補強改修工 事請負契約の締結についてを議題とします。

これから、第46号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、八木 栄君。

〇9番(八木 栄君) 9番、八木 栄です。

この間、説明のときに工期を、工事の期間を口頭で説明があったんですけれども、聞き漏れたものですから、担当課のほうへ行って聞いたわけです。工期というのは契約に対して、私は重要であるかなというふうに思うのですが、契約書の中に工期もちゃんとうたわれているかどうかというのをひとつお伺いします。

- 〇議長(藤田和寿君) 生涯学習課長、浅井勝巳君。
- **〇生涯学習課長(浅井勝巳君)** ただいまの御質問は、契約書の中に工期がうたわれているか どうかということでよろしいですね。

まず、工事名が来まして、その後工事箇所、その次に工期がうたわれております。工期は29年6月7日から3月23日ということで、これが今、仮契約書の工期になっております。

- 〇議長(藤田和寿君) 9番、八木 栄君。
- ○9番(八木 栄君) 9番、八木 栄です。

議案として上がって、参考資料の中には工事等概要書がついていて、そこにはちゃんと工事の内容が明記されているわけですけれども、できればこの中に、工期というものが契約に対しても重要な位置であるということであるならば、ここに明記していただいて、口頭での説明もちゃんとしていただいてあるものでいいんですけれども、そうしたほうがちゃんとした議案としての形になるのではないかなと、このように思いますが、今後、今まで自分もちょっとその辺が気がつかなかったというんですか、なかなか言えなかったものであれですけ

れども、できたら、そういうふうにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(藤田和寿君) 回答を求めますか。
- ○9番(八木 栄君) 求めます。
- 〇議長(藤田和寿君) 総務課長、久保田明美君。
- ○総務課長(久保田明美君) 議案に関してのことでございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

議案に関しましては、今お示しのとおりの内容で提示されておりまして、工期につきましては、議案の中に載せている内容といたしましては、契約の目的、方法、そして金額、相手方を明記するということで、これにつきましては、行政実例といいまして、当時の総務省のほうから、法令の適用に関しての疑義があるときに、法務省のほうから行政実例が出ておりまして、それに基づいて、こちらのほうも内容で議案に明記しておりますので、今申し上げましたように、内容といたしましては、契約の目的、方法、金額、相手方ということを明記すればよいということで、関連の中で明記されておりますので、そのような内容でお示しさせていただいております。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 9番、八木 栄君。
- ○9番(八木 栄君) 9番、八木 栄です。

それに従ってやっているということでございますが、できれば町として、工期というものが工事の中である程度重要な位置を占めるというならば、それを明記したほうがいいんじゃないかなと私はそう思います。やはり約束事で、その中で納めるということはいろいろな事情があって、その期間でやってもらわないと後が困るよということで、特にエアコンの場合も学校のほうの予定もあるということで、7月1日からやれるような工期でやっているということでございますので、できれば私としては、そういう明記をちゃんとしていただいたほうがいいと思いますが、町としてそれに従って今やっているということでございますが、それ以外に吉田町として、それでは工期を載せるよというような考えはあるかどうかお伺いします。

- 〇議長(藤田和寿君) 理事、塚本昭二君。
- ○理事(塚本昭二君) 今、工期を参考資料にうたってもらいたいというような、そういう御意見だったかと思いますが、そもそも工期というのは議案の審議の中で最も重要になるのは、その年度に終わるかどうかと、終わらない場合には、予算上の手続をとったり、議会の御承認をいただかないとできないわけですので、そういうものについては、明らかに重要なものというよりも、議会の審議事項ということになってきますので、そういう側面はしっかり御審議いただければいいと思いますけれども、工期そのものについては、年度内に終わるということであれば、一般的に契約書の中に工期はうたいますけれども、工期は変更もありうるわけですよね。あくまでも予定の工期ですので、それを明文化するかしないかということについては、いろんな取り扱いがあると思いますが、全く説明もしない中では、ちょっと説明不足ということにはなると思いますけれども、口頭での説明は今回もさせていただいていますし、それで当局としては説明はさせていただいているというふうに思っておりますので、あえて明文化するかということについては、これまでの慣例に従わせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

- 〇9番(八木 栄君) 了解。
- O議長(藤田和寿君) ほかにいかがでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) よろしいですか。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(藤田和寿君) 以上で、本日の日程は終了しました。 御協力いただきありがとうございます。 本日はこれをもって散会します。

散会 午前 9時06分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(藤田和寿君) 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第13日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(藤田和寿君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長(藤田和寿君) 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、通告を受け、質問を許可しております。 また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はありません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 増 田 剛 士 君

〇議長(藤田和寿君) 12番、増田剛士君。

[12番 増田剛士君登壇]

○12番(増田剛士君) 12番、増田剛士でございます。

私は、これまで過去3回交通関連の一般質問を行っております。公共交通機関に関しては、これまでの質問の中で、しずてつジャストラインの維持を優先することを確認しまして、町内循環バスやデマンド型のシステム導入には、差し迫った時期になっていないという見解をいただいてございます。

今回は、視点を変えまして、生活交通手段の環境整備について質問をいたします。

生活交通手段といたしまして、徒歩、自転車、バイク、自動車等が挙げられます。町内では、自動車が大半を占めている現状でございます。

昨年12月に自転車推進活用法が施行されまして、身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の提言、災害時における交通機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが 重要な課題であるとの基本理念を示しております。

また、第5次吉田町総合計画の第4章、生活交通分野において、課題として高齢者の移動 手段の確保対策が示されております。 そこで、身近な交通手段の環境整備について、以下質問をいたします。

- 1、身近な生活交通の手段として自転車利用が推進されているが、自転車専用レーンの整備に関し、町の見解は。
- 2、自転車利用の環境整備として、駐輪場の整備に関し、役場庁舎南側の駐輪場は飽和状態であると見受けられるが、町の見解は。
 - 3、町道の歩道確保とグリーンベルトの設置状況は。
 - 4、高齢者の移動手段としてのシニアカー利用が考えられるが、交通安全対策は。
- 5、高齢者の自動車運転免許証の返納後の交通手段(移動手段)の確保について、町が考える対策は。

以上、御答弁お願いします。

○議長(藤田和寿君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

〇町長(田村典彦君) 身近な生活交通手段の環境整備について御質問のうち、1点目の身近な生活交通の手段として自転車利用が推進されているが、自転車専用レーンの整備に関し、町の見解はについてお答えいたします。

近年自転車は、健康志向の高まりや環境に優しいライフスタイルの普及等を背景に、買い物、通勤、通学、子供の送迎、観光レジャーなど、多様な目的で利用されており、子供から高齢者まで幅広い年齢層の日常的な移動手段として活用されております。

一方、自転車が安全かつ快適に通行できる道路空間の不足を初め、自転車利用者のルール 遵守やマナーの問題などから、自転車関連の事故は減少することがなく、警察庁が発表して いる平成27年中の交通事故の発生状況によりますと、全交通事故のうち自転車関連の事故の 割合は全体の約20%を占めており、大変高い状況にあります。

また、自転車対歩行者の交通事故件数も年間2,500件を超える状況が依然として続いており、 歩行者、自転車、自動車のそれぞれが安全で、かつ安心して通行できる道路環境整備の重要 性は、ますます高まってきております。

こうした中、国では、平成24年11月に国土交通省及び警察庁が共同して安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインを策定し、「自転車は『車両』であり車道通行が大原則」という観点に基づき、自転車通行空間として重要な路線を対象とした全面的な自転車ネットワーク計画の作成方法や、交通状況に応じて、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された空間整備のための自転車通行空間設計の考え方等を示しました。

しかしながら、自転車ネットワーク計画を策定した市区町村は、平成28年4月1日現在で92市区町村にとどまっている状況で、特に既存の道路を中心に、新たな用地確保が困難であるなどの理由から、自転車道の整備がなかなか進んでいない現状があります。

こうした状況を踏まえ、国では、昨年7月にガイドラインの改定を行い、自転車ネットワーク計画の策定を促すとともに、自転車ネットワーク計画対象路線以外の路線における自転車通行空間の整備の方法など、地域の実情に合わせた標準的な考え方が示されました。

また、自転車の活用の一層の推進を図るため、自転車専用道路等の整備、自転車の活用による国民の健康の保持増進、自転車と公共交通機関との連携の促進、災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備など、さまざまな分野における取り組みを総合的かつ計画的

に進めるため、平成28年12月に自転車活用推進法が成立し、本年5月に施行されたところで ございます。

この自転車活用推進法の施行によりまして、今後国土交通省を中心に、関係府省庁の綿密な連携、協力のもと、自転車活用推進計画案が策定され、政府全体で自転車の活用を推進していく体制が整備されていくものと考えております。

さて、議員からの御質問であります自転車専用レーンの整備に関し、町の見解はについてでございますが、これまで当町では、新たに整備する幹線道路におきましては、、車両の通行の安全性はもとより、歩行者の安全を最優先に考慮した歩道の設置を中心に整備をしてまいりました。

町といたしましても、自転車が安全で、かつ安心して通行できる自転車専用レーンの整備の必要性は十分認識をしておりますが、道路の実情を踏まえ、国のガイドラインや今後策定される国の自転車活用推進計画等を参考にしながら、歩行者、自転車、自動車のそれぞれが安全で、かつ安心して通行できる道路環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の自転車利用の環境整備として、駐輪場の整備に関し、役場庁舎南側の駐輪場は飽和状態であると見受けられるが、町の見解はについてお答えをします。

役場庁舎南側の駐輪場につきましては、自転車で役場へ来庁される方の駐輪場として、庁舎建設にあわせ整備をいたしました。しかしながら、例年新年度が始まる4月になりますと、転勤や進学等により、新たに役場前のバス停を利用する方が駐輪することで、台数が増加し、一時的に飽和状態となる場合があり、この状況をごらんになって御質問いただいたものと推察いたします。

この状態を放置しますと、自転車が駐輪場からはみ出し、北側の道路を通行する方の妨げとなることから、継続的に適切な対応をとる必要がございます。このため、通勤・通学等により役場前のバス停を利用される方の自転車については、庁舎南側の駐輪場ではなく、中央公民館の北側駐輪場へ駐輪していただくようお知らせし、移動を促している状況でございます。

この中央公民館北側の駐輪場につきましては、自宅等から利用するバス停まで自転車で来られる方のために、しずてつジャストライン株式会社が維持管理を行っている駐輪場でございますので、最大限の活用をさせていただいております。

こうした駐輪場所の誘導の結果、現在は庁舎南側の駐輪台数が削減できておりますので、 今後も定期的に状況を確認し、来庁者、バスの利用者がそれぞれ駐輪できるよう、引き続き 対応してまいります。

続きまして、3点目の町道の歩道確保とグリーンベルトの設置状況はについてお答えをします。

まず、歩道は、道路構造令第2条におきまして、「専ら歩行者の通行の用に供するために、 縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう」と 定義をされており、一般的な技術的基準等は、吉田町が管理する町道の構造の技術的基準等 を定める規則において定めております。

当町の平成29年4月1日現在の町道における歩道の整備状況を申し上げますと、町道実延長23万2,349メートルのうち、歩道等が確保されている実延長は、2万9,994メートルでございます。

また、これとは別に、静岡県公安委員会が決定した歩行者用道路が4,030メートルありますが、一般県道静岡御前崎自転車道線がこれに該当するものでございます。

当町では、これまで歩道は主要な幹線道路や生活道路における通学路や人家連担地区等で 局地的に歩行者の通行量が多い箇所や、歩行者の安全性を確保するべきところを中心に整備 しておりまして、東名川尻幹線、榛南幹線などの幹線道路を初め、学校付近の通学路に設置 してまいりました。

また、歩道の設置が困難な道路幅員を確保できない道路につきましては、歩行者等の安全性を確保するため、地域特性や交通特性に応じた安全対策を講じておりまして、特に生活道路では、歩行者等の通行空間として、外側線を引くことによって歩行者等の安全対策を講じているものでございます。

次に、グリーンベルトの設置状況についてお答えをいたします。

グリーンベルトとは、歩道を整備していない道路の路側帯を緑色に着色して、車の運転手に路側帯であることを視覚的に強調することにより、歩行者との接触事故を防ぐことを目的に設置するものであり、現在までに町が管理する道路のうち、7路線におきまして総計2,683メートル設置をしております。

このグリーンベルトの設置は、平成22年度から実施をしており、通学路における合同点検 結果や地元の皆様から提出される土木事業等要望箇所調書を踏まえまして、順次設置してい る状況でございます。

続きまして、4点目の高齢者の移動手段としてのシニアカー利用が考えられるが、交通安全対策はについてお答えをいたします。

現在、当町の交通安全対策につきましては、第5次吉田町総合計画前期基本計画におきまして、「交通事故のない安全で住みよいまち」を目指し、交通安全施策を進めております。また、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、第10次吉田町交通安全計画を策定し、平成28年度から平成32年度までに講ずべき町の陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めたところでございます。

この交通安全計画では、高齢化社会が今後も急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全に、かつ安心して外出できるような交通社会の形成が必要であり、高齢者の関係する交通事故を防止するためには、体験・実践型の交通教室を一層推進することが重要であるとしております。

一方で、高齢化社会の進行に伴い、町内における高齢歩行者の事故や高齢ドライバーが引き起こす事故は、平成28年中の人身事故件数の約4割を占めている状況でありますことから、的確な施策を講じる必要があると考えております。安全で安心な社会の実現を図るためには、自転車と比較して弱い立場にある歩行者の安全確保や高齢者、障害者、子供等の交通弱者の安全を一層確保することが必要であり、特に高齢者にとって身近な道路の安全性を高めることが求められております。

さて、御質問の高齢者の移動手段としてのシニアカー利用が考えられるが、交通安全対策はについてでございますが、今後高齢者が増加し、高齢者の移動手段として、シニアカー等の高齢者用の乗り物、歩行アシスト用の電動車椅子の利用が考えられます。道路交通法上シニアカーは歩行者とみなされ、歩行者の通行方法に従って道路を通行しなければならないとされております。したがいまして、歩道がある場所では歩道を走行し、歩道や路側帯のない

道路におきましては、車道の右側を通行することになります。

シニアカーは、高齢者が自分で運転できるタイプの電動車椅子で、運転免許は必要なく、 さらにナンバープレートも不要なため、どなたでも手軽に乗ることができます。現在、高齢 者の身近な生活交通手段として、徒歩を初め、自転車、自動車が主流でございますが、身体 機能の低下などにより歩行が困難になられた高齢者が、シニアカーを利用されていることも 見受けられます。今後、高齢者の増加に伴いまして、安定性のあるシニアカーの需要が高ま ることも予想されます。

こうした中危惧されるのが、歩道等の段差による通行への支障や、歩道及び路側帯を利用される歩行者及び自転車、そして車道を通る自動車との接触等の危険性でございます。こうした危険性を解消する手段として、第10次吉田町交通安全計画では、高齢者が日常的に利用する機会の多い公共施設や福祉施設及び病院等をつなぐ道路を中心に、高齢者等の視点に立って、平坦性が確保された幅の広い歩道等やバリアフリー化を初めとする歩行空間の整備を行うことを盛り込んでおります。

さらに、交通安全対策で重要なものは、やはり町民の一人一人が交通安全意識を徹底し、 実践することであると考えております。歩行者や自転車に乗る方を初め、自動車を運転する 方など、道路を利用する全ての方々の交通安全意識が徹底をされ、お互いが交通ルールとマ ナーを守ることが実践されて、初めて交通事故のない社会が築き上げられるものでございま す。当町におきましても、幼稚園、保育園から小・中学校、さわやかクラブの皆様を初め、 地元自治会の交通安全会、交通指導員の皆様などと連携をし、交通事故ゼロを目指してさま ざまな交通安全教育事業や交通安全啓発活動を実施をしております。

過去の取り組みの一つとして、シニアカーに対する交通安全知識を習得するため、はいな ん自動車学校におきまして交通安全教室を実施した経緯もございます。

高齢化が進行する中で、高齢者交通安全対策を進める上で、高齢者福祉機関、さわやかクラブ等の組織と連携を密にし、交通教室を開催し、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発を強化していくことが重要であります。

その手段といたしましては、春、夏、秋、年末に実施される交通安全運動を利用した交通 安全教育事業や交通安全啓発活動を効果的に実施をし、さらには毎月発行しておりますコミ ュニティー資料を活用し、今後シニアカーの利用に関しての交通安全情報も、幅広く町民の 皆様に提供してまいりたいと考えております。

続きまして、5点目の高齢者の自動車運転免許証の返納後の交通手段(移動手段)の確保 について、町が考える対策はについてお答えをします。

当町の高齢者の状況を申し上げますと、平成29年5月31日現在、高齢者が7,112人、高齢化率は23.95%となっており、要支援・要介護認定者数は958人で、いずれも県平均を下回っておりますが、当町においても、高齢者人口及び要介護認定者数は増加傾向にあります。

そうした状況下において、町では、高齢者が地域で暮らし続けるため、地域ニーズの把握 や資源開発を行い、さまざまな生活支援を行っている方々との情報交換を目的とした高齢者 の生活を支え合う会を開催し、外出が困難な方の移動手段等について検討する機会も設けて おります。

外出を困難と感じさせる要因は、必ずしも一つの理由からではなく、加齢による老化はも

ちろんのこと、身体面や精神面、経済面、地域性など、複合的な理由によるものでありますことから、高齢者や障害者の方々に対しましては、一人一人に合わせた支援が必要となるため、個人の生活課題をさまざまな観点から捉え、支援していく柔軟性が求められているものと考えております。

現在、高齢者や障害者の移動支援に係る三つの事業がございます。

一つ目は、障害者移動支援事業でございまして、屋外での移動が困難な障害のある方を対象に、個々の利用者に合わせてヘルパーが外出のための支援を行うものであります。

二つ目は、高齢者移動支援事業でございまして、自力で外出することが困難な高齢者の方を対象に、送迎支援ボランティアにより、目的地まで送迎を行うものであります。

そして、三つ目は、重度障害者移送費助成事業でございまして、重度心身障害者の方を対象に、医療または機能回復訓練を行う場合に要するタクシー料金の2分の1を助成するものでございます。

このほか、NPO法人等の法人が実施主体となっております福祉有償運送がございまして、 身体障害者、要介護者の方を対象に、NPO等が営利とは認められない範囲の対価によって、 自家用自動車を使用し、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行っております。

さて、議員御質問の返納後の交通手段(移動手段)の確保という点についてでございますが、免許返納者に限らず、町民ニーズは非常に多様なものでございまして、多角的にその方策を検討してまいる必要があると考えておりますので、利用者、事業者及び関係機関などの皆様の御意見をお伺いしながら、柔軟な発想のもとで検討してまいります。

今回の議員からの御質問は、身近な生活交通手段の整備について、各分野にまたがる御質問をいただいたわけですが、道路環境整備に係る交通安全に関する施策は、ハード、ソフトのみならず、多方面にわたっております。これらは相互に密接な関連を有しますので、総合的かつ効果的に実施するとともに、社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応した適切な施策を選択し、これを重点的かつ効果的に実施していかなければならないものと考えております。

今後高齢化が急速に進むことを踏まえますと、さらなる対策に取り組み、高齢者が安全にかつ安心して道路を利用できる交通安全対策を図る必要があります。シニアカーを利用される高齢者を初め、歩行者、自転車、自動車と全てが共存できる交通社会を構築するため、関係機関の皆様からの御意見をお伺いしながら、さらなる交通安全対策を図り、安全で安心して通行できる道路環境整備に取り組んでまいります。

○議長(藤田和寿君) 再質問はありますか。

12番、増田剛士君。

○12番(増田剛士君) 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず、1点目なんですが、庁舎南側の駐輪場についてちょっとお伺いいたします。

あそこは皆さん御存じのように、強風が吹いたときに、非常に風の流れに乗っているというのか、倒れやすい。もう本当にちょっと風が吹いているときには自転車がもう倒れてしまっているという状況で、なかなか利用者にとってもよくないと思います。倒れたものがちょっと道のほうへ出てしまうと、あそこは非常に狭いですよね、道路も。そういう中で、あそこを利用する自動車にとっても、非常に危険であると考えます。

そういう中で、こんなことを言ってどうかはわからないんですが、提案としまして、もっと庁舎の北側、あそこの石碑というか碑がありますね。その横のほうが、今、空き地のような形になっています。それで、あそこはバス停も近いということで。あの辺に風が構わないような形の駐輪場というようなものも考えていただければ、分散されてよりいいのかなと思いますが、その点について、そういった計画なりは全くお持ちでないでしょうか。お願いします。

- 〇議長(藤田和寿君) 総務課長、久保田明美君。
- ○総務課長(久保田明美君) 庁舎南側の駐輪場ということで、庁舎に来られる方の駐輪場という目的でおつくりしたところではございますけれども、風の関係につきましては、本当に庁舎に来られた方、あるいはバスを利用された方の自転車が倒れてしまったときには、ちゃんとこちらのほうで見ながら、ちゃんと整えていかなければいけないと思っています。

庁舎北側の空き地というか、そこの敷地につきましては、お客様が来られたときの臨時駐車場として整備しておりますので、今も児童手当とか申請に来られた方が大勢いらっしゃいますので、特に日曜日などは臨時的に開いたりしていまして駐車場が足りなくなるという場合もありますので、その場合のためにあそこは用意しているものですので、特にそこに駐輪場をというふうなところまでは考えておりませんけれども、風をよけるための措置というのは、こちらも考えなければいけないかなというふうに思っております。

- 〇議長(藤田和寿君) 12番、増田剛士君。
- **〇12番(増田剛士君)** 12番、増田です。

今、言われたように、非常に来庁する方は車で来る。自動車を使って来る。そういう中で、 私が今回提言しているのが、自動車を余り使わないでということも含まれております。そう いう結局環境が整っていないから、逆に自動車を使って来てしまう。来てしまうというか、 便利ですからね。だから、それがだんだん年齢が高くなって高齢者が増えてきたときに、ほ かの以下の質問も含まれているんですが、なかなか御自身で対応ができなくなって、皆さん 健康でいるんだけれども、いざ自動車をこれから運転するのに、ある程度年になったときに 怖いというのが起きてきたときに、じゃ、どうしましょうかといったときに、じゃ、自転車 なり先ほど言っていましたがシニアカーなりを使う。でも、ほかの環境、道路環境であると か、そういった駐車スペースであるとか、そういったものができていないと、実際使えない んですよね。だから、そこがまず1点あると思いますので、ただ単に駐輪場をつくる、つく らないの問題ではなくて、そういった総合的な考えを持っていただきたいと思うんですが、 いかがですか。

- 〇議長(藤田和寿君) 企画課長、谷澤智秀君。
- **〇企画課長(谷澤智秀君)** 企画課でございます。

ただいま議員のほうから駐車スペース、これは公共交通関係に関しましては、全般的な計画は当課のほうで承っておりますので、私のほうからちょっと1点答弁させていただきますが、まず、駐車スペース、確かに今議員がおっしゃるとおり、駐車スペースを整備するだけではなくて、やはりそこまでの行く機関であるとか、そうした安全対策を含めて、総合的な観点からそうしたものを見直していく、また設置をしていくということが必要になってくると思います。

先ほど、今その前の答弁の中でもありましたが、庁舎の関係につきましては、やはりまず

必要台数が必要性があるのかどうか、まずそこも台数ですね、そこが足りているのかどうか、 またあと設置場所であり、そこもやはり検討していかなければならないということで考えて おります。

そうした中で、もうそこに今先ほど北側に移すというだけではなくて、今の現状、それからまた場所を増やすのか、さらに今先ほどの答弁の中にも中央公民館の北側ということがございましたが、そこのところの3点を見ながら、必要なものは整備をしていく。また、先ほど強風のことがありましたが、そこは倒れないような方策というのは、お金を経費的にも少ない形でそうした整備というのもできると思いますので、その点は状況を見ながら、整備のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(藤田和寿君) 12番、増田剛士君。
- **〇12番(増田剛士君)** 12番、増田です。

次の質問に移りたいと思います。

自転車レーンの話を一番最初にさせていただきました。そうした中で、町としては歩行者 最優先ということで、歩道なりを確保して進めてきているということでございます。

今、幹線道路がもう町内張りめぐらされております。そういう中で、東名川尻であるとか 榛南幹線あたりは、榛南幹線は歩道に歩行者と自転車の区分けがされているところもござい ます。東名川尻のほうはそこまでまだいっていない状況であるかなと思います。そうした中 で、今、片側2車線分の幅はあるけれども1車線で使って、途中にガードレールというか置 いてありますよね。その車線を自転車専用に使っていけるような形というものがとれれば、 非常に有効に利用できるのかなと思いますが、道路交通法上どうなのかわからないですが、 その辺、そういった検討というものはできるものなんでしょうか。

- 〇議長(藤田和寿君) 建設課長、大石 充君。
- **〇建設課長(大石 充君)** 議員の御質問は、道路空間の形態のこと、特に東名川尻幹線ということでございますので、建設課のほうからお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃったように、つくってある道路の車道の部分を仮締切をしてというような 暫定の供用開始をしているということにつきましては、当時の榛原署、今で言う牧之原署と 交通の協議を行ったことで決められているものでございます。

その中で、今、両方に歩道が設置してありまして、あの歩道につきましては、牧之原署のほうで自転車・歩行者通行可能ということの路面標示は、榛南幹線みたいにマーキングはしてございませんが、小さい交通標識が設置されていることでありまして、今の状態は自転車と歩行者が歩道のところを通行可能となっている状況でございます。

その中で、議員のおっしゃるように、じゃ、仮締切してあるところを自転車専用道路だと か通行帯のようなものとして考えられないかということにつきましては、今の時点では少し 考えられないかなと感じております。

以上でございます。

- 〇議長(藤田和寿君) 12番、増田剛士君。
- ○12番(増田剛士君) 12番、増田です。

今のところ考えられないというような御答弁がございましたが、どういった理由で考えられないということなんでしょうか。利用者がもうないよという考えなのか、そんなものを設

置しても意味がないという考えなのか、そこの点をちょっとお伺いしたいと思います。

- 〇議長(藤田和寿君) 建設課長、大石 充君。
- **〇建設課長(大石 充君)** 少しこの考えられないという言葉が適切ではなかったかもしれませんが、お許しくださいませ。

今の時点で私は歩道の部分を歩行者と自転車が走るのが、あそこのところは幅員も比較的 住吉幹線とか中央幹線に比べれば広いところもございますので、十分それで今賄っています ので、交通量とか歩行者量から見ても。ですので、車道のほうにはみ出してまでもそういう ものを必要とすることはないのかなということで、発言をさせていただきました。

- 〇議長(藤田和寿君) 12番、増田剛士君。
- **〇12番(増田剛士君)** 12番、増田です。

町のほうは今、シーガーデン構想ということで、海岸部に人を寄せる計画を、にぎわいを持たせるという形で方向性を持ってやっていますよね。そういう中で、榛南幹線ではなくて、東名川尻というのは、本当に一発で海まで行ってしまうという非常に使い勝手のいい道路であります。関連になってしまうかもしれませんが、観光云々を考えたときに、自転車で南までばっと行っていただくとかということも考えたときに、歩道をもちろんいいんですよ、歩道を走るという形で今警察のあれでなっているんだけれども、なかなかこれ自転車が本当にたくさん走り出したら、今度歩行者は非常に大変な思いをする、逆に危険になります。だったら、車道の今あるところを自転車専用にして、そのほうがよっぽど通行、安全にも有効ではないかなと考えるわけですが、いかがですか。

- 〇議長(藤田和寿君) 建設課長、大石 充君。
- 〇建設課長(大石 充君) 建設課でございます。

町長答弁にもございましたが、交通事情等の変化に弾力的に対応した適切な対応ということの中には、そういうことも含まれておると私は解釈しておりまして、今の時点では交通量、そんなでもないかなということの中で、状況を見まして対応していくものであると考えております。

- 〇議長(藤田和寿君) 12番、増田剛士君。
- **〇12番(増田剛士君)** 12番、増田です。

今後そうなることを私は祈っておりますので、吉田町がどんどん人があちこちから集まってくる、その中で一つのツールとして自転車利用というのもあると思いますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

続きまして、グリーンベルトの設置状況ということで、今、町内7路線がされているということなんですが、これは通学路、あと近隣の要望によってというようなことでありました。 静岡県警の交通安全のホームページを見ますと、ゾーン30というものの中で、その安全対策の一つとしてそうした路面にカラー塗装をしてというのがあったんですが、吉田町の場合はそういったゾーン30であるとかというものの指定はせずに、その路側帯を着色して安全性を図るということでやっているということでよろしいでしょうか。

- 〇議長(藤田和寿君) 建設課長、大石 充君。
- **〇建設課長(大石 充君)** 建設課でございます。

グリーンベルト、ゾーン30ということですので、建設課のほうからお答えをさせていただきます。

まず、グリーンベルトというのは路面の表示でございまして、ゾーン30というのは交通安全対策を主にしていきたいというエリアで指定するものでございます。グリーンベルトにつきましては、道路管理者が設置をするものでございます。ゾーン30につきましては、警察が指定をするというものでございます。

そんな中で、吉田町の状況を申し上げますと、現在吉田町、中央小学校のエリア、学区というか、上は大幡川幹線のところの辺から中央幹線の、ちょっと固有名詞が出ますが栗田工業さんのあたりまでのエリアをゾーン30ということで、指定はしてくれてあります。その中で、警察の方がいろいろ交通施策、ハード、ソフトの中で、ハードの面としてグリーンベルトの設置なんかもどうですかということで、施策で上げておるものと認識をしておりまして、それにあわせますことと、うちの通学路の定期点検と地元の要望によりますところを考えまして、グリーンベルトを設置しているという状況でございます。

- 〇議長(藤田和寿君) 12番、増田剛士君。
- **〇12番(増田剛士君)** 12番、増田です。

そうしますと、町の判断と地元の要望ということでございましたが、住吉区を私くまなく 自転車で走ったりするんですが、グリーンベルトをされているところがほとんどないという か、まず見たことがないのですが、住吉区においてはそうした要望であるとか、通学路で危 険であるというようなところはないという御判断で設置がされていないということでよろし いでしょうか。

- 〇議長(藤田和寿君) 建設課長、大石 充君。
- **〇建設課長(大石 充君)** 町長答弁にもありましたが、順次整備をしていく中で、住吉地区 に危険な場所がないということではありません。

細かく申し上げますと、住吉の通称大道と言われる住吉神社から浜まで抜けている縦の道には、設置をしてございます。全部が全部ではないですが、一部区間あります。その前に、学校のほうも通学路として、やはりどうしても安全対策を考えますと、歩道を設置しているところですとか、狭くても余り車の通らないところですとか、そういうところを通るように指導をしてくれていますので、私どもがグリーンベルトを設置しなければならないと考えているのは、比較的車の量も多いし、通学の人も多いというようなところを集中的にやっているつもりでありまして、住吉区につきましては、案外歩道ですとか狭いところを通っていただいて、通学路の変更等をしてくれていますので、そんなに目立ったグリーンベルトをやってまでもというところがなくて、かえって外側線を引くことによって、路側帯を明示することぐらいで交通安全対策ができているのかなと感じております。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 12番、増田剛士君。
- ○12番(増田剛士君) 12番、増田です。

ありがとうございます。

またちょっと自転車のレーンに戻るんですが、自彊小学校のところかな、の南側かな、ブルーラインというのか、自転車専用のような形のラインが引かれております。町内ではあそこだけかなというような思いもあるんですが、あれはどういった理由であのようなことをされたのでしょうか。

〇議長(藤田和寿君) 建設課長、大石 充君。

- **○建設課長(大石 充君)** 議員がおっしゃっているところは、主要地方道吉田大東線で県道に当たる部分でございます。自彊小学校に通われる児童の方が、やはり歩道がない県道でございましたので、県のほうで広い3.5メートル、場所によっては2.5メートルの幅員ですけれども、歩道を設置してくれました。その中で、県の中でやはり小学校の近くでもあるということの中で、より一層効果を発揮したいという中で、歩道と車道の部分の色分けをブルーライン、自転車ということで色分けをしたと聞いております。
- 〇議長(藤田和寿君) 12番、増田剛士君。
- **〇12番(増田剛士君)** 12番、増田です。

自彊小は、基本的に自転車通学はないですよね。そういう中で、あそこだけやったということなんですが、ほかのところの検討の余地は、今後でもいいんだけれども、あるんでしょうか。自転車に乗るのは、別に自彊小の生徒だけではないと思います。その中で、県道云々の話もあるんですが、中には危険なところもあると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

- 〇議長(藤田和寿君) 建設課長、大石 充君。
- **〇建設課長(大石 充君)** 状況とかバランスを見ながら、検討していくものだと思います。 以上です。
- 〇議長(藤田和寿君) 12番、増田剛士君。
- **〇12番(増田剛士君)** 12番、増田です。

ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。

4番目のほうで、シニアカーについてお伺いをしてございます。非常に答弁の中では有効な乗り物であるというようなことで伺ったところでございます。

そうした中で、実際5番目の返納にも絡んではくるんですが、要支援であるとか要介護であるとかという問題ではなくて、本当に免許証を返納した後の移動手段として、非常にこのシニアカーというものは使えるのかな。特にこんなことを言ったらあれなんですが、自動車の免許証を返納すると、当然車には乗れなくなる。今所有している車を中古車として処分すると、その代金でシニアカーが買えるのかな、その程度のものがあるとしたら、どんどんシニアカーに乗りかえていただくというようなことも考えられるのかなと思います。

そうした中で、町はこれからそれの対策、交通安全対策ということももちろんではありますが、シニアカーは歩行者であるという中で、また歩道を走らなければいけない。歩道の幅が適切かどうかというのもあるんですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(藤田和寿君) 防災課長兼防災監、大石剛久君。
- **〇防災課長兼防災監(大石剛久君)** 防災課でございます。

シニアカーも含めまして、歩行者の交通安全対策という観点から、私のほうから防災課の ほうでちょっと御答弁させていただきたいと思います。

町長答弁でもありましたとおり、当町でも第10次の交通安全対策計画を策定しておりまして、その計画の中でも、第1に高齢者の交通安全対策というところをうたってございます。

その中でも、高齢者、それから障害者を含めて、シニアカーをお使いになる方々が今後増えてくるだろうということも認識をしてございますけれども、この計画の中でも、こうしたものに対応しながら、例えば歩道の段差のバリアフリー化であるとか平坦化、そういったハ

ード的な部分も施策の中にうたってございますので、すぐにできるというところではございませんが、そうしたところもやっていきたいというところもあります。その前に、まず自動車を運転する方々も含めまして、シニアカーに乗られる方も含めまして、ありとあらゆる道路を使う方々、こうした方々にまず初めに交通安全対策の交通安全意識の高揚をまずは図っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 12番、増田剛士君。
- **〇12番(増田剛士君)** 12番、増田です。

先ほどの答弁の中で、自動車学校において交通安全教室というようなものをシニアカーに 関して行った経緯があるというようなことの答弁をいただきました。これ私は全然知らなか ったんですが、年に何回とかともう決まった形でやっておられるのか、あといつやったとい うのもあるんですが、その効果というかをどのように見ておられるのでしょうか。

○議長(藤田和寿君) 増田議員、少し広がっていますので、もう少し本来の趣旨に沿った形での質問をお願いしたいと思いますが。

12番、増田剛士君。

〇12番(増田剛士君) 12番、増田です。

広がっているというか、交通安全対策、4番のこの問いは、シニアカーの利用に関して、 交通安全対策ということでお伺いしてございます。その中で、自動車学校で交通教室を開催 したというような御答弁がありましたので、その点についてお伺いしていますので、特段広 がっているという気持ちはないんですが、どうでしょうか。

- 〇議長(藤田和寿君) 防災課長兼防災監、大石剛久君。
- **〇防災課長兼防災監(大石剛久君**) 防災課でございます。

ただいまの増田議員からの御質問の件ですけれども、平成17年当時に一度だけ榛南交通安全対策連絡会が主催をしまして、これは牧之原署、旧榛原署です。それから吉田町、それから旧榛原町、旧相良町が一緒になって当時のスズキが出しているセニアカーですね、こうしたセニアカーの交通安全教室をやってみようという中で、当時はたしかセニアカーを使っている方というよりも、今後お使いになられるような方を対象に、例えば交通講話とか実技指導、それからビデオを上映しながら交通安全対策を呼びかけたという形でございまして、このシニアカーと言われる交通安全教室は、このときの1回だけというふうに記憶をしてございます。

効果というふうに今おっしゃられましたけれども、この1回だけというところで、交通安全意識を啓発したというところでございます。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 12番、増田剛士君。
- **〇12番(増田剛士君)** 12番、増田です。

ありがとうございます。

平成17年というと、本当にもうはしりのころだと思います。それで現在はまた状況が変わってきているのかなと思いますが、今後そういったまた安全教室なりというものの計画とかは考えていかれるのでしょうか。

〇議長(藤田和寿君) 防災課長兼防災監、大石剛久君。

〇防災課長兼防災監(大石剛久君) 防災課でございます。

現時点では、差し当たりこのシニアカーに対しての交通安全教室というものは考えてございませんけれども、町長答弁にもありましたとおり、さわやかクラブも含めまして、いろんな方々の意見を聞きながら、うちのほうも交通安全対策連絡会もありますので、そうした中で協議をしながら、交通安全対策のほうを図ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 12番、増田剛士君。
- **〇12番(増田剛士君)** 12番、増田です。

答弁、本当にありがとうございました。

今回の質問は、これまで巡回バスであるとか何とかというものを私は非常に提唱というか、 提案してきた中で、なかなか難しいという話の中で、じゃ、ほかの交通手段ということでど うすればいいんだろうということで質問させていただいたわけでございます。そうした中で、 自転車を含めまして、歩行者、それで高齢者に至ってはシニアカーというようなものの利用 について、今後町のほうも非常に前向きな形で考えていただけるというような御答弁をいた だきましたので、ぜひ実現をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(藤田和寿君) 以上で12番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

◇ 大 石 巌 君

- O議長(藤田和寿君) 続きまして、5番、大石 巌君。
 - 〔5番 大石 巌君登壇〕
- ○5番(大石 巌君) 5番、大石 巌でございます。

私はさきに通告をいたしました豊かな自然と共生する町づくりについて、町の考えを質問をいたします。

近年、フナやハヤなどの川に住む魚、あるいは川や田んぼで餌をついばむサギ、こうした 姿が減っているような感じもいたします。また、吉田町に来町された方からの声としまして、 緑が少ないのではないかというような御意見も伺っているところです。

町民憲章の最初の項の中で、水と緑に恵まれた自然を愛し、住みよい町づくりをつくりましょうというふうにうたっております。自然を大切にする住民意識の向上、行政の取り組みと一体となって暮らしやすい町づくりに努力をするということが必要であると思います。

こうした観点から、以下の点について質問をいたします。

- 1、魚類、鳥類など、従来から生息していた生物が減少していると思うが、自然環境の現状をどう見るか。
- 2、第5次吉田町総合計画の施策の大綱第6章、豊かな自然と共生する町づくりにおける 川魚の住みやすい環境づくりやサギなどの鳥類の生息しやすい環境づくりなど、緑豊かな自 然と共生する環境づくりの具体的施策についてお伺いをいたします。
- ○議長(藤田和寿君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

〇町長(田村典彦君) 豊かな自然と共生する町づくりについての御質問のうち、1点目の魚類、鳥類など、従来から生息していた生物が減少していると思うが、自然環境の現状をどう見るかについてお答えをいたします。

当町では、自然環境の現状について、生態系の把握を目的とした生息調査等を実施しておりませんので、魚類、鳥類などの個体数の増減を定量的にお示しすることはできませんが、町内の自然環境の状況について総合的に把握するための基礎資料の収集を目的として、毎年環境調査を実施しておりますので、その調査結果の中から、生態系に影響があると考えられる水質、大気の結果をもとに、町内の自然環境の現状についてお答えさせていただきます。

初めに、水質についてでございますが、生物学的観点からの河川の水質状況を把握することを目的として、水生生物の調査を実施をしております。ここでいう水生生物とは、主に水生昆虫、甲殻類、淡水貝類、ミミズ、ヒル等の底生生物になります。調査対象河川は湯日川で、念仏橋周辺と岩留橋周辺の2点において調査を実施をしております。

御存じのとおり、湯日川は、緩やかに蛇行し、浅瀬、平瀬、淵などが交互にあらわれる河川形態となっており、湯日川を流れる水は主に水田等の耕作地に利用され、また工場排水、生活排水が流れ込むなど、河川環境の変化を調査する上で、町内に流れる河川の総合的な指標となる河川でございます。

水生生物の調査は、水質判定方法の中から一般的に広く普及し、判定も容易でわかりやすい環境省水環境部、国土交通省河川局編集のテキストをもとにした水生生物29種群の指標生物の出現状況から、水質階級を4段階で判定する簡易方法による調査を実施をしております。

昨年度実施をしました調査結果によりますと、湯日川は、指標水生生物29種群のうち、6種群が確認をされております。その確認された水生生物は、水質階級2から4に分類される水生生物になります。平成13年度から当該地点における環境調査を開始しておりますが、水質判定の簡易方法が平成24年度に改正されたため、指標となる生物も多少変更しており、平成29年度以前の結果と直接的な比較はできないものの、環境調査の開始時より湯日川の水生生物相に著しい変動はないことから、安定した河川環境が保たれていると考えられます。

次に、大気の状況についてでございますが、町内の大気の状況を把握するため、夏季、冬季の年2回、吉田町上水道第1配水池東側町有地において、大気汚染物質の調査を実施しております。

昨年度実施しました調査結果によりますと、環境基本法第16条第1項の規定に基づく人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の大気汚染に係る環境基準につきまして、全ての項目が環境基準を満たしております。

平成20年度から当該地点における大気汚染の調査を開始しておりますが、これまでの実績から見ましても、大気汚染に係る環境基準を超える数値は測定されていないことから、町内の大気の状況につきましても、環境へ影響を及ぼす変化は見られないものと考えられます。

これら調査結果からもわかりますように、ここ数年間において著しい環境変化は見られないものと考えられますが、環境は外的要因の影響を受けやすいことから、今後も引き続き町内の環境の変化に注視し、継続的に調査を実施することにより、町内の環境状況の把握に努

めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の第5次吉田町総合計画の施策の大綱第6章、豊かな自然と共生する町づくりにおける川魚の住みやすい環境づくりやサギなどの鳥類の生息しやすい環境づくりなど、緑豊かな自然と共生する環境づくりの具体的施策を問うについてお答えをします。

初めに、第5次吉田町総合計画の施策の大綱第6章、豊かな自然と共生する町づくりにつきましては、現在、当町では豊かな自然環境を保全し、地球に優しい循環型社会実現のためのさまざまな事業に取り組んでおります。

まず、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁防止のための下水道や合併浄化槽の普及促進でございます。

平成28年度の普及率につきましては、下水道処理人口普及率が39.1%、合併浄化槽処理人口普及率が36.8%でございます。平成27年度の普及率と比較をいたしますと、下水道処理人口普及率につきましては0.2%、合併浄化槽処理人口普及率につきましては0.8%、それぞれ向上をしております。

次に、地球温暖化防止に向けた自然エネルギーの利用促進でございます。

当町では、平成23年度から住宅用太陽光発電システムの設置者に対しまして、また平成27年度から住宅用蓄電池システムの設置者に対しまして補助金を交付し、自然エネルギーの導入、利用の促進を図っております。

平成28年度の補助金の交付実績といたしましては、太陽光発電システムが46件、蓄電池システムが9件でございます。

次に、CO₂削減のための低炭素設備導入事業でございます。

この事業では、平成28年度に吉田中学校を初めとする町内七つの公共施設におきまして低 炭素設備導入調査を行い、そのうち図書館の照明設備につきまして、LED化を実施をいた しました。

今年度につきましては、さくら保育園、わかば保育園の空調設備の改修と照明設備のLE D化、図書館の空調設備の改修、住吉小学校、中央小学校、自彊小学校及び吉田中学校の照 明設備のLED化を実施してまいります。

このように、水質汚濁の防止、CO₂の削減など、豊かな自然環境を保全するための事業を実施する一方で、潤いある良好な住環境や人々の憩いの場を創出し、住みやすい環境づくりを担う緑化の推進につきましても、積極的に取り組んでいるところでございます。

当町における緑化推進に関する取り組みにつきまして御説明させていただきますと、当町では、町民憲章にあります「水と緑に恵まれた自然を愛し、住みよい町をつくります」の実現のため、町民の皆様が緑豊かな都市環境の中で、健康で快適な文化生活の営みができるよう、町と町民の皆様が一体となって緑化の推進と保全に努め、緑あふれる都市づくりを図ることを目的に、平成4年に吉田町緑のオアシス条例を制定いたしました。

また、都市緑地保全法に基づき、平成6年に策定いたしました吉田町緑のマスタープランをさらに発展をさせ、平成14年に緑化推進の基本計画として、吉田町緑の基本計画を策定いたしました。

この計画は、吉田町都市計画マスタープランのの緑部門を担う計画として位置づけられており、当町の緑化推進のもととなる計画でございますが、計画を実現していくための施策として、当町といたしましては、特に吉田町緑のオアシス条例に基づく事業を積極的に推進し

ているところでございます。

この条例は、先ほども述べさせていただきましたとおり、町と町民の皆様が一体となって緑化の推進と保全に努め、緑あふれる都市づくりを図ることを目的としておりますが、この目的を達成するために取り組んでおります事業につきましては、大きく分けまして二つに分類することができます。一つは、緑を増やす取り組み、もう一つは、緑をPRする取り組みでございます。

緑を増やす取り組みといたしましては、主に公共用地の緑化や事業場敷地の緑化に取り組んでおります。

公共用地の緑化につきましては、町が町内の道路や公園、学校などの公共用地の緑化に努めるものでございまして、事業場敷地の緑化につきましては、事業者がその事業活動等により、自然環境を損なうことのないように努め、オアシス条例の施行規則に定めております基準により、当該事業者の敷地内に緑地を保全して樹木を植栽するなど、積極的に緑化の推進に関し、町に協力していただくものでございます。

また、もう一つの緑をPRする取り組みといたしましては、主にみどりの祭典の実施や苗木等の配布に取り組んでおります。

緑をPRする取り組みにつきましては、緑化思想の普及に努め、緑豊かな町づくりを図ることを目的といたしまして、みどりのオアシスまつりを毎年4月29日の昭和の日に開催しております。

苗木等の配布につきましては、町民の皆様の緑化活動を促進するために、積極的に樹木や草花の苗木等の配布を行うものでございますが、現在は、みどりのオアシスまつりや小山城まつりにおきまして、会場にお越しの方々に苗木などの緑化資材の配布を行っております。

また、みどりのオアシスまつりの開催にあわせまして、町内に住宅を新築された方を対象に、苗木の配布も行っております。

以上が吉田町緑のオアシス条例に基づき取り組んでおります事業でございます。

これらの施策以外にも、人の融和と花を基調とした景観づくりを促進し、町民が花に囲まれた優しい空間の中でゆとりある心を持って生活できる環境を創出させるため、花壇による花いっぱい活動を継続的に実践する吉田町花の会を初めとする団体に対しまして補助金を交付する吉田町花いっぱい活動補助金交付事業も実施をしております。

また、吉田町緑のオアシス条例に掲げる「みどりあふれる都市づくり」の推進と、地震等による災害防止を図るため、生け垣づくりに対して補助金を交付する吉田町生け垣づくり事業補助金交付事業も実施をしております。

以上が当町における緑化推進の取り組み状況でございますが、自然と共生する環境づくりという観点から申し上げますと、緑化推進以外にも現在町内にございます保安林等の適正な維持管理につきましても、重要な施策であると考えております。現在、当町では、吉田町森林整備計画に基づき、保安林等の公益的機能を適正に発揮するため、維持管理を行っております。

以上、今後も町内における緑化の整備や緑化の啓発を通して緑化環境の向上を図り、官民一体となって緑化を推進してまいりますが、緑化の推進を図っていく上で最も重要なことは、町民の皆様が健康で快適な生活を送るための環境づくりであると考えておりますので、その上で人と生物の調和を図り、豊かな自然と共生する町づくりの実現に努めてまいります。

○議長(藤田和寿君) 再質問はありますか。

5番、大石 巖君。

〇5番(大石 巌君) 5番、大石でございます。

今御答弁をいただきました内容につきまして、具体的に再質問をさせていただきたいと思います。

お話の中にもありましたように、総合計画の第6章の中で、豊かな自然と共生する町づくりという項目がございます。本町の豊かな自然を保全をするという観点、それから保全活動や環境学習などを通じて、住民の意識向上を図りますというふうに述べられております。

答弁をいただいた内容については、この観点からの御回答をいただいておりますが、まず、 川の水質についてお尋ねをしたいと思います。

答弁の中では、湯日川の水質について調査をしているというお話がありました。近年、合併浄化槽、それから下水道等の普及ということで、家庭雑排水の汚染は大幅に削減されているというふうに認識しておりますし、水道や洗濯水やあるいは食器用の洗剤等の汚染なども、こうした普及で除去が進んでいるのではないかというふうに思いますが、水質調査の過程の中で、こうした家庭から出る汚染物質等の改善はされてきていると私は認識しているんですが、調査の内容の中でどのような状況が生まれているのか、その点を教えていただければと思います。

- 〇議長(藤田和寿君) 都市環境課長、石間智三郎君。
- ○都市環境課長(石間智三郎君) 都市環境課です。

湯日川等の水質の調査ということで、近年の状況についてということで御質問がございま したので、答弁させていただきます。

まず、先ほど水生生物については、湯日川につきましては2カ所調査をさせていただいております。今議員のありました環境基準というところのpHであるとかBODであるとか、そういう水質の調査につきましては、湯日川につきましては3カ所、上流、下流、真ん中ということで、新村上橋とあと岩留橋、古川橋周辺のところで水質調査を行っております。あともう一つ、大幡川につきましても、東名高速道路の交差点付近、川尻橋の下流付近、それで一番下流のところで第4橋梁ということで、3カ所調査のほうを行っております。調査の回数につきましては、年4回調査のほうを行っております。

その結果につきましては、ここ10年ほど調査をいたしまして、数値の状況につきましては、 昔に比べるとよくはなっているということと、今、県のほうの環境基準の類型のほうが、湯 日川につきましてBということで指定をされております。その状況につきまして、この10年 間水質につきましては、その状況を保っているという状況にあります。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。
- **〇5番(大石 巌君)** 5番、大石でございます。

今の答弁をいただいた中に、湯日川Bという指定、これをもう少し具体的に説明をいただけますか。

- 〇議長(藤田和寿君) 都市環境課長、石間智三郎君。
- 〇都市環境課長(石間智三郎君) 都市環境課です。

先ほどの類型ということでありますが、この類型につきましては、生活環境の保全という

ことで、先ほど言いました環境基準のもとに基づきまして、類型の型がA-AA、A、B、C、D、Eということで、六つの類型に分かれております。これにつきましては、過去の利用形態によりまして、県のほうでその類型につきまして目標を定めておりますので、その類型でいきますと、吉田町の湯日川につきましてはBということで指定をされているということでございます。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。
- **〇5番(大石 巌君)** 分類上のBについては、位置づけはわかりました。このBという位置づけの中で、湯日川の水質について、特にその大きく問題があるとか、あるいは問題がないきれいな川だとか、そういうふうな基準にBが当たるのでしょうか。
- 〇議長(藤田和寿君) 都市環境課長、石間智三郎君。
- 〇都市環境課長(石間智三郎君) 都市環境課です。

そのBという類型でございますが、その類型で分けますと、この川の利用目的と適用性ということであるのが、水道3級、水産2級及び温度以下の欄に挙げるものということで、その水道3級というものにつきましては、前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの、水産2級につきましては、サケ類及びアユ等水産生物が生息するということであります。

基準の類型からいたしますと、6分類型の中ではちょうど真ん中であるということであります。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。
- ○5番(大石 巌君) 湯日川、それから大幡川はこうした調査が毎年されているということで、そうした状況の中でB分類と、いわゆる普通の川の水質というふうに理解をするわけですが、一方、この湯日川の上流については、茶畑等たくさんありまして、窒素肥料などをたくさん施肥をしているということで、そうした窒素肥料による河川や地下水への影響ということがあるのではないかということも言われておりますが、そうした窒素肥料の地下水への影響等、あるいは河川等の影響等について調査はされているのでしょうか。
- 〇議長(藤田和寿君) 都市環境課長、石間智三郎君。
- 〇都市環境課長(石間智三郎君) 都市環境課です。

今御質問の窒素肥料ということでございますが、実際今回のこの調査の中では、河川について、窒素の状況については調査いたしておりません。この窒素というものにつきましては、地下水であるとか、あとは湖とか、そういうたまっているようなところについては、影響が出やすいということで話を聞いております。

先ほど言われた地下水ということでございますが、地下水につきましては、今吉田町の水道のほうの原水のほうは地下水ということで、地下水のほうを使用しているわけですが、その原水の六つの水源が吉田町のほうにございます。その六つの水源につきまして、その水道の中で51項目、水道のほうの調査を行っております。その51項目の中に窒素の部分について調査がございます。今、その調査結果の中では、全て基準値内に入っているというような報告を受けております。

以上です。

〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。

- ○5番(大石 巌君) わかりました。ただ、この窒素肥料について、地下水等に浸透する場合には、硝酸態窒素というような物質に変化をして、先ほどの答弁にありましたように、それが堆積するとなると、生物に非常に影響が出るということも言われておりますが、こうした窒素肥料については調査をしていないという答弁でしたけれども、そうしますと、河川の魚類等への影響についても、これはわからないということになりますか。
- ○議長(藤田和寿君) 都市環境課長、石間智三郎君。
- **〇都市環境課長(石間智三郎君)** 都市環境課です。

先ほど硝酸態窒素ということで、河川のほうの調査を行っていないということでございますが、河川のほうにつきましては、余り影響が少ないということもございます。

それと、今、その河川のほうにつきましては、今現在、今までの報告の中でもその硝酸態窒素というところが魚類に与える影響といたしまして、その硝酸態窒素が原因となって亡くなるとかそういうものにつきましては、酸素欠乏というものが特徴として見られるという中で、現在その川魚のほうに酸欠が見られるような症状で川魚が死んでいるとか、そういう報告を受けてはいませんので、今のところ川魚のほうにその影響はないというふうに、町のほうでは判断しております。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。
- ○5番(大石 巌君) 実際に河川の水質に大きな変化があって、魚類等が浮いてくるというような状況になれば、その原因追求というのは当然すべきだと思いますが、そうした大きな変化がない場合について、そうした魚類への影響について、やはりいろいろ細かい数値等を用いながら、一定期間をかけながら変化を調査するというのも大事ではないかなというふうに思います。

今、お話がありましたように、BODですね、生物化学的酸素要求量という、要するに酸素が生物にどんな影響を与えるのか、その酸素の要求量の度合いがどうなるのかということも大事な問題でありますけれども、そういうことについても、実際には湯日川等調査をしていないということだと思いますけれども、今後そうした生物に与えるそうした酸素の要求量、あるいは化学的な影響について、今後調査をする予定というのはあるでしょうか。

- 〇議長(藤田和寿君) 都市環境課長、石間智三郎君。
- 〇都市環境課長(石間智三郎君) 都市環境課です。

先ほど答弁させていただきましたBODであるとかCODであるとか環境基準の項目につきましては、湯日川のほかに大幡川、あとは川のほうの、川というか町のほうの小河川、住吉川であるとか、そういうところにつきましても、今この現状調査の中では行っております。

先ほど言いましたこのBODであるとかCODであるとか、そういうものにつきまして、 やっぱり基本的なものにかなり水質的に変化があるかとか、影響があるだとか、そういうこ とがあれば、やっぱり生物についても調査していかなければならないかなというふうに思い ますが、現状ではここ十数年、その調査結果を見た限りでは変化がないということでありま すので、今のところはこの生物、個体に対しての影響について、個別に対応していくという ことは考えておりません。

以上です。

〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。

○5番(大石 巌君) 5番、大石です。

今までの調査の中では、大きな変化はないと。それで生物に大きく影響するような水質でもないと。普通の河川で普通の水質だというふうな答弁をいただきましたが、実際これまで皆さんも経験あると思いますが、私も今農業をやっているものですから、この間田植え等をして川から水を引きますよね。そうしますと、前は小魚がたくさん川に流入をしてきたことがありました。しかし、最近、こうした川の水の中に、小魚がほとんど混じっていないというような状況ということは、湯日川等の河川にそうしたフナとかあるいはナマズとか、そうした生物が極めて少なくなっているのではないかと、それから卵を産んで、小さな魚がかえるということもなくなっているのではないのかというような危惧を持っています。そうした魚類が減少しているというふうな原因というのは、今のお答えの中ではちょっと明確なお答えがなかったものですから、あるいは調査をしていないということでわからないということかもわかりませんけれども、そうした減少の原因というのをどういうふうに捉えているのか、その点を伺いたいと思いますが。

- 〇議長(藤田和寿君) 都市環境課長、石間智三郎君。
- **〇都市環境課長(石間智三郎君)** 都市環境課です。

先ほど言いましたその魚類の変化につきまして、個体で調査しておりませんので、減少しているかどうかというところがちょっと明確ではないということで、お答えさせていただきました。

それと、あと水質の問題もございますが、その魚類に対して影響があるということでございますと、水質だけではなくて、その川の環境であるとか、あと構造であるとか、そういうものを総合的に含めた中で、どういうふうな判断をしていくかということもありますので、水質に関してはここ十数年変わりはないという結果は出ておりますが、そういう川の環境であるとかそういうものについて、多少影響してくるものもあるのではないかというふうには考えております。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。
- ○5番(大石 巌君) 私の小さいころは、湯日川でよく水泳等をして遊んだわけですけれども、そうした水との触れ合いですね、子供たちの、そして釣りをして、魚とのそれこそ触れ合いなんですが、そうしたものの経験というのを今の子供たちはなかなかないのかなという、ちょっとその点も心配はしているんですが。

話は変わりますが、吉田漁港の港内に雨が降って湯日川の流量が増えると、港内に堆積物が非常にたまるというような話がありまして、これは予算の中でも、港内の堆積物の状況ということで予算があるわけですけれども、こうしたことが川の汚れということにも関連をしてくるのかなという気もするわけですけれども、そうした吉田漁港に流れ込んでいる堆積物がどうした原因で起こっているのか、あるいはそれに対する対策がどうなのか、その点について伺いたいと思いますが。

- 〇議長(藤田和寿君) 川の堆積物……
- ○5番(大石 巌君) 水質の問題です。
- ○議長(藤田和寿君) もう少し具体的に質問していただいたほうが答弁しやすいと思うんですが。

- ○5番(大石 巌君) いいや、それでわかると思いますよ。
- 〇議長(藤田和寿君) 産業課長、中山孝宏君。
- 〇産業課長(中山孝宏君) 産業課でございます。

ただいま議員のほうから吉田漁港の堆積物という話でございますので、当課において吉田 漁港の管理をしておりますので、私のほうからお答えさせてもらいます。

議員も御存じのとおり、吉田漁港におきましては、湯日川と大幡川の2河川が流れ込む掘り込みの漁港ということで、当然梅雨どきの大雨とか、あと台風の時期、河川が増水して港に流れ込むという状況が主な原因であると思います。あと、海岸のほうからの流入もあるのではないかと思われます。

ただ、冬場になりますと、そういった土砂も海に流れ込むという調査結果も出ておりますので、今現在堆積が多いという判断を当課ではしておりませんし、漁協のほうからも、航路が堆積でちょっと船の航行に支障があるという話ももらっていない状況でありますので、多いという判断をしてはおりません。

それから、これまでの対策といたしましては、航路しゅんせつ等を行いまして、漁船の航行の安全を図るというところで、情報管理に努めているところでございます。 以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。
- **〇5番(大石 巌君)** 5番、大石です。

話は変わりますが、住吉神社や小さな理科館の土地を改良しまして、ボランティアの皆さんが蛍を飼育しているということで、そうした昆虫生物等の飼育やあるいは観賞等、大変自然との触れ合いが大事な問題だというふうに考えております。ただこれは、町の事業ではなしに、ボランティアの皆さんが一生懸命やっているということをお聞きをしているわけですけれども、こうした取り組みについて、町としてどういうふうに感じておられるのか、その点を伺いたいと思います。

- 〇議長(藤田和寿君) 教育長、浅井啓言君。
- ○教育長(浅井啓言君) 議員の質問の中で、今二つあったと思いますが、一つは住吉神社の 蛍のことと小さな理科館でやっておりますものと、二つあったと思います。住吉神社のほう については、教育委員会のほうはタッチしておりませんので、小さな理科館のほうについて お答えさせていただきます。

町としてどんなふうに取り組んでいるのかということでございますので、小さな理科館のほうは、ホタルの里づくり事業として町として取り組ませていただいております。

事業の内容としては、子供たちに理科の関心を高めたり自然の大切さ、そういったことを 視点に置きながら、ホタルの里、あるいはそこに行く蛍の生息、せせらぎの整備とか、そう いったことでやらせていただいておるところです。

- 〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。
- ○5番(大石 巌君) こうした蛍等の生育や観賞を通じて、子供たちが自然と生き物と触れ合うという機会は非常に大切だと思いますし、そうした皆さんが努力をされているということについても、大変大事なことだというふうに考えておりますが、一方、吉田町でも昔は蛍が寺社なんかに飛んでいたわけで、そうした蛍を川の中で自然的に生育できるような環境、モデル的な河川等、そうしたものが実際問題できないのかどうか。そうした検討、あるいは

今後の目標、努力、そうしたものがおありでしたらお願いしたいと思いますが。

- 〇議長(藤田和寿君) 都市環境課長、石間智三郎君。
- ○都市環境課長(石間智三郎君) 都市環境課です。

今、お話がありました自然の中で蛍が生息できる環境ということでございますが、今いろいろがリラ豪雨であるとか、いろんな環境の変化に伴いまして、治水対策というのが叫ばれているところでございますが、国のほうでも治水対策、今までどおり例えばコンクリート張りであるとか、そういうだけではなくて、やはりそういう自然を重視した自然環境との調和というところについて、今後治水と自然環境をうまく調和できるような形で整備を進めていくというような方針はございます。

そういう中で、今後その河川整備であるとか、そういうものにつきましても、そういう自然との調和というものも検討しながら、今後事業のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。
- ○5番(大石 巌君) 皆さんが大変努力をされていると。今の蛍の育成、生育、そうしたものをもっと自然の中で広げていくということが、実際問題吉田町の中でできれば、非常にこれは吉田町としての一つの売りになるのではないかなという気がしたものですから、質問をいたしました。

同じように、以前は遠くのところから釣りクラブなどの団体がハヤを釣りに湯日川に来て、釣って楽しんでいるようなこともお見受けをしたわけですけれども、こうした吉田町にはこうした魚がいる川があるんだよ、あるいは蛍が飛ぶ川があるんだよということになれば、吉田町が自然豊かな町だということで魅力を発信するということになると思いますが、そうした特徴ある吉田町ということについて、今後そうした事業を積極的に行っていくのかどうか、その辺についてお考えを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(藤田和寿君) 都市環境課長、石間智三郎君。
- ○都市環境課長(石間智三郎君) 都市環境課です。

先ほどお話もありました蛍の生息にしてもそうですし、今お話がありました魚等が生息できるという環境につきましては、やはり自然環境ということで考えれば、確かに魅力的なものであるというふうには考えておりますが、そういう自然を保全するための環境づくりというものにつきましては、吉田町は位置的には一番沿岸部といいますか、下流部に位置しておりまして、その上にはほかの島田市であるとか、ほかの市町村のものもございまして、やはりそういう他市町村のものというのもかなり影響してきますので、そういう他市町のところの状況も踏まえて、あとはその他市町とも連携をいたしまして、そういう自然環境の保全ということに関しては、今後も努めていきたいというふうには考えております。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。
- ○5番(大石 巌君) 続いて、鳥類のことについて伺いたいと思いますが、これも以前よりもトビ、あるいはサギが減少しているのではないかなということで思っておりますが、こうした鳥類の減少についてどのように感じられているのか、その辺についてどういう調査をされているのか、その辺について伺いたいと思います。

- ○議長(藤田和寿君) 都市環境課長、石間智三郎君。
- ○都市環境課長(石間智三郎君) 都市環境課です。

今御質問がございましたサギ等ということでお話がございましたが、これにつきましても、 町独自でサギであるとか、そういうものの個体数を実際調査しておりませんので、実際どの くらい減っているのかどうかというところもまだはっきりとは把握しておりませんが、それ こそサギという鳥につきましては、餌をとる採食場所ですよね、そういうもののところ、採 食する場所といたしましては、例えば水田であるとか、池であるとか、そういうものも影響 してきますし、あと巣をつくるというところに関しては、その巣をつくるための林等が影響 してくるというところもございます。そういうものが全国的には減少しているというところ もございますので、そういうものが個体数には影響してくるのではないかというふうには考 えております。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。
- ○5番(大石 巌君) 5番、大石です。

今、川尻の町営住宅松原団地の周辺で、サギのコロニーといいますか営巣地があるわけですが、その営巣というか巣もちょっと減っているような感じはするわけですが、これから川尻海岸の防潮堤建設ということで大規模な工事が進む予定がありますが、直接的にそれが影響するかどうか私もわかりませんが、どういうふうにこの防潮堤建設とサギの営巣地への影響、何かが絡んでくるのか、工事に当たっての事前のそういう環境調査等をされたのかどうか伺いたいと思いますが、いかがですか。

- 〇議長(藤田和寿君) 都市環境課長、石間智三郎君。
- 〇都市環境課長(石間智三郎君) 都市環境課です。

今の保安林といいますか、防潮堤の整備ということでございますが、今のその実際巣のほうが多く見られるのが、二線堤、三線堤の大幡川の北側のほうになってくると思うんですが、今の規約では、そちらのほうまで防潮堤のほうの影響はないということで考えております。 その環境調査ということでございますが、その辺につきましては、環境評価に次ぐ法律がございますので、その事業がそれに該当するのかどうかというところで、その調査を行うかどうかということが関係してくるとは思います。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。
- ○5番(大石 巌君) そうしたいろいろ公共事業が進むこと、これについては大変私たちもありがたいと思いますし、早く進めていただきたいという気持ちはあるんですが、ただそうした中での環境の変化、影響についても、やっぱり慎重に調査、研究していく必要があるのではないかなというふうに考えておりますので、その点もよろしく配慮していただきたいなと思います。

緑化についてお伺いをします。

答弁の中で、緑のオアシス条例に基づいて緑化を推進していくということの答弁をいただきました。この緑のオアシス条例の5条の中に、緑化審議会というものが設置をされるということで書いてありますけれども、この審議会でどういうような推進策が検討されているのか伺いたいと思いますが、いかがですか。

- 〇議長(藤田和寿君) 都市環境課長、石間智三郎君。
- 〇都市環境課長(石間智三郎君) 都市環境課です。

今、御質問がありました吉田町緑化審議会ということで、オアシス条例の5条の中で示されているわけですが、この緑化審議会というものはその5条の中で、緑化の推進及び樹木等の保全に関し、町長の諮問に応じ調査審議する機関ということで定められております。こういう町長の諮問に応じて、そのものを調査したりであるとか、審議する機関でございますので、この緑化審議会から対策そのものを提言するようなことはないとは思います。

ただ、あと今回緑化審議会の中では、平成28年度におきまして、事業場緑化の見直しというものを行ったわけですが、町がその事業場緑化の見直しにということにつきましての方策につきましては、この緑化審議会に諮問をいたしまして、この中で審議していただいたというような経緯がございます。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。
- **〇5番(大石 巌君)** 5番、大石でございます。

都市計画のマスタープランがありますが、この中を見ますと、72ページでしたか、幹線道路沿いの緑化ということで、東名川尻幹線が挙がっておりますが、東名川尻幹線も開通したわけで、その緑化がどういうふうな取り組みをされるのか、計画があれば伺いたいと思いますが。

- 〇議長(藤田和寿君) 都市環境課長、石間智三郎君。
- 〇都市環境課長(石間智三郎君) 都市環境課です。

先ほどありましたとおり、東名川尻とかということで、例えば植樹ます、植樹帯であるとか、そういうものが今ない部分もございますが、今、植樹帯等のものについては、町のほうでいろいろ管理しているような状態でございます。それにつきまして、今後はやはり緑を今後推進していくという中では、町民の皆さんと官が一体となって、今後その管理とか緑化であるとかというものを進めていきたいというふうにも考えておりますので、そういうものをPRしながら、官民一体となったそういう環境づくりというものを今後検討していきたいと、そういう中で、緑化の管理、維持というものを考えていきたいというふうに考えております。以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。
- ○5番(大石 巌君) そうした具体的に施策を一つ一つ前に進めていっていただきたいなと思いますが、例えば記念樹運動というようなものが、他の自治体の中ではあると聞いております。要するに、公共的な場所に緑化を進めたいという場所がある場合、そこに結婚とか子供さんの誕生とか、入学祝いとか、そうした記念のたびに町民の皆さんから木を買っていただいて、そこに植えていただくというような記念の木を植えて、その管理は公共団体、町がするわけですが、皆さんの記念になる木を植えていただくというような、そうした運動もほかの自治体にあるわけですが、この場合、例えば樹種については何種類かのうちから選択をするとか、それから苗木代についてはそれぞれの皆さんで負担をしていただくとかということで、それこそ住民参加のそうした緑を増やす運動の一つとしていい方法ではないのかなというふうに思いますが、こうした場所、あるいはこうした方法について、何か町のほうで検討されているようなことがあれば、お伺いしたいと思いますが。

- 〇議長(藤田和寿君) 都市環境課長、石間智三郎君。
- ○都市環境課長(石間智三郎君) 都市環境課です。

今、お話のありました記念植樹ということになりますと、それこそオアシスまつりのときに、毎年記念植樹ということで、吉田公園のほうに植樹をさせていただいているという状況でございます。あとは、例えば結婚であるとかそういう記念ということでございますと、町のほうでは先ほど答弁の中にもございましたとおり、オアシスまつりの際に、新築で家が建てられた記念にということで苗木を配付しまして、それはやはり課が管理するということではなくて、やはり民間の方にもやはり家と一緒に木のほうを大きくしていただきたいというような思いもありまして、その新築家屋に苗木を配付しながら、そういう普及活動ということでも進めております。

今後そういうものが広がっていくか、そういうものがほかのものに波及するのであればまた検討はしますが、今のところはその新築家屋という中で、そういう記念というものを進めていくというふうに今のところは進めております。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。
- ○5番(大石 巌君) 5番、大石です。

水の関係、鳥の関係、それから緑化の関係と、多方面の中でこうした自然環境の保全、あるいはこれからの緑化をもっと進めるということで、努力をいただきたいと思います。

ただ、この吉田町の総合計画の中では、こうした6章の中で下水道の上水、下水の普及等、そうした環境の改善、あるいはごみの減量やリサイクル、地球温暖化防止対策等、こうした問題については努力されているということで御答弁もいただきましたが、直接的な自然保護の関係、あるいはそうした川での生物の状態悪化を防ぐような施策の問題、そうした自然保護の対策がこうした計画の中には明記がされていないというふうに私は感じますので、今後行政の果たすべき役割の中に、こうした自然保護の問題についても、課題等を明確にしていただいて、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

これは行政を初めとして、町民の皆さんも、こうした自然を愛して吉田町がもっと自然豊かな町になるということについては、認識が皆さん一致していると思いますので、ぜひ町民の皆さんに対しても、提案等があれば積極的に行っていただきたいと思いますし、大いにそうした点で、吉田町の魅力を発信するような町になっていただきたいなというふうなことを感じます。ぜひ当局の努力もひとつお願いをしまして、質問を終わります。

〇議長(藤田和寿君) 以上で、5番、大石 巌君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分とします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時07分

○議長(藤田和寿君) 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 遠 藤 孝 子 君

○議長(藤田和寿君) 引き続き一般質問を行います。

3番、遠藤孝子君。

[3番 遠藤孝子君登壇]

○3番(遠藤孝子君) 3番、遠藤孝子です。よろしくお願いいたします。

私は平成29年第2回吉田町議会一般質問において、事前に通告してあるとおりです。

質問事項は、我が町の健康づくりの推進について、町長にお伺いいたします。

一つ、第5次総合計画の事業として、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を 基本理念に掲げ、全ての町民が「自分の健康は自分で創る」としてあります一次予防を推進 してきたわけですけれども、同じように町民一人一人が生涯を通して生き生きと暮らせる健 康づくりを推進してきました。

今、国と同様に、吉田町でも少子高齢化の進行、それからライフスタイルの変化など、町を取り巻く環境が大きく変化しております。5月30日に発表されました市町村別高齢化率によると、吉田町は23.9%、後期高齢化率11.5%と、県平均よりはるかに低いです。しかし、25年には、我々団塊世代が75歳以上になると。それまでに健康で自立した生活を送る自他ともに準備が急務であると考えます。胎内、それから幼少期から始まる健康づくりが重要であると考えます。そこで、前期計画において、地域ぐるみの健康づくりの推進を重要施策としております。

次のことについてお伺いいたします。

一つ、町内会単位で行う健康教室や啓発の促進について。

昨年度、地区健康度アップ事業を5町内会で実施しました。その成果と課題についてお伺いたします。

また、ことしの事業の内容と目標についてもお聞きしたいと思います。

2番目、児童・生徒や若い世代に対する健康教育の実施について。

小・中学校での健康に関する教育の内容と目指すところをお聞きします。

3番目、健康づくり事業について。

健康づくりは、健康推進と食育推進が密接にかかわり合っていることが大事であると考えます。そこで、健康教室講座における食育の狙いと学齢期からの関連についてお伺いいたします。

以上、お願いいたします。

○議長(藤田和寿君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長(田村典彦君) 議員からの御質問のうち、1点目の町内会単位で行う健康教室や啓発の促進についてと3点目の健康づくり事業については私から、2点目の児童・生徒や若い世代に対する健康教育の実施については、教育に関することでございますので、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

当町では、第5次吉田町総合計画を上位計画とし、「誰もが健康でいきいきと暮らせるま

ちづくり」を基本理念に掲げた吉田町健康増進計画と食育推進計画をあわせ策定した「健や かプラン吉田21」の中間見直しに基づき、町民一人一人が主体的な健康づくり及び食育に取 り組むことを推進しております。

健康増進計画では、当町の死亡原因の上位を占めるがん、脳卒中や脳梗塞、心筋梗塞などの循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病への対策を重点施策として位置づけ、食生活の改善や運動習慣の定着などによる生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状の進行などの重症化予防を重視した取り組みを推進しております。

生活習慣病の一次予防につきましては、幅広い年代に対しての周知や健康教育などを行い、 合併症の発症や症状の進行などの重症化予防についての対策は、個別支援を重視して実施を しております。

健康増進計画の策定に当たり、各医療保険者の特定健診結果から算出した標準化該当比を 静岡県全体と比較しますと、当町では、糖尿病予備群と高血圧有病者の値が高くなっている ことが明らかになりました。糖尿病や高血圧は循環器疾患の危険因子であることから、町で は、高血圧予防を優先的に取り組むべき健康課題とし、地域ぐるみの健康づくりを推進して おります。

それでは、1点目の町内会単位で行う健康教室や啓発の促進について、昨年度地区健康度 アップ事業を5町内会で実施しました。その成果と課題について、また今年度の事業の内容 と目標についてお聞きしますについてお答えをいたします。

地区健康度アップ事業は、保健師、栄養士が町内会に出向き、健康課題を町民の皆様と共有することにより、個人の健康の保持増進にとどまらず、家庭や地域の課題として認識され、健康づくりが地域ぐるみで実践されることを目指し、平成28年度新規事業として実施いたしました。

静岡県が65歳の平均自立期間を算出したお達者度や、町の死因別死亡者割合などの統計情報から読み取れる町民の健康の実態、優先的に取り組むべき課題とした高血圧予防について、町民の皆様にお知らせすることから開始しています。

実施時期や場所につきましては、保健協力委員、自治会及び町内会長の皆様に御協力をいただき、保健協力委員講座終了後や組長定例会終了後など、地域の実情に応じて集まりやすい場を設定していただきました。

詳細につきましては、住吉東村、森下、川尻上組、片岡東、北区第一町内会の5町内会を対象に、高血圧予防を中心に血管を守るための講話やクイズ、家庭での減塩のポイント、減塩みそ汁の試飲など、参加者同士が話し合いをしながらの学習会を10月から11月にかけて実施をし、5会場合わせて92人の方に御参加いただきました。

学習会では、参加者が体を使った体験や全身に流れている血液の量や血管の太さ、血圧の 状態などが具体的にイメージできる媒体を使うとともに、個々の参加者の気づきや感想を参 加者同士で話し合う場を設けたことにより、なごやかな雰囲気となり、参加者から血圧や睡 眠、塩分のことなど、健康に関する質問や発言が聞かれ、町民の方がどのような知識を求め、 どのようなことに関心があるのか理解することができました。

日ごろ保健センターで開催する健康教室等の参加者は、女性の割合が多いことに比べ、本 事業の参加者は、全体の4割が男性であったことから、町内会に出向くことで、性別を問わ ず、個人の健康や町の健康課題への関心を高めることができたと考えております。 また、参加者からは、自分が知ることができた。健康課題を隣組の人にもお知らせしたいので、当日使用した配付資料を組内回覧したいといった声もあり、個人にとどまらず、地域の方への啓発につながる効果もあったと感じております。

今後の課題といたしましては、町の健康課題が参加者自身の健康状態と関連づけて考えることができるような取り組みが必要ではないかと思われます。また、参加しやすい場の設定、周知方法につきまして、今後も地域の方の協力を得て、地域ぐるみの健康づくりへと発展させることができるよう、実施内容を検討してまいります。

今年度につきましては、5町内会での実施を計画しており、引き続き町の健康課題である 高血圧予防に関する内容を中心に実施いたしますが、特定健診の結果を持参していただくこ とや、体組成計による測定を取り入れることなどで、客観的に御自身の健康状態を捉えてい ただく場としたいと考えております。さらに、健康診査や検診の受診、減塩など、町民の皆 様一人一人の健康づくりの実践を支援してまいります。

次に、3点目の健康づくり事業について、健康づくりは、健康推進と食育推進が密接にかかわり合うことが大事である。そこで、健康教室講座における食育の狙いと学齢期からの関連についてお聞きしますについてお答えをいたします。

初めに、食育推進について御説明をいたします。

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的として、平成17年6月に食育推進法が制定をされました。

国では、食育推進法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について、平成28年度から32年度までの5年間を期間とする第3次食育推進基本計画を定め、若い世代を中心とした食育の推進、多様な暮らしに対応した食育の推進、健康寿命の延伸につながる食育の推進、食の循環や環境を意識した食育の推進、食文化の継承に向けた食育の推進の五つの重点課題を柱に、食育を推進しております。

当町においては、食育推進に向けた取り組みとして、「食でからだをはぐくむ」、「食でこころをはぐくむ」、「食の環境を整備する」の三つの分野に分けて食育推進計画を策定し、生涯にわたるライフステージに応じた切れ目のない食育の推進、生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進をポイントとし、食育を推進しております。このうち、「食でからだをはぐくむ」分野を生活習慣病の予防及び改善につながる食育と位置づけ、健康推進と食育推進を連動して実施しております。

御質問にございました健康教室講座は、健康づくりセミナー、ヘルシーな食べ方教室、食育セミナー、骨粗しょう症予防教室を総称したものとしてお答えいたします。

生涯にわたり生き生きと暮らしていくためには、日本人の死亡原因の多くを占める生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸する上では、健全な食生活は欠かせないものであります。

健康教室講座におきましては、成人を対象に、参加者が生活習慣病の発症・重症化予防や 改善に向けて、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事などの適切な栄養バランスに配慮した 食生活や適切な量や間食のとり方などの望ましい食生活をみずから実践できることを目指し、 各種講座を実施しております。

学齢期については、学習指導要領に示された食育の推進を踏まえ、各学校では、食に関する指導の全体計画を作成し、給食の時間や家庭科などの各教科、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて食育を推進しております。子供のうちに健全な食生活や生活習慣を

確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるため、家庭や学校等との連携により、子供の成長、発達に合わせた切れ目のない健康づくり及び食育を推進してまいります。

それでは、2点目の御質問であります児童・生徒や若い世代に対する健康教育の実施につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

- 〇議長(藤田和寿君) 教育長、浅井啓言君。
- ○教育長(浅井啓言君) 2点目の御質問であります児童・生徒や若い世代に対する健康教育の実施について、小・中学校での健康に関する教育の内容と目指すところをお聞きしますについてお答えいたします。

近年、社会状況等の変化に伴い、子供たちの生活習慣の乱れ、メンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、性の問題行動や薬物乱用、感染症など、さまざまな健康に関する課題が生じており、学校における健康に関する教育は、ますます重要となっていると考えます。

このような状況の中、当町では、文部科学省の学習指導要領に基づき、家庭や地域社会と 連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を 通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、各小・中学校におきま して、保健指導、安全指導及び給食指導などの健康に関する指導を児童・生徒の発達段階に 考慮しながら、学校教育活動全体を通じて行っております。

小学校においては、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいても、それぞれの教科等の特質に応じて適切に行っております。同じく中学校でも、それらの指導を保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいても、それぞれの教科等の特質に応じて適切に行っております。

それでは、次に、この学習指導要領に基づき、各小・中学校で行っている健康に関する教育等の中から、保健指導と給食を含めた食に関する指導について、主なものを幾つか御説明いたします。

まず、保健指導について御説明いたします。

保健指導は、児童・生徒に健康に関する知識を理解させるとともに、健康な生活を営むために必要な能力や態度を育てることを目的として実施しております。

各小・中学校では、身体計測、内科検診、歯科検診等の定期健康診断を実施し、児童・生徒の状態を把握するとともに、それにあわせて受診に係る指導や診断後の治療勧告指導を行っております。また、給食後の歯磨きやフッ素洗口といった歯科保健に関する指導も行っております。

ほかにも、運動会や持久走、宿泊訓練や修学旅行などの学校行事にあわせて、それらに臨むための生活管理や健康管理についての指導を行っております。

また、季節に合わせ、梅雨時は食中毒予防、夏は熱中症予防、冬は風邪やインフルエンザ 予防についての指導、さらには春・夏・冬の長期休暇に当たっては、規則正しい生活習慣の 維持等についての指導も行っております。

そのほかにも、心身の発育・発達に合わせて、性についての正しい知識を身につけるための性教育や、不安・悩みへの対処を理解し、心の健康を保持増進するための心の健康についての指導も行っております。

さらに、中学校においては、喫煙、飲酒、薬物乱用を取り上げ、これらが健康に及ぼす害 についての指導も行っております。

続きまして、給食を含めた食に関する指導について御説明いたします。

食に関する指導は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることを目的として実施しております。

その中で、給食での指導については、成長期にある児童・生徒の健康の保持増進と体力の 向上に大きな役割を果たす給食の準備から片づけまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、 配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどを習得することができるよう指導 しております。

また、近年重要視されている食育という観点から、給食の時間における食に関する指導として、給食の献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴等を学習させるとともに、教科等で取り上げられた食品や学習したことを確認する指導もあわせて行っております。

さらに、食材そのものを初め、生産者や調理者など食に携わる人たちへの感謝の気持ちなどを育むとともに、残さず食べようとする意欲を育てるために、給食センターの見学や田植え、稲刈りを実施している学校もございます。

以上、保健指導及び給食を含む食に関する指導を中心に、各小・中学校における健康に関する教育の内容について主なものを申し上げましたが、最後に、これらを踏まえ、各小・中学校における健康に関する教育の目指すところについて申し上げます。

当町の小・中学校では、各学校ごとに健康に関する教育についての目標を掲げております。 それぞれ申し上げますと、住吉小学校は「元気な体、しなやかな心」、中央小学校は「自分の命を大切にし、心身ともに鍛えようとする力」、自彊小学校は「自他の心身の健康に関心をもち、健全な生活ができる子」、そして吉田小学校は「自分を磨き、より健康な心と体を育む」でございます。その目標に向かい、小学校では1年間を四つのステージに、中学校では1年間を五つのフィールドに分け、それぞれの学校の特色を織り交ぜながら、児童・生徒の発達段階に合わせた健康に関する教育の計画を作成しております。そして、児童・生徒がそのステージ等を段階的に進むことで、最終的に各学校が掲げた目標を児童・生徒が達成できるよう、各教科等を相互に連携させながら、学校教育活動全体において、健康に関する指導を実施しているものでございます。

さらに、当町といたしましても、第5次吉田町総合計画において、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」の施策の一つとして健全な児童・生徒の育成を掲げ、食育の推進や定期的な健康診断を実施することで、児童・生徒が正しい食習慣のあり方を理解しているとともに、安心して学校生活を送ることができることを目指して、今後も各小・中学校における健康に関する教育の充実に力を尽くしてまいります。

○議長(藤田和寿君) 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、遠藤孝子君。

○3番(遠藤孝子君) 3番、遠藤です。よろしくお願いいたします。

まず、1番についてお伺いいたしますけれども、先ほどお聞きしましたところ、ことしも 5町内会で実施するというふうなことで、さらにことしの成果を踏まえて減塩であるとか、 それから食習慣について周知、徹底を図りたいというふうなことだったんですけれども、来年30年度がたしか6町内と聞いていますけれども、30年度までの計画、つまり30年度までに全部の町内会が終わりますか。お聞きしたいんですけれども。

- 〇議長(藤田和寿君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- ○健康づくり課長(増田稔生子君) 健康づくり課でございます。

地区健康度アップ事業につきましては、全町内会を回っていきたいということで計画を立てております。

各年度に回らせていただきます町内会につきましては、保健協力員さんのおのおののグループワークの中で、どこの町内会を選定をしていただくかということで取り組ませていただいております。

全町内会を回っていきたいという計画はございますが、保健協力員さんの協力のぐあいに おきまして、あと町内会の御協力におきまして、順次進めてまいりたいと考えております。 以上でございます。

- 〇議長(藤田和寿君) 3番、遠藤孝子君。
- 〇3番(遠藤孝子君) 3番、遠藤です。

わかりました。

町内会に回って、特にこういうふうな小さい単位で回って、ことしの成果として男性の参加が4割で、予想外に多かった、それからどういうことに関心があるのかというふうなことがわかったというお話でしたけれども、さらに周知の方法として、どんな形を考えているのかお聞きしたいと思います。

- 〇議長(藤田和寿君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- **〇健康づくり課長(増田稔生子君)** 健康づくり課でございます。

昨年度は、周知につきましては、開催をお知らせするチラシを町内会に御協力いただきま して、組内回覧等でお願いをしたところでございます。

今後につきましては、さらにそのチラシでの周知に加え、まずは保健協力員さんに町内の健康課題をお知らせするというところから研修を始めておりますので、保健協力員さんの口コミであるだとか、あとはさまざまな方法を使って周知をしていただきたいと思っております。

中には、組長定例会等などの既存の会合のところに抱き合わせということで、開催をお願いしているところもございますので、そういった団体からも参加の周知をお願いできたらと考えているところでございます。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 3番、遠藤孝子君。
- ○3番(遠藤孝子君) 3番、遠藤です。

そうすると、本当に小さなグループもこちらのほうで、役場のほうでわかったところには 出向くし、それから要請があったらそういうところにも行って、願わくば全町民にそういう ことを周知させるというふうなことで捉えてよろしいでしょうか。

- 〇議長(藤田和寿君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- **〇健康づくり課長(増田稔生子君)** 健康づくり課でございます。

昨年度、新規事業として実施いたしました地区健康度アップ事業に加えまして、従来から

生活習慣病の予防普及活動ということで、さまざまな団体であるだとか、依頼に応じまして、 健康教育に出向いております。

また、保健協力員の自主活動への講師の派遣だとか、あと町内でのイベント会場でそういった健康課題をお知らせしたりだとか、健康づくりの取り組みについて支援するということで、普及啓発を図っております。

ただいま御質問にございました小さいグループでの依頼があった場合につきましても、それにお応えして出向きながら、お伝えをしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(藤田和寿君) 3番、遠藤孝子君。
- **○3番(遠藤孝子君)** そうすると、ここの3年間で全ての町民が、町の課題である高血圧であるとか、それから糖尿病の対策が習えるというふうなことで、一つは安心しました。

そこで、ことし体組成計というものが2台入ったと思うんですけれども、そのまた使い方というと先ほども話がありましたけれども、私もこの間ちょっとやらせてもらいまして、大変詳しく出るんですよね。体脂肪総合評価であるとか、筋肉の評価であるとか、それから各部位の骨量ですかね。そういうことでやると、普通こう見て大体自分の健康がある程度わかるわけですけれども、専門家が見て、この体組成計からの結果を先ほどもありました地区健康度アップ事業等に活用の計画はありますでしょうか。

- 〇議長(藤田和寿君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- **〇健康づくり課長(増田稔生子君)** 健康づくり課でございます。

体組成計につきましては、今年度の地区健康度アップ事業の中にもぜひ取り入れてまいり たいと考えております。

現在、4月からも若返り貯筋塾の参加者の方々に対しまして、体組成測定を始めていると ころでございます。

結果の見方については、個別であったりだとか、集団であったりだとか、そういった場で 保健師、栄養士から御説明をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(藤田和寿君) 3番、遠藤孝子君。
- **○3番(遠藤孝子君)** 私も大変この体組成計から来るのを見て、自分の健康管理に役立つわけですけれども、まだどのぐらい指導に当たったかはわかりませんけれども、その指導した人たちの感想はどんなであったか、ちょっとお聞かせいただけますか。
- 〇議長(藤田和寿君) 健康づくり課長、増田稔生子君。

はありますが、そういった声が聞かれております。

〇健康づくり課長(増田稔生子君) 健康づくり課でございます。

現在、体組成計を使用しまして、若返り貯筋塾の参加申し込み者の方に140名ほど測定をしております。現在はまだ個々に結果をお返しするという状況ではございません。それぞれプリントアウトしたものをまずはお持ちいただいて、見ていただいているところでございます。実際聞かれた感想といたしましては、やっぱり体脂肪率だとか普段自宅ではかっている体脂肪計という単位のものがあると思うんですが、それと少し数値が違うだとか、想像していたものと違うだとか、あと今議員がおっしゃられたように、各部位によって体組成がわかるものですから、筋肉量がここが少ないんだねといったような簡単なやりとりの中での感想で

以上でございます。

- 〇議長(藤田和寿君) 3番、遠藤孝子君。
- ○3番(遠藤孝子君) そうすると、大変うまく活用されているというふうなことなものですから、一層町民に使ってもらいたいと思うわけですけれども、使えたらと思うんですけれども、個人で保健センターのほうに行ってはかったりすることはできるのでしょうか。
- 〇議長(藤田和寿君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- ○健康づくり課長(増田稔生子君) 健康づくり課でございます。

町民健康相談の場でも、体組成計を導入しましたということを広報等でお知らせをさせていただいておりますし、それ以外のときでも、御相談いただければ、個人的に体組成計を使って測定をしてお話をするということは順次やっております。

以上でございます。

- 〇議長(藤田和寿君) 3番、遠藤孝子君。
- ○3番(遠藤孝子君) それでは、健康づくり事業についてですけれども、すみません、ちょっとお待ちください。町民の一戸一戸に町民吉田町健康カレンダーというふうなものが配られていまして、そこのところの最後のところに健康づくり事業ということで、先ほど健康教育講座についての答弁がありました。

この中で、特に食推協とか保健委員との関連をというふうな話があったわけですけれども、例えば、この中にある健康づくりセミナーであるとかヘルシーな食べ方教室、それから食育セミナー、骨粗しょう症予防教室等がこれから計画されているわけですけれども、これらは広報、それからホームページ等でお知らせするというふうなことですけれども、地域健康づくりということで言うと、一人でも多くの人たちにそれにかかわったほうがいいと思うんですけれども、食推協の皆さんとそれから栄養士の皆さん、これらの人たちがこの事業にどのようにかかわるのかお聞かせいただきたいんですけれども。

- ○議長(藤田和寿君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- **〇健康づくり課長(増田稔生子君)** 健康づくり課でございます。

まず、その健康教育講座の一つの中の健康づくりセミナーでございますが、健康づくりセミナーは、栄養及び食生活並びに健康増進に関する知識の普及を行うということで、まず食育推進の担い手を要請したいということで、この講座は年間8回あるわけなんですが、その中で6回以上出席した方には修了証書をお渡しいたしまして、吉田町の健康づくり食生活推進協議会に加入ができるという養成講座という位置づけもございます。

その健康づくりセミナーの中では、健康づくり食生活推進員の役割と活動についてお話をさせていただいたり、直接食生活推進協議会の方から、その養成講座、セミナーに参加してくださっている方にもこんな活動をしていますよといった情報を提供していただいたり、交流の場もございます。

また、ヘルシーな食べ方教室につきましては、この教室につきましては特定健診の健診受診者の事後の個別指導というところで位置づけを行っておりますので、そこにつきましては該当する方を個別にお呼びをしまして、保健センターのほうで保健師、栄養士が御相談に乗っていきながら、全体的な健康づくりの取り組みということで、講話を行っているものになります。

以上でございます。

- 〇議長(藤田和寿君) 3番、遠藤孝子君。
- **○3番(遠藤孝子君)** そうすると、今二つの事業をお聞きしたわけですけれども、特に四つ 目の骨粗しょう症予防教室についてですけれども、これについては特に思春期の過ごし方が 大事であると思いますけれども、この辺の指導はどんなふうにされるのでしょうか。
- 〇議長(藤田和寿君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- ○健康づくり課長(増田稔生子君) 健康づくり課でございます。

まず、骨粗しょう症予防教室は、40歳から70歳までの節目年齢の女性の方を対象に、骨粗しょう症の健診を行っております。

その健診を受診した方を対象に、検診結果の見方や骨粗しょう症の原因だとか予防といったことに対しまして、整形外科医と管理栄養士による講話を行っております。その中で、希望のある方に対しましては、保健師、栄養士による個別指導を実施しております。

思春期の骨粗しょう症に係る予防につきましては、その講話の中では、やはり若年層、思春期での骨量を高めておくといった講話の内容はございます。あとは、その参加した方から、御家族の方にお伝えをいただくといったところで、骨粗しょう症予防教室の中では、対象を40歳から70歳の女性ということにさせていただいておりますので、家庭に持ち帰っていただくというような状況で行っているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(藤田和寿君) 3番、遠藤孝子君。
- ○3番(遠藤孝子君) この骨粗しょう症の予防については、40歳を対象にというお話でしたけれども、特に学齢期の運動と食生活が大変大事であって、特に女子の場合には、中学、小学校高学年から中学、それから高校の全般のところで、どれだけ運動したかが将来の骨密度に関係するというふうに言われて久しいわけですけれども、それは先ほどのいろいろと学校でやっていらっしゃる中のところで入っていると思うんですけれども、心身の健康のところで入ってはいると思うんですけれども、入っていますかね。すみません、お聞きしたいと思うんですけれども、骨粗しょう症の予防です。
- 〇議長(藤田和寿君) 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。
- ○理事兼学校教育課長(栗林芳樹君) 学校教育におけますその骨粗しょう症に関する教育ということで理解をさせていただきたいと思いますけれども、小学校も中学校も学習指導要領にのっとって指導が行われております。その学習指導要領の中で、特に小学校で言えば体育、中学校では保健体育という教科になりますけれども、この中で指導が行われるものと理解しておりますが、少なくとも学習指導要領の中には、その個別の病名が出てくるというわけではございません。なので、具体的に骨粗しょう症が扱われているかどうかというところに関しては、各学校の判断ということになろうかと思いますけれども、ただ学習指導要領の中では、例えば、病気は生活行動、環境がかかわり合って起こることということでございますとか、生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事をとること、望ましい生活習慣を身につける必要があることというようなことを指導するということになっておりますので、この中でそういった生活習慣病であるとか、骨粗しょう症であるとかということは扱われているものと理解しております。
- 〇議長(藤田和寿君) 3番、遠藤孝子君。
- ○3番(遠藤孝子君) 学習指導要領の中で、具体的にはまたちょっと細かいことを言ったわ

けですけれども、うたわれているということですね。

それで、先ほど学校のほうで学齢期における健康に関する授業をしているわけですけれども、特に六つの分野に分けて目標を持って、そしてそれぞれの授業の横の関連を持ってやってくれているというふうなことですから、大変にありがたいわけですけれども、これは多分栄養教諭が役割を担っていると思うんですけれども、栄養教諭の簡単な役割は、どんな役割があるのかちょっとお聞かせいただきたいんですけれども。

- 〇議長(藤田和寿君) 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。
- **〇理事兼学校教育課長(栗林芳樹君)** 栄養教諭の役割ということで御説明をさせていただきます。

まず、その栄養教諭がなぜ配置されるようになったのかというところ、背景から少し簡単に説明させていただきたいと思いますけれども、食生活を取り巻く環境が大きく変化しておりまして、食生活の多様化が進む中で、子供たちの食生活の乱れというものが指摘されるようになってきております。子供が将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて、みずから判断し、食をコントロールしていく食の自己管理能力でありますとか望ましい食生活というものを子供たちに身につけさせることが重要であろうという認識のもとから、平成17年度から制度化された制度でございます。

具体的な栄養教諭の役割というものでございますと、大きく二つございまして、一つは食に関する指導、もう一つは学校給食の管理という大きく二つでございます。

具体的に申し上げますと、一つ目の食に関する指導に関しましては、肥満、偏食、食物アレルギーなどの個々の児童・生徒に対する個別指導を行うということ。もう一つが、学級活動でありますとか、家庭科などの教科の中で、学級担任と連携をしながら、集団に対して食に関する指導を行うこと。二つ目の学校給食の管理につきましては、栄養管理、献立を立てたりということも栄養教諭の仕事でございますけれども、そのほか衛生管理でありますとか検食、物資管理ということを行うのが、この栄養教諭の主な役割ということになっております。

- 〇議長(藤田和寿君) 3番、遠藤孝子君。
- ○3番(遠藤孝子君) 我が町でも栄養教諭が配置されていまして、その役割を十分に果たしているというふうなことで、学齢期から青年期に向けての健康管理がつながっているというふうな捉え方をしたいと思いますけれども、すみません、この健やかプラン21のところの結果で言いますと、朝食を食べてくる子供たちが小学校で91%で、中学校では83%というふうなことで、朝食を食べてこないと、脳の働きであるとか、それからさらには働きが悪くなる、先生の話はなかなか入ってこない。そうなると、我々がことし目指している今いろんな教育プランがあるんですけれども、そこにも支障を来してくるのではないかと思ってしまうんですけれども、そこでこの1割くらいの子供たちが朝食を食べてこない対策については、健康づくり課と学校教育課で何か連携をされていっているのかお聞きしたいんですけれども、どちらに聞いたらいいでしょうか。
- 〇議長(藤田和寿君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- **〇健康づくり課長(増田稔生子君)** 健康づくり課でございます。

連携をもって児童・生徒の朝食のとり方についての対策ということでお答えさせていただきます。

この議員が今おっしゃられました健やかプラン吉田21を策定して中間見直しを行った際に も、小・中学校の栄養教諭の先生に参画いただきまして、策定をしております。

そのときに課題として上がってきたもののうちに、小・中学校の児童・生徒の朝食のとり 方の今の割合というものが出てまいりました。健康づくり課では、その小・中学校の前の幼 児期からあと幼稚園、保育園といったところでも、朝食の摂取につきましては、保護者を中 心に指導をさせていただいております。学齢期におきましては、栄養教諭の先生からお聞き しましたところ、そういった取り組みは学校の指導の中で行われているということで、情報 を得ております。

また、昨年度から、当町にも管理栄養士が配置されました。管理栄養士が配置されましたと同時に、町内の栄養士の集まりというもの、そのグループという中で、食育推進について取り組みについて考えてみようということで立ち上がっております。そこに今年度は栄養教諭の先生にも今お声かけさせていただいて、始まっていくという状況にあると思います。そういった中で、今の現在の取り組みに加えまして、今後対策があるのかどうか、そういったところを話し合いがされていければいいなというふうに感じているところでございます。以上でございます。

- 〇議長(藤田和寿君) 3番、遠藤孝子君。
- **○3番(遠藤孝子君)** 栄養教諭とそれから管理栄養士等の配置によって、これから計画が立てられるといったことなものですから、食べることは大事なことなものですから、お願いしたいと思います。

それから、今その関連で言いますと、このプランの中で、すみません、細かいことで申しわけないんですけれども、食事バランスガイドを参考に食生活を送った人がいるかというようなところで、これちょっとこの間お聞きしたわけですけれども、食生活を参考にしている人は37%ということで少ないわけですね。かつて厚労省のほうでは30品目を食べようというふうなキャンペーンがあって、それが何か自然のうちにちょっとなくなってしまいましたけれども、そこのところでのこの37%という大変食育に関心がある人が67%、約68%ですかね、いるんですけれども、ところがそのバランスガイドを使っている人たちが37%ということで、この読みとそれから対策といいますかね、それをちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

- 〇議長(藤田和寿君) 健康づくり課長、増田稔生子君。
- O健康づくり課長(増田稔生子君) まず、食事バランスガイドについてでございますが、食事バランスガイドは1日に何をどれだけ食べたらよいかを、駒をイメージしたイラストで示されております。食事の望ましい組み合わせとおおよその量をイラストで示されております。 農林水産省と厚生労働省であわせて策定されたものでございます。 特徴としては、従来の食事の指導の中で用いられてきた栄養成分表示から見たものとは若干異なっておりまして、料理の組み合わせというところでバランスを見直すことができるものとされています。

当町におきましても、そのバランスガイドが策定された最初のころですかね、健康づくりセミナー等で栄養士がバランスガイドを用いて指導を行ったわけですけれども、その駒の説明をしたりだとか、その中で用いられている「つ」という単位があるんですけれども、その単位を用いてそのバランスを説明するのに大変時間がかかり、それをさらにそれぞれの食生活に生かしてもらうというところまではなかなか至らない、とても難しい差を感じたというような課題がございました。

現在といたしましては、町長の答弁にもございましたように、主食・主菜・副菜を組み合わせてそろえて食べましょうというようなフレーズを用いたりだとか、あと県民健康基礎調査の中で野菜の摂取量が少ないということもわかっておりますので、野菜をあと1皿食べましょうといった具体的にどんな行動をとったらいいかというところでお示しをさせていただき、日々の健康教育等で説明をさせていただいております。

今後につきましては、その主食・主菜・副菜とは何かといったところを具体的に皆様に理解していただけるように説明を加える等といったわかりやすくお伝えしていきたいとは考えてはおります。

以上でございます。

- 〇議長(藤田和寿君) 3番、遠藤孝子君。
- ○3番(遠藤孝子君) わかりました。37%という数字の意味がわかりまして、町独自として町民が一人一人取り組みやすいような策を講じ、さらにそれが浸透できるようなことをやられるというふうな経過があると思いますから、私としては安心をいたしました。

以上、健康づくりについてお聞きしたわけですけれども、特に本当に胎児から高齢者までの健康がいろんな私たちの活動につながり、ひいては町民の健康につながることだと思いますので、ぜひきょうのこと、やるとしたことを実践していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

以上をもって終わりにしたいと思います。

〇議長(藤田和寿君) 以上で、3番、遠藤孝子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は13時ちょうどとします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 零時59分

○議長(藤田和寿君) 休憩を閉じ会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 山 内 均 君

〇議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。

[6番 山内 均君登壇]

- ○6番(山内 均君) 6番、山内 均でございます。私は通告に従い、二つの質問をさせていただきたいと思います。
 - 一つ目は、公共広場の利用と衛生設備の水洗化について、二つ目は、展望台小山城公園の 衛生設備について、二つ聞かせていただきます。

この衛生設備の水洗化については、それを施すことにより、量的な公的な副作用が目指さ

れるものと考え、含めて質問をさせていただきます。

コミュニティ広場等の公共広場や大井川高島グラウンドは、健康の維持管理や地域コミュニティーの形成に大いに役立っている。コミュニティ広場は、多面かつ幅広い年齢層での利用がなされるべきだが、グラウンドゴルフ等、特定の領域に偏っているところがある。しかしながら、平成28年度版吉田町統計要覧によると、27年10月1日現在で65歳以上の年齢人口は6,924人、人口比率は23.8%と高齢化が進んでいる現在、コミュニティ広場の利用は、健康の維持管理、または医療費削減等に重要な役割を担っているのではないか。コミュニティ広場は、大人から子供まで多くの人が安心して健康的に利用することが期待されるところであり、衛生設備の水洗化は、多くの利用者からの切なる要望が出されている。

大井川高島グラウンドは、サッカーや野球、グラウンドゴルフ大会等、多様なスポーツと幅広い年齢層に利用されている。また、他市町からの利用もあると聞く。堤防の西側の衛生設備の水洗化は、多くの人が望むところである。現在、公共広場の環境改善が進んで、多くの衛生施設は水洗化されている。そこで質問をします。

- 1、コミュニティ広場等の公共広場の利用及び管理運営について。
- 1、コミュニティ広場等公共の広場には、どのような目的や形を描いているのか。
- 2、神戸コミュニティ広場の利用は、土曜日・日曜日はグラウンドゴルフに利用しないで、 地域に開放されていると聞く。これを導く過程はどのようなものであったのか把握している か。
 - 3、安心して健康的に利用するには、衛生設備の水洗化は必須と思うが、町の考えは。
 - 二つ目、2、展望台小山城公園の衛生設備について、現在の展望台……
- ○議長(藤田和寿君) 2が抜けているようですが。
- ○6番(山内 均君) すみません、二つ目の質問を間違えました。
 - 二つ目、2、大井川高島グラウンド西の衛生設備について。
 - 1、サッカーや野球、グラウンドゴルフ大会等、恒常的に利用されている。グラウンドゴルフ大会では150人を超すメンバーの参加があり、女性の参加は特に多い。管理は生涯学習課と確認をした。衛生設備の水洗化は考えていないか。
 - 2、島田市は、大井川河川敷をスポーツやレクリエーション等、利用が広くなされている。 町では、もっと多くの利用施設として開発する計画はないか。
 - 二つ目の質問です。

展望台小山城公園の衛生設備について。

現在の展望台小山城公園の衛生施設は、西門からの入り口の付近にあるが、メーンの公園との距離がかなりあるため、不便を感じるときがあると聞く。将来、駐車場が整備され、利用者が多くなったときを考えると、水洗トイレの増設、設置位置の検討をする必要があると思う。

- 1、増設の検討の必要があると思うが、町の考えを聞く。
- よろしくお願いいたします。
- ○議長(藤田和寿君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) それでは、公共広場の利用と衛生設備の水洗化についての御質問のう

ち、コミュニティ広場等の公共の広場の利用及び管理運営についての1点目のコミュニティ 広場等公共広場にはどのような目的や形を描いているのかについてお答えをいたします。

御質問にございますコミュニティ広場等の公共広場につきましては、コミュニティ広場と 農村広場と捉えてお答えをさせていただきます。

コミュニティ広場につきましては、吉田町立コミュニティ広場設置条例の中で、設置目的 や位置づけを規定しております。これによりますと、コミュニティ広場は、体育の振興を通 じて住民の心身の健全な発達を図り、かつ住民相互の対話を積極的に推進するために設置す ることとなっております。

目下この条例によって設置しておりますコミュニティ広場は、中央コミュニティ広場、住 吉コミュニティ広場、川尻コミュニティ広場、神戸コミュニティ広場でございます。

なお、このうち神戸コミュニティ広場につきましては、管理棟も備えた施設となっておりますことから、指定管理者制度を活用した管理を行っております。

一方、農村広場につきましては、吉田町立農村広場設置条例に基づき、地域住民が農業に対する理解を深め、かつ体育の振興を通じて、住民相互の対話を積極的に推進するために設置することとなっており、この条例に基づく広場は、舟山農村広場、西久保農村広場となっております。

次に、2点目の神戸コミュニティ広場の利用は、土曜日・日曜日はグラウンドゴルフに利用しないで地域に開放されている。これを導く過程はどのようなものであったのか把握しているかについてお答えいたします。

議員からこの2点目の質問を受けて、これ議員は知っているけれども、お前は知らんだろう、そういうような趣旨でございますよね。非常に無礼な質問であると私は思うんです。何でこういうような質問をされるのか、非常に気持ちとして不機嫌でございますけれども、自分が知っていて、お前は知らんだろうと。普通一般質問でこんな質問はありませんよね、はっきり言って。無礼そのものです。

コミュニティ広場につきましては、静岡空港の隣接地域と位置づけられた北区第一町内会の皆様からの要望を受け、静岡県で創設されました静岡空港隣接地域振興事業補助制度及び共同利用施設整備事業補助制度の適用を受ける事業として、町で整備を進めたものでございます。

この広場の建設を進めるに当たりましては、地元に吉田町空港対策協議会騒音部会建設委員会を組織していただきまして、町と地元の皆様方との間で、事業の進め方から完成後の運営のあり方に至るまで、幾度となく詳細に話し合いを重ね、その結果に基づいて事業を実施してまいりましたので、この広場の現在の管理運営の姿は、建設当時からおおよそイメージできておりました。

広場全体が完成し供用を開始いたしましたのは、平成27年4月1日でございますが、その時点での北区自治会も含めた地元との話し合いの結果で、この広場の管理は、地域の住民や団体などがかかわりながら、北区自治会を管理主体としていくことが望ましいとの結論となりましたことから、そうした方向で議会でもお認めいただいて、現在の北区自治会を指定管理者とする管理運営スタイルができ上がったものでございます。

こうした経過を踏まえ、この広場は、現在、多くの地域ボランティアの皆様方にも支えられて良好に管理運営できておりますが、その中で、特にこの広場の特色の一つにしていただ

いておりますのは、グラウンドゴルフの利用に関する自主規制でございます。

これは、グラウンドゴルフ愛好者の皆様方からの発案で、この広場ができる限り子供たちが利用しやすい施設になるように、グラウンドゴルフに利用する場合は、月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後3時30分の時間帯での利用に限定し、午後3時30分以降と日曜日につきましては利用しないとのルールを自主的に決めていただいております。利用者の皆様方が、この広場につきまして、地域の子供たちの遊び場として活用しやすくなるような御配慮をいただき、よりよく運営されるために積極的なかかわりを持っていただいておりますことをうれしく思いますとともに、深く感謝している次第でございます。こんなところでよろしいでしょう。自分が知っているから、お前は知らんだろうと。

次に、3点目の安心して健康的に利用するには、衛生設備の水洗化は必須と思うが、町の 考えはについてお答えをします。

住民の皆様が健康で文化的な生活を送るためには、衛生的な環境の確保が必要であると考えており、現在、コミュニティ広場の衛生設備につきましては、全て水洗化されております。 なお、農村広場の衛生設備につきましては、舟山農村広場は常設のくみ取りトイレとなっており、西久保農村広場は水洗化されております。

次に、大井川高島グラウンド西の衛生設備についての1点目の、サッカーや野球、グラウンドゴルフ大会等、恒常的に利用されている。グラウンドゴルフ大会では、150人を超すメンバーの参加があり、女性の参加は特に多い。管理は生涯学習課と確認した。衛生設備の水洗化は考えていないかについてお答えをいたします。

大井川高島スポーツ広場では、野球、サッカー、グラウンドゴルフ、ソフトボールなどの練習や各種大会が開催されており、昨年度は延べ約1万6,800人の方にご利用いただいております。

河川敷内には、簡易水洗トイレを3基常設しており、大井川高島スポーツ広場管理業務委託の受注者であるシルバー人材センターによる週1回の清掃、町の職員による週1回の施設点検、また利用者による随時の清掃により、トイレの衛生的な環境の確保を図っております。

なお、各種大会等でより多くの方が大井川高島スポーツ広場を御利用される時期の3月から6月までにつきましては、利用する皆様が不自由ないように、移動式の簡易水洗トイレ2基を増設しております。また、町民スポーツ祭グラウンドゴルフ大会やソフトボール大会が開催される9月から10月にかけても、町の体育協会と連携して、簡易水洗トイレ2基を増設しております。このほか、大井川高島スポーツ広場には、大井川の堤防の西側に3基の常設のくみ取りトイレも設置をしております。

このトイレの利用状況を申し上げますと、大井川高島スポーツ広場を利用される多くの皆様は、河川敷内に設置してあるトイレを使用されますことから、堤防の西側のトイレにつきましては、利用頻度が大変少ない状況となっております。こうした状況に鑑み、このトイレのあり方につきましては、今後十分に検討してまいりたいと思います。

なお、スポーツ広場を利用される皆様が、今後さらに快適に御利用いただけるようにしなければならないという気持ちを強く持っておりますので、町といたしましては、グラウンドゴルフやソフトボール大会等で高島スポーツ広場を利用する女性が増加している現状を踏まえ、女性が利用しやすいトイレの設置を検討してまいります。

次に、2点目の島田市は、大井川河川敷をスポーツやレクリエーション等、利用が広くな

されている。町はもっと多くの利用施設として開発する計画はないかについてお答えをいた します。

現在、町のスポーツ広場には、大幡スポーツ広場にグラウンド1面、高島スポーツ広場に野球場1面、多目的広場1面、ソフトボールコート6面、自由広場1面、サッカーコート1面があり、週末には多くの皆様が野球やサッカーなどのスポーツに親しみ、交流や健康づくり、競技力の向上のため、余暇を有意義に過ごされている光景が見受けられます。このほか、身近な場所でスポーツを楽しむことができるよう、各小・中学校の体育施設についても一般開放していただいており、地域の皆様のスポーツの推進、健康増進の場として活用をさせていただいております。

町の体育施設につきましては、町民の皆様が安全で安心して御利用いただけるよう、既存施設の計画的な改修を進めておりますが、今後とも気軽に楽しめるスポーツの普及や各種大会の開催、各種スポーツ団体との連携などを図りながら、町全体のスポーツ人口の底辺拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、こうした取り組みの中で、スポーツ施設のあり方の方向性を検討してまいりたいと思います。

続いて、2点目の御質問であります展望台小山城公園の衛生設備について、増設の検討の 必要があると思うが、町の考えを聞くについてお答えをいたします。

御質問の展望台小山城公園は、能満寺山公園のことと思われますが、公園のトイレにつきましては、郷土資料館の建築とあわせて昭和62年度に整備を行い、水洗トイレが設置をされております。

近年は、能満寺山公園や展望台小山城へお越しいただくお客様も年々増加傾向にあり、その要因としましては、夜桜ライトアップの実施や中日本高速道路圏内の9県21カ所のお城をめぐる日本どまんなかお城スタンプラリーへの参画など、展望台小山城を主体とする観光振興事業の効果であると考えております。こうした状況やライフスタイルの変化、また高齢化の進行を考慮し、町は昨年度、公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入助成事業を活用し、小山城売店トイレの一部洋式化と手すり設置等の改修工事を実施したところでございます。

本年度につきましては、郷土資料館トイレの改修を計画しており、男子トイレ及び女子トイレの一部洋式化と手すり設置等の改修工事を実施いたします。

観光地のトイレは、町民の皆様だけではなく、町外からも多くの旅行者などに御利用いただきますので、利便性の向上を図るとともに、常に快適に御利用いただけるよう、清掃にも努めているところでございます。トイレの増設等につきましては、現在の状況から判断をしますと、日常混雑していることはございませんので、直ちに行うことは考えておりませんが、今後さらに御来場される方々が多くなった際には、検討してまいりたいと考えております。

○議長(藤田和寿君) 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

6番、山内 均君。

〇6番(山内 均君) まず、冒頭、町長の気持ちに触れたのであれば、私のほうも謝っておきます。

これは次の質問が本当は用意してありまして、それで本当に知りたかったことは、私も皆 さんも結果はわかっているんですけれども、過程を知らないんです。過程を、その結果が出 るプロセスに関しては、自治会の方にも役場の人にも聞きました。結論が出ていなかったんです。

それともう一つ、これから次の質問に今用意をしてあるんですけれども、それと今言われた住吉の西の坪公園、これをちょっと調べさせてもらったんですけれども、ここは平日はグラウンドゴルフの利用が多いけれども、土日は誰でも使用できる抽選ですか、何かのルールがあると聞いたんです。どこかで管理者とルールが必要ではないかということで聞いたわけです。

私は、俺は知っているからお前は知らんだろうではないんです。本当にわからないんです。 その前にどういうふうな過程があって、ルールがあって、そのルールによって決まっていますか。当然物事を決めていくには、ルールがなければだめですよね。行き当たりばったりではだめだと思っていますので、そのところを教えていただければ、それによって今いろんなグラウンドゴルフをやったり、サッカーをやったり、スポーツをやっているところがありますけれども、そのルールに従ってやっているかどうかというのが、それは疑問なんです。そういう意味でお聞きしたんです。

ここでちょっと質問だけさせてください。

そこで、ルールについての方向性であるとか、そういうものに関しては、町では持っているんですかということをお聞きいたします。

[発言する人あり]

- 〇議長(藤田和寿君) 町長、田村典彦君。
- ○町長(田村典彦君) この2点目の言葉自体が、よく考えればそうなっているでしょう。神戸コミュニティ広場の利用は、土曜日・日曜日はグラウンドゴルフに利用しないで地域に開放されている。これを導く過程はどのようなものであったのか把握しているかと。初めと終わりはわかっているけれども、真ん中はわからないと、そういう質問の仕方をすればいいではないですか。まるでこれから言えば、そういうふうには受け取れません。言葉遣いに気をつけてもらいたい。
- 〇議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。
- ○6番(山内 均君) 解釈に関しては、それはそういうふうに受け取られるのであれば、しようがないです。私は今言ったみたいに、本当にわからないんです。そのわからなかったものを、誰かが当然どこかで何かが話し合いをされて、その結果ああいういい形ができたと。でも確認をしてということで聞いていますので、その辺のルールというか、今の質問に対しての答えというのはないですか。どこかで何かを決めていただいたのではないですか。
- 〇議長(藤田和寿君) 理事、塚本昭二君。
- ○理事(塚本昭二君) 一般的な使用に対するルールの設定の仕方ということだと思われますので、全般を通して申し上げますと、公共施設の場合のルールの設定のポイントといたしましては、まず禁止事項等を設定する。それから、そこで行為の制限を加えるものをどうするかという、そういう大体禁止行為とそれから制限する行為というところを明確にさせていただいて、あとは公共施設ですので、できるだけフリーに使えるようなそういうスタンスでルール設定をしている。

したがいまして、使用上でいろんなルール設定を特に規則とかというものではなくて、必要となった場合には、そこで実際に利用される方々がよりよく使えるような、そのところに

合ったようなルールを用いられているんだろうというふうに思っています。 以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。
- 〇6番(山内 均君) 山内です。

すみません。今、そういう話の形でどこがどういうふうな形で先ほどから指定管理でやっているところもあるし、そうするといろんな管理の方法がありますよね。

自分も北区のコミュニティーのグラウンドゴルフのクラブに入っていまして、それで夏ですか、毎日みんな4時間ぐらい水をかけに行くんですね。草とりもしました。そういう中で、ルールがもし決まっていれば、一番ベストなルールが選択肢の中から決まっていければ、皆さんが一番気持ちよく使えるのではないかと、そういう意味で言ったものですから、言葉はすみません、私は理系の人間ですので、その言葉に対しては、物言いに対しては失礼があったら謝りますけれども、意味はそういうことです。そうして、さっき今理事が答えてくれたようなものが非常にわかりやすかった。いただければ、それがその次には、じゃ、どこでどういうふうな形でプロセスが幾つかありますよと。その中にまた一番いいものが出てきて、それがみんなが、これから質問していきますけれども、自由に使えるものができればという思いです。そういう意味で出しましたので、申しわけありませんけれども、そこで質問の話はストップをさせていただきたいと思います。

それで、次の質問にいきますけれども、今、実はこの文章の中に入れましたけれども、もう一つの質問した目的があったんですけれども、これは先ほど聞きました平成28年度版の吉田町統計要覧の中で、27年10月1日現在で65歳以上の年齢人口が6,924人。今から8年後の平成37年、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護が必要な長寿者が急増することが見込まれる2025年問題、これが起きると、もう第7次吉田町高齢者保護福祉計画にも示されているんです。

その中で、このグラウンドゴルフを含めて、これから現実的な話をしますけれども、私の所属している神戸クラブには、これは名前が出ませんからいいと思います。大正15年生まれの女性がいるんです。90を超えていますね。その人が我々と一緒になってやってくれているんです。これはやっぱりすごい健康とそれと今、いろんな議論をやりましたけれども、その中に話のコミュニケーションが非常にみんなうまくやっているというか、そういう中でやっているものですから、自分も一緒にできる限り行っていますけれども、機会がある限りは行っていますけれども、楽しんでいる、そういう人たちと話をしているのが。そういう意味で、僕は元気な年寄り、2025年を迎えるとなると、準備を含めてしっかりした計画と、それとより大勢の人が使える状況がなければならない。当然それを言ったって町のほうにもちょっとお伺いをしますけれども、当然そういう考えで町もいると思うんですけれども、どうなんですか。25年問題に向かっても、健康な高齢者が何ていうんですかね、健康を維持できるような形でのこういうグラウンドゴルフ場、公共広場をどうやって使ったらいいかと私は思っていますけれども、町のほうの考えも同じだと思いますけれども、聞かせていただきたいです。確認をしたいんです。

- 〇議長(藤田和寿君) 理事、塚本昭二君。
- **〇理事(塚本昭二君)** 確かに御指摘のありました2025年問題というのは、当町においても例外ではございませんので、今後高齢化がさらに進んでくるというそういう予測はしておりま

して、それに向かってどういう取り組みをしているかという御質問だと思われますけれども、 なお、公共施設の使いやすさと、それからグラウンドゴルフなどを通してのスポーツの機会 の増加というようなところも、常々の施策展開の中では実施をしておりまして、また公共施 設については先ほど来出ておりますが、神戸コミュニティ広場というのは、施設も新しいで すし、非常に最近でき上がって、しかもそのでき上がった成り立ちというのが、地域住民の 方などの声をできるだけ反映させていただいて、それで実際にどうやって使っていかれるか というところまで踏み込んで計画段階で話をしておりますので、そうしたときに屋外におい てどういう活動をして、トイレなどもどうやって使いたいのかと、こういうようなそういう 具体的なところまで話し合いをしながら、トイレの場所とか設置数なども決めていった経過 がございますので、そうしたところでは、非常に地域にとっても町にとっても理想的に近い 施設ではないかというふうに思っておりまして、また、その後の管理運営のされ方も非常に 町長の答弁にもありましたけれども、地域の皆様方に本当に積極的なかかわり合いを持って いただいていると。こういうことで、そうしたことがひいては元気な高齢者の方々を持続的 に生み出していくというようなところにつながっていけば、さらにいいと。まず、ただ広場 だけの施策ではございませんので、いろんな健康づくり施策とかを展開しながら、それに対 して対処をしていくというつもりで行政運営は行っているつもりです。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。
- 〇6番(山内 均君) 山内です。

今、言われたとおりだと思うんです。その中で、この中でこれから本当に具体的な話になりますけれども、この吉田町に先ほど町長から答弁がありましたコミュニティ広場は、まず展望台小山城前の公園は芝生のところであそこのトイレは水洗トイレが使えます。小藤路公園も使えますよね。それで西の宮公園も水洗になっています。今言われた神戸のコミュニティ広場も外から使えるように設計をさせて、非常にうまくやってもらっています。

しかし、残念ながら、吉田町に2カ所あるんですね。今一つ町長のほうから出ましたけれども、西の坪公園のところは、どうやらいろいろ聞いていったら、仮設のものしかできない理由がどうやるあるようなんです。それは、どなたかもしわかれば、皆さんが使っている人たちが知りたいことだと思いますので、教えていただければ。

- 〇議長(藤田和寿君) 上下水道課長、内田宏一君。
- **〇上下水道課長(内田宏一君)** 上下水道課でございます。

西の坪公園に隣接する場所に浄化センターがございますので、当課からお答えをさせてい ただきます。

西の坪公園の中には、姿は仮設ではございませんが、トイレが設置してございます。これは水洗式となっておりまして、下水道に接続をできております。 以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。
- ○6番(山内 均君) きのう聞いたのとちょっと答えが違うものですから。

実は自分が聞いたやつは、あそこの土地自体がまだ、浄化センターの裏側ですよね、きのう言ったのは。浄化センターの裏側ではないですか。あそこは土地の関係でつけられないと聞いたんですけれども。

- 〇議長(藤田和寿君) 上下水道課長、内田宏一君。
- **○上下水道課長(内田宏一君)** 浄化センターの裏という表現がどこをもって裏というかちょっとわかりませんが、西の坪公園の計画の敷地内に置いてあるトイレのことをお答えをしております。
- 〇議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。
- **〇6番(山内 均君)** わかりました。すみません、もし自分の認識が間違っていたらいいです。だからそういう形で聞いたものですから、そうですか、それが確認できれば、それで水洗化はしているということですね。

そうすると、今言われた吉田町農村広場、舟山ですね、ここだけが、ここはさっき今町長が言われたくみ取りなんです。それで資料をつけさせていただきましたけれども、大井川高島グラウンド西側のトイレ、これは先ほど言われたくみ取り式の3連棟です。その下が今言った農村広場、舟山ですか、そこのトイレの写真です。ここだけが水洗化されていないということになる。

それで、現実を話しますと、ここで以前課長が、きのうのところに、子供たちの学校が終わった後の学習、放課後児童クラブで時々あそこを使っていますよと、そういう話をしたことがあったんですけれども、今、住吉小学校はやってくれていますよね、グラウンドゴルフの年寄りの人たちが一緒にやっていると思うんですけれども、そういう形での話をしたときに、この今の農村広場のトイレがくみ取り式で下が見えるというと、もう子供たちは絶対入りませんから。それと、もう一つはやっぱり女性がいて、自分はもうあの中では若造なんですけれども、女性がいて、やっぱり女性は近くに家がありますので、家へ帰るんです。それが現実なんです。だから、もしできれば、そういう大正15年の人も一緒になってやっている中で、できたら水洗にしていただきたい。当然もうみんな年をとってきて、足に問題も抱えますので、小山城も水洗になっていますよね。ああいう形があったと思うんですけれども、そういう意味で町の考え方をちょっとお伺いしたいんですけれども、農村広場に関しては、水洗はどうなんですか。考えていただけるかどうか。

- 〇議長(藤田和寿君) 理事、塚本昭二君。
- ○理事(塚本昭二君) この舟山の農村広場につきましては議員も御承知だと思いますが、農業用の構造改善事業の中で生み出された農村広場でございまして、成り立ちとしては、農業者のための施設というような位置づけでございまして、事業を実施されたのも非常に早い時期でございまして、その当時としては、一般的なそういう施設で整備されたものでございますので、これが現実今の実態に合っているかどうかというと、かなり議員おっしゃられた側面のほうが強いのではないかなというふうには思っております。

こうしたところで、北区の中では、神戸地区にあの周辺で公共施設がかなり多くなっておりますし、こうした利用状況も神戸コミュニティ広場などができたことによって、どういう影響があるかというと、そうしたところもちょっと分析をさせていただきながら、よりよい快適な使い方ができるにこしたことはありませんので、そうした点で改善を図る必要があれば、図らせていただくと。また、時期についても、少し検討させていただくということで、全く何も考えていないというわけではございませんので、御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。
- 〇6番(山内 均君) 山内です。

ありがとうございます。これに関しては、本当にできるだけやっていただきたいと、それが本音なんです。僕だけではなくて、周りの人たちの今回の質問も、要望の中での周りの人たちのそういう状況と、それとそこに本当に年寄りたちは元気ですから、それを生み出すものが例えばそのトイレによって、その浄化槽、水洗が下にないだけということによって、実際に離れていく人たちがいるんです、嫌だという人たちが。これから出しますけれども、現実を。だから、ぜひその辺でやっていただきたい。

それと、もう一つは、今先ほど大井川の高島グラウンドの件の話で質問をさせていただきますけれども、町長の答弁の中では、仮設か水洗かというと、イメージでわかりますけれども、トイレが仮設が三つ置いてくれてあると。それで外に三つあるけれども、使う頻度が少ないと。

それで、これちょっと会長さんのところへ行って調べてきたんです。教えてもらったんです。そうしたら、協会の大会が毎年4回あって、近隣交流会、スポーツ祭、町長杯、町長も来ておられますけれども町長杯とか、そういうのが23年度にグラウンドゴルフだけで2,157人来たんですね、23年度が。24年が1,705人、25年度が1,564、26年度が1,534、27年度がこれはちょっと曖昧で1,450、28年度が1,337、要するに6割ぐらい減っているわけです。その中で、これは現実的な話として、近隣の交流大会、今言ったやつは、これは掛川市、菊川市、御前崎、初倉、相良、そういうところから集まってきてやってくれているんです。そういう大会なんです。ところが、その中で、あそこに行くのが嫌だという人もいるらしいんです。それはトイレなんです、本当にトイレの話が。そうすると、誰を悪く言うのではないけれども、そういう形がちょっと聞こえたものですから、ぜひその辺で吉田町のイメージアップにも当然なるでしょうし、そういった形でお願いしたいと思うんですけれども、その辺を踏まえた町が考えるものというのをちょっと教えていただきたいと思うんですけれども。

- 〇議長(藤田和寿君) 教育長、浅井啓言君。
- ○教育長(浅井啓言君) 大井川のグラウンドですね、トイレの件だと思いますが、町長答弁の中の説明にあったように、現状としては、こちら側のほうに仮設があって、それをシーズンごとに大会ごとに増設をしたりしてやっているという実態があります。

先日もソフトボールの大会が行われて、これ県大会でしたけれども、男子のチーム、女子のチームがありましたけれども、少なくともそこに来ている方たちからは、ここでやりたくないというような意見は、私どものほうとしては聞いておりません。それぞれの連盟が当番になって、例えば榛南地区でその大会を受け持つとかというふうな順番になっていますので、それぞれでやっているということなので、よいかなというふうに思っております。

あとは、そこのことは堤防を越した外側のほうにもトイレがあるわけです。それは利用頻度が少なくなっております。ただ、先ほどの答弁の中でも言ったように、女性だとかそういった方も大会に参加をしてくることが多くなっておりますので、そういった視点とかも踏まえながら、また今後検討をしていくということでお願いしたいと思います。

- 〇議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。
- 〇6番(山内 均君) 6番、山内です。

今、要望は出ていないという話だったんですけれども、そういうのというのは、例えば町

から聞いたら、大体言うのではないですか。実際のところ聞いた話は、そういう話が出ているんです。当然河川敷の中は建設省の持ち物ですから、これは私も仮設しかできないというのはよくわかっています。それはしようがない、それを言っているわけではないです。それは全然一向に構いません。裏側にある島田にしても、ずっと全部こう回ってきましたけれども、こういう河川敷のやつがついています。ただ願わくば、今、あそこには男子用のやつがないものですから、一つつけてもらうと、非常にもっと使いやすいかな、効率よく使えるのかな、入りやすいかなと思います。ただその中で、あそこの外に、中に仮設があって、くみ取り式が、水洗を使っていますからすぐわかりますけれども、それがあって、外にも同じものがあったときに、当然行きませんよ。上に上るわけですから、土手を上っていかなければいけませんから。ほかは行きますけれども。

ただ、その中で一番不自然に感じるのが、誰が見てもすぐわかると思いますけれども、用を足す人はあそこではなくて、外でする人がいっぱいいるんです。それを言っているんです。 それを見たことはあるでしょう。ないですか。お聞きします。

- **〇議長(藤田和寿君)** 教育長、浅井啓言君。
- **〇教育長(浅井啓言君)** 外へ行く人がどれくらいいるのか、少し数字とか挙げていただけますか。
- 〇議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。
- ○6番(山内 均君) これは数字ではないんです。数字を言っているわけではないんです。 そういうものの対応をする人たちもいますよということです。そうしたら、やっぱりいろん なことは言いますよね、環境とかいろんなことをきれいなことを言っているけれども、じゃ、 違うだろうという話にはなりませんか。そういう意味で、できたらそこのところはやってい ただきたいと、そういうことなんです。やれということではなくて、そういう形でお願いを したいと。

そして、今言った近隣というのが、23年度が500人集まっているんですって。24年が434、25年が405人、26年が404人、27年が374、28年が326、500から約4割減っています。そういう中にそういう回答が出ているんですよということだけを認識しておいていただければ、別にそれがいいか悪いか何とかではなくて、そのやつを町はどういうふうに考えていますかというのを聞きたいだけですから、それが今回の質問の趣旨になってきますけれども、それでもどうなんですか。それでもあれですか。

- 〇議長(藤田和寿君) 教育長、浅井啓言君。
- ○教育長(浅井啓言君) 現状、仮設のトイレを設置させていただいて、大会等の数だとかそういったものに合わせて、例えば6月から10月、あるいは11月からと、そういったところに合わせて、数を増設してやらせていただいているということは御理解いただけますね。
- 〇議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。
- ○6番(山内 均君) 今言われたのは、敷地の中ですか。河川敷の中ですか。河川敷の中はできません。建設省の持ち物ですので、中は水洗にできません。そんなのはわかっています。外です。西側です、言っているのは。
- ○議長(藤田和寿君) 反問ですよね。もう少しわかるようにもう一度お願いします。 教育長。
- ○教育長(浅井啓言君) 要するに、仮設のトイレにしても、外側にあるトイレにしても、も

う少し増設をしたり水洗化をしてほしいというのが議員の意見だというふうに解釈をしてお答えをさせていただきますけれども、我々はそれの対応として、仮設トイレでしたら、大会のシーズン中だとかそういったところで数を増やしたりして工夫をしているというのが1点ございます。

もう一点は、先ほど言ったように、外側にあるトイレについては、くみ取り式であります。 そして、それについても、今度はこちら側の仮設トイレのほうを見ても、女性の大会等をや るようになっているので、そういった女性の目線からも考えて、快適に利用しやすいように 今後検討をしていくという、そういった回答をしております。

- 〇議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。
- ○6番(山内 均君) どっちなんですか。水洗化というのは考えているんですか。考えることはできないということなんですか。どっちなんですか。外ですか。中はできないことはわかっています。建設省の持ち物ですから、仮設しかできません、これは。中をやろうと思ったら、それは無理です。許可が出ません。ただし、外側にある生涯学習課が管理しているトイレに関してはどうですかということを今問題にしているわけです。それがやっぱりあそこへ行きたくないよという人がもしいるとしたら、僕が聞いた中でそれが本当かどうか確認していませんから。それがいるとして、そういう原因がもしあるとしたら、それはやっぱり取り除かないとまずいではないですか。そういう意味で質問しているんですけれども、それはやらないならやらないと言ってください。どっちなんですか。中途半端な返事は、同じことをまたやらなければいかんですから。
- 〇議長(藤田和寿君) 理事、塚本昭二君。
- ○理事(塚本昭二君) 御質問の趣旨は、大井川の堤防の西にあるトイレを水洗化できないかということでございますが、この西側のトイレをよりよくしていくのがいいのか、可動式内の仮設のトイレをもっと使いやすくしていくのがいいのか。トイレに行きたいんだから、できるだけ近いほうがいいんだと思うんです。それと、仮設のトイレといっても、最近はかなり女性が使いやすいようなトイレもできておりまして、いろんな選択肢が出てきているというふうに認識をしておりますので、そうしたところをちょっとどういうものが一番いいのか。今で全て満たしているなどというふうには思っておりませんので、そういう点で検討をさせていただきたいというような、町長答弁でもそういう方向だと思います。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。
- 〇6番(山内 均君) 山内です。

そういう意味で、ありがとうございます。

今現場へ行くやつに仮設のトイレであってもクーラーもついています。そういうやつもあります。確かに今言った技術改善は本当になされていて、ひょっとしたらもうそれ自体が水洗になっているやつもあるはずなんですね。そういうのもあるんです。だから、そういう意味では、そういう意味でそれを含めて、中に1人でもそういうあそこへ行きたくないよという人がいるんだったら、それも考えてくださいよということです。その辺を回答としていただきましたので、ありがたく聞き入れておきます。

それとあとは、小山城の上の公園に関してあれしたのは、公園は今人が少ないんですけれども、町が計画しているあそこに車が行けるようになって、そしておじいちゃん、おばあち

ゃんが足が悪くてもいける。するとそれで子供たちも行けるようになったときに、本当はあ あいう三日月堀のやつがありますので、ああいうのを利用しながら人が集まってきたときに、 現実的にあそこへ何回か行くでしょう。そうすると、夕方は怖いですよ。行ったことがない でしょう。行ったことがありますか。夕方に1人で行ったことがありますか。怖いですよ。 本当に怖いですよ。そういう意味で考えてくださいと。

それで、なぜこれを一つ強く言うかといいますと、実は伊賀上野城にあそこにやっぱり同じようなそういうスペースがありまして、そのトイレは、こういう崖の中地下にこの三重の人たちでつくったんです。非常にうまくつくってありますから。それと今の状況を見ていくと、あそこに北側から上がってくる途中の井戸というのかな、あそこには排水が通っているものですから、ああいうのを利用すれば、そんなに金がかからずにできますよ。できるのではないですかというようなイメージを持っているものですから、ぜひそういう形で、自分の中ではもう年で本当に歩くのが大変な人が、あそこまでずっと公園の桜の木の下から行くのというのは結構遠いものですから、それで途中で失禁をしたり、そういったあれが、今笑っていますけれども、そういう話も心配しているんです。だから、いろんなそういうことも考える必要が、要するに、計画的に都市計画、事業計画を考えることが必要ではないですかというんですけれども、最後の質問に返事をいただければありがたいと思いますけれども。

- 〇議長(藤田和寿君) 理事、塚本昭二君。
- ○理事(塚本昭二君) 能満寺山公園のトイレというところですが、能満寺山公園自体小山城建設が昭和62年ですので、かなり時間はたっているわけでございますが、能満寺山公園として見れば、まだまだ整備率はそんなに進んでいないというところで、まだ開発途上の公園でございます。上の部分に駐車場を開設をしたいということもまだかなわないような状態でございますので、できるだけもっとおいでいただいても本当に不便を感じないで、お城までは行けるぐらいの導線は確保したいというふうに思って努力はしておりますので、そうした中でそのトイレのあり方というところも課題の一つとしては考えていきたいと思いますので、今の導線の中で、トイレをどうしていくんだという考え方は余り重要視はしておりませんので、今後の開発に向けてどういう取り組みをしていくかというところに重心を置いていきたいというふうに思っています。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。
- ○6番(山内 均君) 山内です。

ありがとうございました。

最初、冒頭に町長に言われた嫌な思いをさせたのだったら、申しわけなく思います。

これに関しては、自分は意図的なものはなくて、そういう一つ、二つ、三つの中で帰納法の中で一つの過程を結論を出していきたいと、そういう意味だったものですから、そういう意味で質問をつくらせてもらいました。ありがとうございました。

○議長(藤田和寿君) 以上で、6番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◎議案第62号の上程、説明

〇議長(藤田和寿君) 日程第2、町長から第62号議案 平成29年度農山漁村地域整備交付金 吉田漁港多目的広場盛土工事請負契約の締結についての1議案が提出されました。

これから、第62号議案 平成29年度農山漁村地域整備交付金吉田漁港多目的広場盛土工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

〇町長(田村典彦君) 平成29年第2回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要に つきまして御説明申し上げます。

今回追加上程いたします議案は、契約の締結について1件でございます。

それでは、議案につきまして御説明申し上げます。

第62号議案は、平成29年度農山漁村地域整備交付金吉田漁港多目的広場盛土工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、昨年度より吉田漁港の東防波堤の住吉地先に整備しております多目的広場盛土 工事につきまして、1億6,524万円で焼津市栄町5丁目9番3号、株式会社橋本組、代表取締役、橋本勝策と請負契約を締結することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

以上が追加上程いたします1議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長(藤田和寿君) 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

産業課長、中山孝宏君。

〔産業課長 中山孝宏君登壇〕

○産業課長(中山孝宏君) 産業課でございます。

産業課からは、追加上程いたします第62号議案 平成29年度農山漁村地域整備交付金吉田 漁港多目的広場盛土工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の1ページから2ページをごらんください。

本議案につきましては、地方自治法第234条の規定に基づき、制限付一般競争入札に付した 平成29年度農山漁村地域整備交付金吉田漁港多目的広場盛土工事請負契約の締結につきまし て、契約の金額を1億6,524万円、契約の相手方を静岡県焼津市栄町5丁目9番3号、株式会 社橋本組、代表取締役、橋本勝策とする請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契 約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるも のでございます。

それでは、参考資料ナンバー5をごらんください。

1ページにつきましては、入札結果表でございます。

平成29年6月9日金曜日、午前10時から吉田町役場2階町民ホールにおきまして、入札参加資格委員会において、資格確認がなされた業者12社のうち、3者が辞退し、9者による制限付一般競争入札が執行されました。この入札の結果、株式会社橋本組が1億5,300万円で落札し、6月12日、落札額に消費税及び地方消費税相当額である8%を加えた金額であります1億6,524万円で仮契約を締結しております。

なお、この工事の工期につきましては、平成29年6月19日から平成30年2月28日までと設 定をしております。

次に、参考資料の2ページ、工事等概要書をごらんいただきたいと存じます。

工事名は、平成29年度農山漁村地域整備交付金吉田漁港多目的広場盛土工事で、工事箇所は、吉田町住吉地先でございます。

次に、工事の概要につきまして御説明申し上げます。

参考資料3ページの平面図及び4ページの縦断面図をあわせてごらんください。

本工事につきましては、平成28年度に施工した箇所に引き続きまして、多目的広場の土台となる部分につきまして、盛り土工事を実施するものでございます。

施工範囲につきましては、平面図及び縦断面図の赤く着色してある部分でありまして、測点ナンバー10プラス10からナンバー20プラス8.16までの施工延長198.16メートル、施工面積は1万8,780平方メートルでございます。

工事の内容でございますが、掘削工につきましては現地仮置き土と搬入土分の掘削を行うものでございます。現地仮置き土につきましては、2万4,900立方メートル、搬入土は工事箇所外に本工事使用分として仮置きしてあります土砂1万5,000立方メートルでございます。これらを合わせまして、3万9,900立方メートルの土砂を掘削いたします。盛り土工につきましては、流用土と購入土を併用して、8万立方メートルの盛り土を施工いたします。

内訳といたしましては、流用土につきましてはさきに御説明いたしました現地仮置き土と搬入土のほか、今後他工事で発生する建設発生土の受け入れ予定分を合わせまして、4万4,900立方メートルでございます。購入土につきましては、山土を購入して、3万5,100立方メートルの盛り土を施工するものでございます。

そのほか、新たに盛り土する部分の地盤と盛り土をなじませるために整地工を実施するほか、盛り土ののり面、表層部の締固めを行うためにのり面整形工を実施いたします。

なお、参考資料の5ページから8ページは、各測点ごとの横断面図を添付してございます。 平面図や縦断図と同様に、赤く着色してある部分が施工範囲でございます。

以上が第62号議案の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(藤田和寿君) 以上で説明が終わりました。

本案につきましては、本日本会議終了後全員協議会を開いて、議案の内容確認を行います。 議案審議は、明後日15日の本会議で行いますので、よろしくお願いします。

◎散会の宣告

○議長(藤田和寿君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時05分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(藤田和寿君) 改めまして、おはようございます。

本日は定例会15日目、最終日であります。

ただいまの出席議員数は13名です。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(藤田和寿君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長(藤田和寿君) これから議案審議に入ります。

日程第1、第44号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巌君。

〇5番(大石 巌君) 5番、大石です。

第44号議案の外国語指導助手の報酬33万円以内ということでの条例の改正、これについてお伺いしたいと思いますが、JETからの派遣、そして募集の要項の中に33万円という規定が入っているという説明を受けました。吉田町の中ではJETから派遣以外の方が2名おいでると、この方は年間480万円ということについても伺いました。そうしますと、同じような仕事、指導助手という方は、同じような仕事の中でこの報酬に対する差があるのではないかなという気がいたします。また、教員の皆さんとの報酬、賃金等のバランスについてどのようにお考えになるか、その点を伺いたいと思います。

- 〇議長(藤田和寿君) 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。
- 〇理事兼学校教育課長(栗林芳樹君) 学校教育課でございます。

ただいまのご質問につきましては、そのJETプログラムから派遣されるALTと、もう一方で民間の業者から派遣をいただくALTと、この両者の間に報酬の差があるのではないかというようなご質問と理解させていただきますけれども。

まず初めに、民間の業者から派遣されるALTへの報酬ということですけれども、こちらは報酬という形で我々は民間業者と契約しているわけではなくて、民間業者と委託契約という形で契約を結んで2名派遣いただいているものですので、実際の民間業者から派遣されるALTに実際支払われる報酬は幾らかというところまで、我々としては承知していないとい

うことでございます。ですので、JETプログラムから派遣されるALTと民間業者のALTとの報酬を単純に比較することは、現時点においてはできないということと思っております。

以上です。

- 〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。
- ○5番(大石 巌君) 実際現場で同じような仕事で働く人たちですので、余りそういう点での報酬に対するバランスが崩れるということがあっては、まずいんじゃないかなという気がいたします。それで、先ほど学校の教員とも賃金とのバランスはどうかということもお尋ねしたわけですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。
- 〇議長(藤田和寿君) 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。
- ○理事兼学校教育課長(栗林芳樹君) まず、学校の教員の賃金ですけれども、こちらはもろもろ、例えば教職調整額とか、これは国のほうで定められている基準にのっとって支払われるものになりますが、今回JETプログラムを活用して雇用しようとしているALTにつきましては、町の条例に位置づけて雇用しようとしているものであります。こちらは特別職の非常勤職員という身分になるものですから、違う身分の方を比較してどちらが高い、低いということを申し上げることは困難であるというふうに考えています。
- 〇議長(藤田和寿君) 5番、大石 巌君。
- ○5番(大石 巌君) 5番、大石です。

システム的に、制度的には確かに今回答いただいたようなそうした賃金体系であるとか、 そういうことになると思いますが、現場での同じような環境の中で同じような仕事をしてい る者たち同士が、バランスが崩れることがあってはならないという懸念をしています。

もう1点、教員については、今お話がありましたように調整額等、超過勤務手当というものが通常ではないという、制度の中でですね、この非常勤の皆さんが超過勤務されるというようなケースが、あるかどうかはわかりませんけれども、こうした報酬以外に、時間外に仕事をされた場合の手当についての何か規定というものはおありなんでしょうか。

- 〇議長(藤田和寿君) 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。
- 〇理事兼学校教育課長(栗林芳樹君) 学校教育課でございます。

現時点においてJETプログラムを活用して雇用する特別職の非常勤職員、ALTですね、この方に対して超過勤務手当を支給するということは考えておりません。逆に申し上げますと、基本的には1日当たり7時間45分というような勤務形態の中で全て仕事を行っていただくということを考えております。

- ○5番(大石 巌君) はい、了解です。
- ○議長(藤田和寿君) ほかにいかがでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。 反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長(藤田和寿君) 日程第2、第45号議案 吉田町職員の育児休業等に関する条例及び吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長(藤田和寿君) 日程第3、第47号議案 吉田町農業委員会の委員に占める認定農業者 等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巌君。

○5番(大石 巌君) 5番、大石です。

47号議案についてお尋ねをいたします。

当局からこの制度の見直しについての説明をいただいた中で、農業委員会制度の見直しという中から、こうした委員の任命についての制度上の問題ということでお話がありました。 農業委員会の制度が見直しされたということで、今後担い手の集積とかそうした積極的な役割、それから新規参入の促進等、そうした新たな担い手を育成するというような農業委員会の役割が前向きな方向で転化されれば、非常にうれしいなと私は思いますが。

ただ、地域の農業をリードするという意味合いで認定農業者という制度がありますが、吉田町はこの認定農業者の皆さんが46人という数字で非常に少ないという状況の中で、このまま4分の1の規定を、原則に反するいわゆる例外規定というものを適用せざるを得ないというような状況については、私はそういう実情だなということで認識をするわけですが、こうした農業委員の互選制から任命制へと、それからしかもその認定農業者の数が少ないということでの、認定農業者に準ずる者という人たちを委員として入れざるを得ないような状況、そういう中で吉田町の今後の農業の問題として、こうした委員の構成の中で、先ほど言いましたような新たな農業政策が展開できるのかどうか、その点については大きな問題がいろいるあるのではないのかなというふうに思います。

この間のこうした制度の見直しの中で、今後の農業委員会の制度の見直しで改善される点、 あるいは今現在の吉田町農業の中での問題点等を議論の中で、そういう点での議論がありま したらお答えいただきたいなと思います。

〇議長(藤田和寿君) 少し本議案から離れた農業政策全般にかかわることになっておりますが、当局のほう答弁はどうでしょうか。

もう少しこの議案にかかわる内容で再度質問を、答弁のほうも、できますか。 産業課長、中山孝宏君。

〇産業課長(中山孝宏君) 産業課でございます。

今回、農業委員会に関する法律等が昨年改正されまして、新たな制度の中でそれにのっとった形で今回吉田町の農業委員会、任期が7月ということで変わる中で法にのっとった形で募集をして、その中でも認定農業者が過半数以上を占めるということで原則ある中で、そういった農業団体等に推薦をいただいた中で、こういう結果、認定農業者が5名、準ずる者が2名という結果の中で、特に今後新しく任命される農業委員さんに関しましても、今後研修等をやっていきますので、そういった改善問題点という話でございますが、この農業委員会に関する法律に基づいた形の農業委員会の運営ができるということで判断をしてございます。以上です。

- **〇5番(大石 巌君)** はい、了解です。
- ○議長(藤田和寿君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。 反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案につきましては同意することに決定しました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長(藤田和寿君) 日程第4、第48号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を 求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長(藤田和寿君) 日程第5、第49号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を 求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

〇議長(藤田和寿君) 日程第6、第50号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を 求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

〇議長(藤田和寿君) 日程第7、第51号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を 求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

〇議長(藤田和寿君) 日程第8、第52号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を 求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

〇議長(藤田和寿君) 日程第9、第53号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を 求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

〇議長(藤田和寿君) 日程第10、第54号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を 求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

〇議長(藤田和寿君) 日程第11、第55号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を 求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案については同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

〇議長(藤田和寿君) 日程第12、第56号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を 求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「「なし」の声あり〕

○議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長(藤田和寿君) 日程第13、第57号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を 求めることについてを議題とします。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

〇議長(藤田和寿君) 日程第14、第58号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を 求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案については同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

〇議長(藤田和寿君) 日程第15、第59号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を 求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長(藤田和寿君) 日程第16、第60号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を 求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案については同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

〇議長(藤田和寿君) 日程第17、第61号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を 求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案については同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長(藤田和寿君) 日程第18、第62号議案 平成29年度農山漁村地域整備交付金吉田漁港 多目的広場盛土工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(藤田和寿君) 日程第19、発議案第2号 吉田町議会会議規則の一部を改正する規則 の制定についてを議題とします。

本案について、提案者大塚邦子君の趣旨説明を求めます。

10番、大塚邦子君。

[10番 大塚邦子君登壇]

○10番(大塚邦子君) 10番、大塚です。

発議案第2号 吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

吉田町議会会議規則(昭和39年吉田町議会規則第3号)の一部を改正する条例を別紙のと おり制定したいので、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに吉田町議会会議規則第14 条第3項の規定により提出します。

平成29年6月15日提出、吉田町議会議長、藤田和寿様。

提出者、議会運営委員会委員長、大塚邦子。

理由といたしましては、議会運営委員会においてより効率的かつ円滑な議会運営を目指し、 議会運営全般にわたる基本的事項について調査、研究を行ってきました。そしてこの調査、 研究の結果に基づき、改善された議会運営を行うに当たり吉田町議会会議規則を改正する必 要性が生じたため、今回同規則の一部改正を行うものでございます。

概要の主なものを説明いたします。

第2条に次の2項を加えるということでございまして、議員が出産のため出席できないと きは日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができるといたしました。

また、第47条第1項中「すべて」を漢字の「全て」に、「登壇してしなければならない。」を「起立して議席で行う。」に改め、同項ただし書き中「発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。」を「議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。」に改める。

第48条第1項中「起立して」を「挙手して」に改め、同条第2項中「起立して」を「挙手して」に、「先起立者」を「先に挙手した」に改める。

第52条に関しましては、質疑の回数が3回を超えることができないとしてありましたが、この第52条を削ることにいたします。

第53条の見出し及び同条第1項中「発言時間」の次に「及び回数」を加え、同条第2項中 「時間」の次に「及び回数」を加え、同条を第52条とする。

第60条中「質疑の回数」を「発言時間及び回数の制限」にいたします。

その他、改正に伴い条項を繰り上げるものでございます。

以上が主な概要でございます。

説明は以上です。

〇議長(藤田和寿君) 議会運営委員会委員長、10番、大塚邦子君から説明が終わりました。 これから発議案第2号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

大塚議員、ご苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(藤田和寿君) 日程第20、発議案第3号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書 についてを議題とします。

本案について、提出者大塚邦子君の趣旨説明を求めます。

10番、大塚邦子君。

〔10番 大塚邦子君登壇〕

〇10番(大塚邦子君) 10番、大塚です。

発議案第3号 精神障害者の交通運賃割引に関する意見書について。

上記議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに吉田町議会会議規則 第14条第3項の規定により提出します。

平成29年6月15日提出、吉田町議会議長、藤田和寿様。

提出者、議会運営委員会委員長、大塚邦子。

提出の理由につきましては、精神障害者の経済的負担を軽減するため、身体障害者及び知 的障害者に適用されている交通運賃割引制度を精神障害者にも適用するよう要望するもので あります。

内容については、意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

障害者に対する交通運賃割引は、身体障害者については旧国鉄時代の昭和25年から、身体内部障害者は平成2年から、知的障害者は平成3年から実施されてきました。運賃割引を実施している交通機関等事業種は現在、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーのほか高速道路に及んでいます。

しかし精神障害者については、平成9年~10年当時、精神障害者家族の全国団体が主としてJR運賃の割引を求めて大規模な署名運動を実施しましたが実現せず、以後、全国的には路線バス、民間鉄道などで割引を実施するところが増えるに留まっています。

なお、現在の家族会組織である全国精神保健福祉会連合会(以下全福連)が平成27年から 平成28年にかけて行った請願署名活動では、62万余筆の署名を集めて国会請願したものの委 員会で審査未了となるなど、精神障害者を除外するという体制は基本的には変わっていませ ん。

全福連が実施した全国の精神障害者を対象にしたアンケート調査では、障害者の1カ月平 均収入は僅か6万円程度で、交通費の負担が大変なため「作業所へ行くのをやめた」「どこ にも出かけないようにしている」「外出は自転車で行ける範囲」という深刻な実態が明らか になりました。

近年、障害者関係の法制は集中的に整備され、とりわけ平成26年1月にわが国が批准した障害者権利条約は、その第20条で「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と明記し、第4条で「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」とうたっています。

この規定によれば、交通機関事業者が運賃の障害者割引制度から精神障害者だけを除外することは、明らかに条約に反する行為であり、このような状態に対する是正指導は政府・行政の責任でもあります。

よって、精神障害者に、身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引が適用されるよう、是正指導・勧告等の措置を行うことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月15日、静岡県榛原郡吉田町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

以上です。

〇議長(藤田和寿君) 議会運営委員会委員長、10番、大塚邦子君から説明が終わりました。 これから発議案第3号についての質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

大塚議員、ご苦労さまでした。

これから討論を行います。

質疑はありませんか。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

◎議員派遣について

○議長(藤田和寿君) 日程第21、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定により、議員派遣については、お手元に配付した 議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。 お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長(藤田和寿君) 日程第22、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所 管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則 第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があ ります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しま した。

◎町長挨拶

〇議長(藤田和寿君) 以上で、平成29年第2回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

〇町長(田村典彦君) 議員の皆様には当局から上程いたしました議案につきまして議決いただきまして、ありがとうございました。これでまた、あすからいろんな町の事業というもの

がスムーズに動いてまいるものと思っております。

今ですね、新しい学習指導要領が平成32年度始まるわけでございますけれども、前回が始まったのがやはり同じような10年前でございますので、単純な話、そのときにたまたま教育委員の黒田先生の再任について当局から議案を出したわけでございますけれども、1年生議員、1年生議員なんて言っては申しわけございませんけれども、さきの選挙で当選された議員の皆さんはぜひともですね、たくさんございますけれども、2012年、平成24年の3月23日の議事録と、それから続いて行われた3月28日の臨時会の議事録をぜひとも目を通していただきたいと思っております。

それはなぜかと言うと、黒田委員の再任が議会によって否決されたわけでございますけれども、そのときの最も有力な、いわば否決理由というものが、単純な話、体力の問題でございました。 先陣を切りましたのが、今ここにはおりませんけれども枝村議員で、枝村議員が述べた言葉で言いますと、民生委員、それから保護司等の75歳要件があります。これ75歳要件ということよりも、基本的には75歳を目安に、理屈でございますけれども任命に当たってはですね、それを引き合いに出されて当時黒田委員が76.6歳でございました。

きょうの農業委員の大石節夫さんは77歳を超えております。当時の言葉をかりますと、そこにおられる山内議員がおっしゃった言葉で言うと、これから教育界は変わりますと、新しい学習指導要領になりまして大変な労力と精神力と行動力と、みんなは今全然わかりませんけれども、どういう意味で言っているのか、説明はありませんから。当然のことは体力のことを申しておると普通は思いますよね、75歳を超えているわけですから。また、後ろにお座りの藤田議員、今議長でございますけれども、議長も、ことし77歳になる黒田委員の体力については、大変体へのご負担について気がかりになっておりますと、この町にはたくさん逸材がいるからその中から選べと言っているんですけれども、このお三方がはっきりと体力について言及されたんですよね。

きょう、77. 何歳の方について何でオーケーしたんですか。はっきり言ってダブルスタンダードということですね。二重基準ですよね。二重基準というのは日本語に訳すと、これ簡単な言葉で二枚舌と言うんですけれどもね。舌べらを検査するのは病院の何科かちょっとわからないですけれども、あとでまた健康づくり課長に教えてもらおうかなと思うんですけれども。

ダブルスタンダードを使う議員がこの町にはようけいるんですよ、はっきり申し上げてね。 以前お話ししたこともありますけれども、以前議長をやられた八木議員もそうでございます よね。河原崎議員のときは、あれは疑惑でございますよね。飲んだか飲まないかわからない。 飲んだと言ったですね。そこに毎日車を運転していますけれども、免許証を取り上げられた ということはないと思うんですけれども、河原崎さん、まだ免許証を持っていますか、よかったですね。はっきり言うと疑惑ですよね。

〔発言する人あり〕

〇町長(田村典彦君) 私がしゃべってるんだ。

昔、平成18年に私は住吉の祭典でもって御祝儀を渡して、警察にしょっ引かれました。そこにおられる八木議員もしょっ引かれたんですよ。私は送検されて最終的には不起訴になりました。八木議員も公職選挙法に触れたんですよ、はっきり申し上げて。はっきり認定されたんですよ。ただ軽微だったから送検されなかった。自分は法律にはっきりと触れているに

もかかわらず、自分のときには一切やめずにそのときには言う。二枚舌でしょう、はっきり言って。ダブルスタンダードって言葉をはっきり知っているんですか、八木さん。だから75歳以上公職就任禁止条例でも出したらどうですか、皆さん。

そのとき、枝村議員はこんなふうにもおっしゃっていますけれどもね。私は選挙で選ばれたからいいんだ。選挙で選ばれたからいいんだって、大体13人の議員の、定数のときには14人か15人で、ほとんどみんな入っているじゃないですか。そういうふうに議会というものは、非常に難しい立場にあるのにもかかわらず、皆さんはぜひともですね、議員というのはどのくらい厳しいものであるかということを理解してもらいたいんですよ。

先日動画配信の際に、前の議長の大塚さんから私のほうに申し入れがございました。動画配信について当局の意見をと。私のほうから正式にはっきりと皆さんにおわかりになるように、なぜ問題があるのかということについてお話しして、このペーパーが出ておりますのでぜひとも議員の皆さんに回覧して、何だったら全協で私の説明が聞きたければ私は説明しますよ。

その理由の一つで皆さん、見える化と言いますけれども、見える化の意味を大体皆さん間違っているんじゃないですか。見える化が問題になっているのは基本的には警察の取り調べですよね。警察の取り調べにおいて、要は脅迫的な言動があったかないかというのが問題になったんです。だから物理的に取り調べの模様というものを、いわばカメラで撮りましょうと、撮っておきましょうと。それが出た場合に、脅迫的な言動があったと、そういうようなことがあれば裁判においてどうのこうのと。

議員さんがいろんな議場で話すことについて、見える化で動画配信をすると、全く意味が違いますよ。意味が違う理由はこういうことです。皆さんが本来議会報告会でやることは、皆さんがこの議案に賛成した、反対した、それについて一人一人が賛成の理由、反対の理由を述べることです。それが議会の見える化なんですよ。

皆さんが発言されることについて、どなたも説明をしない。説明責任があると言っている 方がおりますけれども、ではどこでやるんだと、どの場で説明するんだと。何も言わない。 説明責任というものは求められたときにどこの場でやるかと。当然議員活動のことは言いま せんよ、議会活動ですから。議会活動をやったんですから、議会でもって説明される、動画 配信すればいいんじゃないですか。一番わかりやすいですよ。

もっとおもしろいことになると、こういうことですよ。黒田委員が可否同数になったときに、そこにおられる八木議員が何の説明もなく「私は反対です」。これ、皆さんにぜひとも覚えておいてもらいたいですけれども、議会政治とはイギリスから始まりました。イギリスから始まって、長い年月でヨーロッパとかいろんなところでやっているんですよね。可否同数の場合の議長採決というのは基本的に決まっているんですよ。現状維持です。これはデニソン議長の規範というんです。これはもう議会政治の中で基本的に確立された原則です。

そのデニソン議長の規範というものについて知らない人間がいるんですから、どうにもならないですよ、はっきり言ってね。八木議員はデニソン議長の規範についてご存じだったんですか。知った上でやるというのはすごいことですよ。知った上でやるということはどういうことかというと、説明を求められるんです。

どなたも説明しない。だから見える化というのはぜひとも、皆さんが本来は、議会報告会 もそうでございますけれども、さまざまな議案が当局から出されます、それについて町の発 展、それから町民の福祉の向上に反しないというんだったら、当然のことながら反対意見は 出るでしょう。議会が否決されれば、当局はそれで尊重しなければなりません。場合によっ ては再議をかけますけれども。そうした場合に、皆さんお一人お一人がなぜ賛成されたのか そのご意見、なぜ反対されたのかそのご意見、それを述べられた上で、要は質問に耐えられ るかどうかですよ。その質問に耐えられなければ議員は間違った採決をしたとなりますよ、 はっきり言えば。説明できないわけですから。

私はここにいます。当然のことながら、あらゆることにおいて私は皆さんから、議会からいろんな形で説明を求められます。当たり前のことですよね。これ説明できなければ基本的にはだめですから、当然、行政は幅広いですから非常に細かなことについては事務方に任せる以外ありません。しかしながら、当然のことながら、大きな町づくりについては、町づくりの方向性であるとか、構想であるとか、その財源の手当ての問題であるとか、これ首長の責任ですから当然説明しますよね。

極端なことを言えば、絵に描いた餅って町づくりですよ。その町づくりを絵に描いただけで終わったら、首長はまさに無責任ですよ。だから単純な話、その裏づけになるところの財源の手当てに必死ですよ。今この町は物すごいことをやっているわけですから、その財源の裏づけ、はっきり言うと6月議会って非常に難しい議会なんですよ、日程的にいうと。どういうことかと言うと普通通常国会、この18日に終わりますけれども、本来は大体1カ月とかそういう形で延長されますよね、ことしはどんなふうになるかわかりませんけれども。

そうすると何が問題かと言うと、皆さんの頭の中にはほとんどないでしょうけれども、要は中央省庁のトップ人事が全部決まるんですよ。トップ人事がかわるというのはどういうことかと言うと、それまでの局長であれば、局長が言っていた言葉ががらっと変わるんですよ。だから誰がなるのか、必死ですよ、もう、東京からの電話で。私は常にそういう問い合わせをしますから。それでこの人間だったらこういう攻め方をする、当然のことですよ。そうしなければ財源を手当てなんてできないですよ、はっきり言って。本当に夜討ち朝駆けですよ。そういうことの詳しいことが聞きたければ、町長に聞けばいいです。

それから、まだ年は若いですけれども、栗林さんもそうでしょうけれども、そういうことですよ。絵に描いた餅を描くのは簡単です。絵に描いた餅を食える餅にするかどうかというのがトップなんですよ。だから、本当に大変な労力と精神力と行動力が要ります。だから山内議員がどういう意味で言われたのかわかりませんけれどもね。

私はあえて議会とは、基本的には緊張感を持ってやっています。これも緊張感の一つですよ。これだけ言われれば議会だって頭にくるでしょうから、私を攻めればいいんですよ。町づくり、堂々と。私も堂々と論陣を張りますよ。それはプロセスについてはお話しできませんよ、それは、当然のことながらできません。しかしながら、結果については皆さんのもとに全部いっているじゃないですか。言ったことはほとんどやっていますよ。

議員さんにもぜひともお願いがあります。発言に対しては説明をしてもらいたい。それも 当然私がいるところで説明をしてもらいたいということは、議会で説明をしてもらいたいと いうことです。そのための動画配信だったら結構ですよ、本当に。当然私からも質問がいき ますからね。それでいわゆる答えられなければ、間違った発言をしたことになりますよね。

そういうふうな、皆さんリスクを負うだけの覚悟がありますか。皆さんの発言に対して責任を持つ。だから、議員の説明責任を問う条例というのをつくったらどうですか。現在の議

会基本条例って書いてありますけれども、別にあれは何も意味がないですよ、はっきり言って。つくったというだけのことでしょう。それによって皆さんがどれだけの血を流すんですか。何も血を流さないじゃないですか。

私はこれまでにも、自分で偉そうなことを言って申しわけないですけれども、血を流してきたつもりです。公職とはいうものはそういうものです。平成23年も24年も言ったことがありますけれども、皆さんはもはやしゃばの人間ではないんですよ。しゃばから切り離された人間なんです。いざという場合には殺されても文句を言えない人間なんです。町の利益と町民の利益がかかっていなければ、そのために皆さん命を張るんですから。私はやってきました。単純な話、建設業から談合問題をやめましたよ。しっぺ返しを食らいましたよ、告発されましたから。告発した人間の名前までわかっていますけれどもね。そのくらいの覚悟をしなきゃだめです。

今度皆さんとお会いするのは9月でございますけれども、ぜひとも次の9月議会で舌鋒鋭く私の肺腑をえぐるような質問を、ぜひとも期待をしております。それで皆さんには、長い夏になりますけれども、お体に気をつけて、体にかかるご負担をぜひとも和らげて、この9月議会にまた元気なお姿にお目にかかることを期待しまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長(藤田和寿君) ありがとうございました。

◎議長挨拶

〇議長(藤田和寿君) 本日、ここに平成29年第2回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一 言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月1日以来、15日間にわたり、諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げ、まことに意を 尽くしませんが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(藤田和寿君) 以上をもちまして、平成29年第2回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 9時51分